

平成29年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3月 8日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 9日	木	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月10日	金	休 会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
4	3月11日	土	休 日			
5	3月12日	日	休 日			
6	3月13日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月14日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月15日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	3月16日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
10	3月17日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 8 日 (水)

平成29年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成29年3月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 陳情第 2号 | 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情
(平成28年第7回議会定例会付託案件の産業厚生常任
委員長報告) |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成28年度山江村一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 平成28年度山江村一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第4号) |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第
4号) |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第4号) |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第
4号) |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の
制定について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 山江村債権管理条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及
び管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特 |

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第13号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 議案第14号 山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第15号 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第16号 村道路線の廃止について
日程第21 議案第17号 村道路線の認定について
日程第22 議案第18号 平成29年度山江村一般会計予算
日程第23 議案第19号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第24 議案第20号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算
日程第25 議案第21号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
日程第26 議案第22号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算
日程第27 議案第23号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
日程第28 議案第24号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
日程第29 議員派遣の件
追加日程第1 発委第1号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君 教育 長 藤本 誠一 君

総務課長	豊永知満君	税務課長	山口明君
企画調整課長	北田愛介君	産業振興課長	平山辰也君
健康福祉課長	一二三信幸君	建設課長	白川俊博君
教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	中山久男君
農業委員会 事務局長	迫田教文君	代表監査委員	木下久人君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 平成29年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

12月9日の議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。また、主なものだけを抜粋して報告いたしたいと思っております。

それでは、12月10日、万江川水源の森植樹活動を行っております。それにはNEXCO西日本、南稜高校、みどりの少年団、青年団が参加して、丸岡公園周辺に植樹をまいりました。

12月19日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会県要望に行つてまいりました。

12月22日、本城地区メガソーラーの建設現場を視察し、議員全員で現場を視察してまいりました。

1月1日、山田大王神社元旦祭。

1月4日、平成29年山江村成人式。これに対しましては、48名の方が成人式を迎えられました。

1月6日、平成29年山江村消防出初め式が開催されております。

1月7日、山江村新春の集い。

1月8日、山江村交通安全祈願祭。

1月12日、平成28年度町村会議長会研修会が自治会館で行われております。

1月15日、第45回山江村新春駅伝大会が開催されております。今回は万江コースでございました。

1月24日、国保制度改革推進講演会がメルパルク熊本にて開催され、平成30年度改正によるものでございました。

1月25日、議会活性化調査特別委員会で錦町、湯前町のほうに視察研修を行つてまいりました。

2月1日、下球磨町村議会正副議長会と事務局の研修会がありまして、錦町の森本町長による講演がありました。

2月3日、山江村地域問題に関する懇談会が山江温泉ほたるでありまして、総務文教常任委員会で5名の方が参加されております。

2月10日、ひまわり保育園創立40周年記念レセプションがホテルサン人吉でありました。

2月17日、県町村議会議長会、第67回定期総会がホテル熊本テルサでございまして、そのときに決議がなされております。一つ、熊本地震及び豪雨災害から復旧、復興に対する財政支援と大規模火災災害の対策確立を期する、一つ、議会機能強化及び報酬等議員の待遇改善を期する、一つ、地方創生の更なる推進を期する、一つ、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する、一つ、町村財政の強化を期する、一つ、農林水産業振興対策の強化を期する、一つ、中小企業振興対策の強化を期する、一つ、環境保全対策の推進を期する、一つ、情報化施策の推進を期する、一つ、地域保健医療向上及び医療保険制度の改善を期する、一つ、少子化対策推進及び社会福祉対策の強化を期する、一つ、教育文化振興に期する、一つ、交通及び生活環境の整備促進を期する、一つ、消防体制の強化を期する、一つ、国土政策の推進を期する、一つ、過疎地域の振興を期する、以上を決議してまいりました。

2月19日、2月20日にかけて、関西丸岡会が大阪で開催されまして、120名が参加されております。また、今年も東浦の臼太鼓踊りが披露されまして、大変感激を受けているところでございます。

2月21日、議会常任委員会合同行政視察研修を宮崎県三股町と高原町に研修視察に議員全員で参加してまいりました。

2月23日、球磨郡議会議員研修会があさぎり町せきれい館にて開催されております。

2月25日、第2回山江村教育の集いが山江村環境改善センターにて行われております。

3月5日、東浦臼太鼓踊り保存会が無形文化財ということで、温泉ほたるのほうで披露されまして、50名程度の方が見学に見えられて、大変感動されておりました。

以上をもちまして、行政報告を終わりたいと思います。

また、地方自治法第109条第9項の規定により、例月現金出納検査の経過報告書が監査委員よりお手元に配付されております。提出されておりますので、よろしく願いいたします。

以上、申し上げます、議長の開会のあいさつとさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） おはようございます。

それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、その結果につきましてご報告いたします。

平成28年12月20日に開催されました平成28年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の2日目と平成29年2月24日に開催されました平成29年人吉球磨広域行政組合議会定例会の第1回、1日目が開催されております。

平成28年第4回の議会定例会の2日目は、日程第1の議席の指定におきまして、湯前町議会議員の任期満了に伴う改正によりまして、新たに選出されました椎葉弘樹議員を15番に、倉本豊議員を16番に指定され、併せて組合員の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名をされております。

日程第2の議会運営委員会委員の選任では、同じく湯前町議会議員の改選により、欠員となっておりました上球磨地区委員の補充があり、水上村選出の米良哲議員が選任、指名されております。その後、議会運営委員会が開催され、同じく欠員となっておりました委員長に、あさぎり町選出の豊永喜一議員が就任されました。

日程第3の一般質問では、人吉市選出の塩見寿子議員が「人吉球磨クリーンプラザの今後について」と、多良木町選出の高橋裕子議員が「喫緊の課題である特別養護老人ホーム福寿荘の方向及び本組合の事業の方向について」質問をされております。

日程第4、議案第24号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

日程第5では、議会運営委員長から申し出の委員会の閉会中の継続調査についても、申し出のとおり決定され、平成28年第4回議会定例会は閉会をされております。

次に、平成29年第1回の議会定例会は2月24日に開会、2月25日から3月23日までを休会、3月24日までとすることに決定されております。1日目の2月24日の議会定例会について、主なことを報告いたします。議案は1号から11号まであり、議案第1号から議案第3号までが一般会計、特別会計の平成28年度の補正予算で、議案第4号から議案第6号までが平成29年度の一般会計と特別会計の予算、議案第7号から議案第10号までが関係条例の一部改正、議案第11号が特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例の制定となっており、この11議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受けております。議案第1号から議

案第3号までの補正予算3件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、討論、採決を行い、3議案とも原案どおりに可決し、1日目は散会となりました。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本議員の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 10番、松本佳久です。人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

去る2月28日午後2時より、人吉市下林町1番地、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて、平成29年2月第1回人吉下球磨議会定例会が開催されましたので、会議結果の報告をいたします。お手元に4ページの資料を配付しておりますが、順次説明をします。

定例会は、管内6市町村から選出された消防組合議会議員8名、6市町村長で構成する管理者6名、そのほか監査委員、消防長ほか職員等、合計26名の出席で開会され、傍聴者は13名でした。

議案第1号は、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、これは昨年8月の国の人事院勧告による当組合の条例の一部改正案です。内容は、職員の扶養手当についてで、これまでと比較して、配偶者扶養手当を減額し、子ども扶養手当を引き上げるものです。平成29年度を移行期間とし、平成30年度からは、子ども扶養手当月額1万円、配偶者、父母等扶養手当月額6,500円となるものです。施行は平成29年4月1日からで、原案どおり満場一致で可決されました。

議案第2号は、平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてで、歳入歳出予算の総額にそれぞれ188万7,000円を追加し、総額を9億9,325万2,000円とするものです。歳入の1款、分担金及び負担金43万4,000円増の主なもの、昨年4月の熊本地震応援出動に伴う職員の時間外勤務手当特別負担金が6市町村合計で32万8,000円、このうち山江村の負担金は3万円となっています。4款諸収入の521万2,000円の増は、熊本県防災消防航空隊派遣人件費の増511万6,000円が主なものです。5款組合債の減額450万円は、山江村山田蓑原のすぐ近くで、相良村に設置されている中分署の高規格救急自動車及び錦町に設置されている東分署の水槽付消防ポンプ自動車の入札残額による減額です。中分署の救急自動車は、購入後17年が経過しており、高規格救急自動車に更新しました。古い救急車は消防本部に配備されています。東

分署の消防ポンプ自動車は、平成3年導入で25年が経過しており、今回タンク付消防ポンプ車を購入しました。財源はいずれも後年度に交付税措置のある有利な起債を充当しております。7款財産収入49万3,000円増の主なもの、古くなった救急指導車を玉名市の中古車販売業者へ50万円で売却するための計上です。歳出では、3款消防費が117万7,000円の減額となっていますが、1項消防費、1日常備消防費のうち3節職員手当等1,057万6,000円の増、このうち早期退職者退職手当特別負担金928万8,000円の増、4節共済費共催組合負担金の追加費用率引き下げによる617万5,000円の減、11節需用費の燃料光熱費等の節約による100万5,000円の減、3款、2目消防設備費の18節備品購入費は、事業費の減による443万6,000円の減で、歳出3款消防費の各項目を増減しての補正額は117万7,000円の減額です。5款予備費は323万3,000円を増額して、補正後は1,062万7,000円となっています。人吉市議会の大塚議員及び私から質疑を出しましたが、原案どおり満場一致で可決されました。

議案第3号は、平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてで、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,603万円とするもので、対前年比では4,584万3,000円の増額です。増額の主な要因としては、職員を3名増員して108名体制にすること。本部庁舎の雨漏り対策費、備品購入費として平成9年導入後20年が経過した中央署、化学消防ポンプ自動車及び平成7年導入後22年が経過した中分署、水槽付消防ポンプ自動車の更新、整備費用を計上したことによるものです。歳入予算10億2,600万円の内訳として、1款分担金、負担金は、6市町村合計で9億1,883万3,000円です。このうち山江村の負担金は、常備消防費負担金7,007万円及び各種起債償還負担金等977万9,000円、合計7,984万9,000円となっています。歳出では、1款議会費を16万円減額して82万3,000円、3款消防費は5,075万円増額して9億115万円、このうち中央署、化学消防ポンプ自動車及び中分署、水槽付消防ポンプ自動車の更新、整備費用9,500万円は、後年度交付税措置のある有利な起債を充当しています。球磨村議会の高沢議員及び私から質疑を出し、執行部の答弁を得て、原案どおり満場一致で可決されました。

一般質問は、人吉市議会選出の大塚則男議員から、1、住宅火災について、2、財産購入について、3、その他の質問がありました。

以上で消防組合議会の報告を終わりますが、人吉下球磨消防組合の過去1年間の災害出動概要についてと最近の出動状況について簡単に報告をします。資料の最後のページにありますように、昨年1月1日から12月31日までの管内の火災出

動件数は19件、うち山江村では2件の出動でした。対前年比では管内で7件の減、山江村では3件の減となっています。救急出動件数は、管内全体で2,838件、山江村では112件の出動で、全体では74件の増、山江村では6件の減となっています。防災ヘリ、ドクターヘリの要請件数は36件で、うち山江村では1件の要請があります。総出動件数は3,278件で対前年比113件の増加となっています。毎日平均で9件の出動がっていることとなります。

次に、今年の状況について報告します。一昨日3月6日までの出動件数は、救急513件、火災11件、救助6件の合計530件であり、そのほかに警戒や調査等のその他出動も73件あっております。特に火災について報告しますが、今年に入り1月に8件、2月に3件の火災が発生しました。これは平年よりも多い火災の発生状況です。やや大きな火災だけを報告しますと、1月17日には球磨村一勝地で6年間空き家だった2階建て家屋が全焼しました。1月28日には、人吉市願成寺町の木材工業団地内で長年堆積した樹皮からの発火があり、これは鎮火までに12時間を要しました。1月31日には、人吉市合ノ原町の建物火災、2月16日には人吉市上薩摩瀬町での倉庫、事務所の建物火災が発生しています。

平成28年度の全国統一防火標語は、「消しましょうその火その時その場所で」となっています。住民の皆様もどうぞ火の用心をよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成29年度が火事や水害等の大災害がない安全で平和な1年でありますことを念願して、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会の報告が終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日ここに、平成29年第1回になります山江村議会定例会を開催いたしました。議員の皆様には、全員出席いただく中に開催できますことを、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず先般の12月9日議会後の行政報告を主なもののみ行わせていただきます。

12月11日ですが、山田地域の水源地の一つである萩大明神の秋の例大祭に参加してきました。

そして12月12日、栗技術指導員の方々が新しくまた代わられたということで、その委嘱状の交付式を行っております。

それから12月13日でありますけれども、あさぎり町の薬草加工所の起工式に参加してまいりました。これはミシマサイコを人吉球磨一帯的に薬草として収集しながら、工場の機能を果たしていくというものであります。広域行政組合のほうから、基金積立のうち7,500万円を補助しているということでもありますので、各町村とも、この加工所のほうにミシマサイコを持ち込むというようなこととなります。

それから12月18日であります。第64回の球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会に応援として参加しました。山江村は8位という成績であります。ただ、このところ非常に中学生が、優秀なランナーが多数いるということでもありますので、山江村1チームであります、2チーム、3チームとなりますと、そういう若い中学生のランナーたちが球磨一周を走る機会が増えるということでもありますので、そういうこともぜひ検討していただきたいと、陸協のほうにお願いをしたところでもございます。

それから12月22日ありますが、山江栗の生産向上推進員の方々の会議を行って委嘱状を交付させてもらっているということでもあります。新たに発足した会議であります、19名の方々に委嘱状を交付したということでもあります。今後、山江栗の増産、そして品質向上のために、各農家に対していろんな聞き取り調査、また指導等を行ってもらおうというようなことになっております。委員の皆さん方からは、農協の果樹研究会は、やはり球磨栗としての位置付けということでもありますので、山江栗生産向上推進委員会ということで、この辞令をもらったと、委嘱状をもらったということですね、「山江栗」と堂々と今後言っていけるというような声も聞こえてきているところでもあります。

明けて1月1日、山田大王神社の元旦祭に参加しました。

1月4日が議長報告がありましたとおり、山江村の成人式でありまして、1月6日が消防出初式でありました。議員の皆様方、それぞれ参加いただきまして大変ありがとうございました。出初式につきましては、1分団が総合では初めてということでもありますけれども、優勝されております。

7日の日が山江村の新春の集いに参加をしまして、9日の日に山江村交通安全祈願祭が開催されております。

1月13日、熊本県町村会主催によりますトップセミナーが開催されております。その後、県選出の国会議員の方々との意見交換会、新春の集いに参加をいたしております。

それから1月15日が第45回目を数えます山江村の新春駅伝大会がありました。万江コースということでありましたけれども、9区が2連覇を果たされたとい

うようなことでもございました。

そして1月22日であります、第34回の熊日郡市対抗女子駅伝大会に参加してまいりました。応援に教育長とともども行ってきたわけであります。第1区間を山江中1年生の川辺千聖さんが走るということで、1区間で応援していましたが、5、6位以内では来るんだらうというふうなことを聞いていましたが、先頭で来ましたので、非常に興奮して応援させてもらった。見事に快走されまして、区間賞を取られております。

1月24日、先ほど議長が言いましたとおり、国保制度の改革の講演会がありました。いわゆる国保制度が大きく変わっていくということでもあります。大事な部分でもありますので、この場でその中身をつなぎたいと思いますが、特に変わるところはですね、もろもろの国保が取り組む事業でインセンティブを付与しますというふうなことであります。インセンティブといいますと、積極的に取り組んだところにしっかりと予算を、財政を手当をするというふうな言い方であります。自治体国保は、保険者努力支援制度ということでありまして、保険者努力をしたところに財政規模の700から800億円程度の財政を支援するぞというふうなことであります。一律の財政支援ではなく、取り組んだところにやるということですが、主なものとしては、いわゆるメタボリックシンドローム該当者とその予備軍がどれぐらい減少したか。二つ目に、特定健診以外の健診実施状況、また健診結果に基づく受診勧奨の取組状況。3番目に、糖尿病の重症化予防の取り組み。それから、広く加入者に対して行う予防健康づくりへの取り組み。それから、加入者の適正受診、適正服薬でありますから、レセプト点検等の実施状況。六つ目が後発医療品、いわゆるジェネリックの使用促進に対する取組状況等々の事業を数値化して、減ったところに予算をあげますというふうな言い方であります。メタボにしろ糖尿病にしろ受診勧奨にしろ、予防健康づくりにしろ、非常に村内に出掛けて行きながら、寄り添いながら指導する場面をつくらないと、なかなかこの数値は動かないんだらうという気がしております。そういう意味におきましては、山江村は4名の保健師がいるわけでありますので、この4名の保健師をフルに、その地域に動けるような体制をつくっていかなくちゃいけないと。本当にお年寄りに寄り添う保健師として、またその健康寿命をいかに伸ばすかというふうなことに對する取り組みを進めていきたいと思つたところでありますし、そういう取り組みを29年度予算として上げさせてもらっているところでもあります。

それから1月27日であります、山江村の地域公共交通会議を開催いたしました。4月1日から新まるおか号が走り出すということでもありますけれども、そのことにつきましての最終的な確認、また法制度に伴います公共交通会議を行ったとい

うことでございます。

そして1月30日、やまえ栗のコンソーシアムを行っております。やまえ栗まつりを実施したわけですが、このコンソーシアムが土台となって動きながら、その中身について、栗まつり等々のイベントで確認するというような作業を国の補助事業を用いてやっているわけでありまして、現在は山江栗の商品、ブランドマークと申しますか、ロゴマークをどうつくるかと、その商品についての包装紙をどのようにデザインするかというようなことを進めて、今後の山江栗の販売促進について検討を重ねているところであります。

それから2月1日、向鶴地区が浄化槽が壊れたということでありまして、その修繕をしております。その浄化槽の補助金の交付を行わせてもらっております。

2月3日午前中に、肥後銀行の若手の方々が出向されて、地方創生の勉強をされております。これは県内で2カ所、地方創生の取り組みが順調にしている町村を選ばれて研修をされたということでありまして、県南地域につきましては、山江村のほうに出向かれての研究会、私もあいさつだけということでありまして参加をしております。それから午後が、山江村の地域問題に関する懇談会、これは商工会主催で温泉ほたるで開催されたところであります。今年もプレミアム券を中心としながら、いろんな意見交換をさせていただきました。

2月4日、5日は、区長会の研修に私も同行いたしております。

2月7日は、子ども議会を開催し、山田小、万江小の子ども議員さん方が、全く同じような形式で質問をされるというような地方自治の勉強会の一つとして、そういう授業を行ったということでありまして。あと教育者のほうから聞きますと、私も地元就職するという考えじゃなくて、しっかりと企業化して山江栗の日本一の生産農家になる、山江栗の日本一の工場を建てるというような気概を持って頑張りたいと申したわけですが、子どものほうからは、「早速企業化をするんだ」というような声が挙がっていると。また、「じゃあ俺手伝うぞ」というような声も挙がっていると、そういう意味では、非常に山江村の郷土愛を感じるわけでありまして、そういう取り組みにつきまして、大変ありがたく思っているところであります。

それから2月12日は、第43回の郡市対抗熊日駅伝大会の応援に出向いております。天草市に出向きました。本村からも中学1年、2年、3年とそれぞれ選手団として選出されております。1年生が横山君、2年生が佐々木君、3年生が石山君と、体調等の不調により選手として走るということにはなかったわけですが、大変優秀な選手がそろってきたなと感じているところでございます。

2月18日がトップアスリートの派遣事業のスポーツ教室を体育協会の主催で行

っております。今回はバドミントンのスポーツ教室として、熊本中央高校の工藤先生をお招きしながら、また、熊本中央高校の高校生の選手を招きながらバドミントン教室をやったところであります。

それから2月19日と20日、関西地区丸岡会のほうに私も参加してきました。関東もそうでもありますけれども、非常にふるさとを懐かしくといたしますか、応援する気持ちを持っておられるということですが、私のところに今回はこういうメールが届いたんですけれども、「東浦の太鼓踊りの皆さん方の踊りとか、もろもろ山江の方々と意見交換をする中において、本当にふるさと山江村を誇りに思いました」というようなことのメールが届きました。大変私としても行かれた方々としても、ありがたいといたしますか、一番大事なことでありまして、大変ありがたく思っておりますし、より良き交流ができているんだなということも思っております。

それから2月21日でもありますけれども、公営住宅の起工式をこれは今回建設をされます業者の主催により行われております。

それから2月22日、23日ではありますが、ICT教育の首長協議会のサミットがありました。特にこのサミットのメインとして、各自治体の取り組みのアワードとして、最優秀賞を選ぼうという取り組みがあったわけでありまして。現在、首長協議会に参加している市区町村は、全国で116自治体あるわけですが、今回は19の自治体から応募があったということでありまして。そのうち第一次審査で6市町村が残ったということでありまして、その6市町村によるプレゼンテーションのアワードをやったというようなことでもあります。都市を申し上げますと、茨城県のつくば市、東京の日野市、岐阜県の岐阜市、滋賀県の草津市、佐賀県の武雄市で五つでありまして、あと熊本県の山江村、もちろん村としては一つだけでありました。結果的には、つくば市とどうも争ったようではありますが、文科大臣賞は残念ながらということではありますが、協議会会長賞を受賞して帰ってきました。また、村内でICT教育に取り組まれる方々、そしてしっかりと山江村のPRもできたんじゃないかなろうかと思っているところであります。

それから2月24日ではありますが、第4回の山江村栗コンソーシアムを開催し、栗のブランドロゴ、後で一回見ていただきたいと思っておりますけれども、ブランドのロゴと包装が大体固まったということでございます。

それから2月25日は、山江村の教育の集いに参加しました。感想として、子どもたちが本当に政策提言を学習として山江村の課題に対して真正面から向かいながら、政策提言をされたというようなことでありまして、しっかりとしたその視点の中で発表された姿にまた感心もしたところであります。

それから25、26とですね、移住定住のモニターツアーを開催いたしました。

福岡市から3組の親子、熊本市から1組の親子、鹿児島市から1組の親子の方々が、5組の方々が参加され、実は淡島の今回できた施設にも泊まられて、その山江村の暮らしを体験されたというようなことであります。その中で、鹿児島から来られた方につきましては、もう完全に山江村に移住したいという意向を示されております。もちろん子育ての環境もあるんですが、その中身を読みますと、ICT教育に非常に惹かれておられるというようなことでございます。そしてあと福岡の春日市の方、それから熊本市の方々は、今後とも山江村を何度か訪れながら、将来移住定住を考えてみたいというようなことでございまして、しっかりと地方創生の柱の一つでもありますので、その移住定住のほうもしっかりと、お招きされるような体制をとっていきたいと思っております。

それから2月26日から27日にかけて、山江村のグリーンツーリズム研究会と福岡市の方々、これは山江のクライנגルテンのほうに米倉治美さんという方が入居されていたんですけれども、その方が中心となって福岡市民の方々との意見交換会というのを実施しております。具体的には、福岡市の公園に山江から持って行きました彼岸花を10カ所ぐらいに植えてもらうというようなイベントをして、交流を深めてきたということでございます。

それから2月28日は、日本遺産のアドバイザーとの意見交換会を午前中に行いました。鈴木先生、それから原研哉さん、隈研吾さんの事務所の方々が参加されながら、もろもろの意見交換をさせていただきました。午後はシンポジウムが開催されたということでありますけれども、私、人吉下球磨消防組合の定例会に参加いたしました。特に先ほど松本議員のほうからご報告がありましたが、消防組合のほうは今、前から使っていた駐車場が今使えないというようなことで、非常に苦労されているという状況であります。また、もろもろの訓練施設等々の必要性もあり、新たに土地購入を今、管理者で協議をしているところであります。管理者の意見が合意でき次第ですね、その消防署の新たな土地購入について動いていくということになります。もちろん山江村としても、応分の負担をしていくということでありますので、その際にはまたご報告し、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから3月3日、4日ではありますが、これは教育の情報化推進フォーラムに私参加してきました。これは東京のオリンピック青少年センター、これは東京オリンピックのときの選手村だったそうですけれども、そこに出向いて、パネリストとして招かれておりましたので、その中身が「地方創生と教育の情報化」というテーマです。いわゆる地方創生を進めておりますけれども、そのことが教育の情報化とどういう関連性をもっていくのか、また教育の情報化により進むことにより地方創生がどのように進展していくのかというテーマの中での話をさせてもらったところで

ございます。

それから3月5日でありますけれども、高岡恒子さんが100歳を3月3日の日にお迎えになれましたので、そのお祝いに出向いております。これで山江村から100歳以上の方々が4名になりました。熊原の黒木マサエさん、それから下城子の次山タミエさん、そして尾崎の高畠トミエさんですかね、と今回の高岡恒子さんの4人になります。非常に長寿でありまして、皆さんお元気ですね、ちょっと高岡さんも耳は遠いんですが、話はしっかり通じるわけですし、いろいろ話す中に本当に笑顔でうれしそうに対応をいただきましたし、一日でも健康で長生きをしていただきたいと思ったところであります。

それから3月6日ありますが、移住定住の促進委員会が開催されております。先ほど具体的な移住者がもう出てきておられるという中であって、公営住宅、また分譲住宅地は整備するようにはしておりますけれども、空き家をどう活用するかということについてですね、この移住定住促進委員会のほうでも検討していただくということになっております。

それからこれは昨日ですが、平成28年度の人吉球磨消防組合の表彰式及び職員の意見発表会に午前中参加しました。私管理者をしておりますので、その表彰式に参加したということではありますが、実は先般、養原のほうで発生しました火災に対しまして、米谷茂さんと西春人さんが未然に自分たちで消火活動をされております。そのお二人が山江村の火災についての消火活動を行ったということで表彰されましたので、ご紹介をしておきます。

それから昨日つつじ祭りの実行委員会を開催しまして、4月16日と開催日を決定させてもらったところでございます。

少々お時間を取りましたが、新年度予算もありますので、若干の施政方針について申し上げさせていただきたいと思います。国では、もう29年度の予算が既に12月22日に閣議決定をされており、現在国会での審議中であります。

その予算の内容を見ますと、総額が9兆7,547億円、昨年度より7,329億円増えているというような状況であります。一番我々に関係があります地方財政への対応であります。地方交付税が1兆5,671億円でありますから、昨年より2.2%減ったというようなことであります。ただその分つきましては、臨時財政対策債、これが4兆4,522億円措置されておまして、その地方交付税が減る分の臨財債を6%増やすというような対策をなされているところであります。

それから、一億総活躍、地方創生関係でありますけれども、平成27年度から創設された地方創生が、いよいよ全国で本格的に展開をされているということであります。まち・ひと・しごと創生事業費として1兆円の昨年同様予算化がされてお

ますし、地方の先進的取り組みにつきましての支援につきましても、同じくその中から1,000億円措置されているということでもあります。ただありがたいことはもう一つ財政を見てみますと、過疎対策事業債のほうが4,500億円、昨年より300億円増えているところでありまして、しっかり過疎の7割補助と同等の取り扱いでありますので、その付近も目を向けながら事業を展開していければと思っ

ているところでもあります。

その中で山江村の新年度予算の対応でございます。柱はですね、こういう時代の中にあつて、村民所得をどのように向上させていくか、農林業、商工業の振興をどう図っていくか、そして少子高齢化、超高齢社会とも言えますけれども、暮らしやすい福祉をどう充実させていくのか、それから生活環境の整備も当然まだまだ必要でありますし、そして村民の皆さん方が本当に輝く人材育成をどう図っていくかということもございます。基本的には地方創生への取り組みを中心に、既に取り組んでいる事業をさらに推進させるということではありますが、働く場所の確保として、万江地区集落営農、6月に法人化の設立がなされそうではありますが、これにつきま

してしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、万江地区が終わりましたら山田地区のほうにもこの集落営農の法人化がもう待たなしの状況で農地が耕作放棄地となるのが目の前に来ておりますので、待たなしの状況の中で、また山田地区の集落営農も次に控えているということも思っているところでもあります。そういう意味におきまして、この万江地区の集落営農につきましては、しっかり運営していただきたいなということも思いますし、行政といたしましても支援をしていきたいと思っ

ているところでもあります。

それから、山江ブランドの更なる推進として、栗を中心として進めておりますけれども、そのほかにも農林水産物のブランド化事業にも取り組んでいきたいと思っ

ております。地方経済を活性化させるという事業につきましても、商工会へのプレミアム商品券の発行につきまして、本年も予算化をさせてもらっているところあります。先ほど申しました移住定住の更なる促進として、福岡の方々がこのように私におっしゃいました。「子育て日本一宣言をされてはいかがですか」というようなことを言われましたが、どこが日本一なのかというような調査も必要でありま

しょうけれども、なかなかそういう宣言してもいいのかなという気がいたしております。

それから、国保のときに申し上げましたけれども、国保制度改革があるということも含めて、村民の方々が健康寿命をやはり伸ばしていただきたいと思うわけあります。日本の平均寿命は、女性の方が85歳ぐらいかと、男性が80歳を超えたぐらいと思いますが、実は健康寿命といいますと、平均でありますけれども、それ

から10歳ずつを引いたのが健康寿命の平均と言われております。いわゆる男性では70歳、女性で七十五、六歳になったら、基本的に不健康な状態で生きておられるというような統計が出ているわけでありましてけれども、その10歳の格差を少しでも詰めていくというような作業が必要であろうかと思っております、積極的に保健師を地域に出向かせたいというふうに考えております。

それから、人材育成としては、今、山江未来塾を展開しておりますけれども、これはまさに村民の方々が主役として地域づくりをやってもらうということでありまして、更なる充実と実践に対する支援も2年目を迎えてしていきたいと思っております。

また、日本遺産を活用した交流人口の増加ということで、現在フットパスを動いております。フットパスの先には、山江に来られていろんなものを見て回って、ものを買われて、最終的には泊まって帰られるというような仕組みをつくることのできないかということでありまして、そういう交流人口の増加につきまして、また経済効果を生むような農泊の充実も図っていききたいと思っております。具体的に申し上げますと、総務課におきましては地域公共交通、新まるおか号を見直して実証運行を4月から始めます。企画調整課におきましては、移住定住推進として、堂園地区に分譲地3区画を整備いたします。また空き家改修、空き家土地購入に対する助成を予算化しております。それから、山村活性化支援事業、これは山江栗の件でありますけれども、補助事業でやっておりますけれども、来年が最終年度でありますので、山江栗の輸出、また山江栗の新しい商品の開発、それから改良、パッケージデザインについて固めたいと思っております。

それから、地域づくり研究所関係をさらに充実させるということでありましてけれども、現在地域おこし協力隊が1名来られるということになっておりますので、その地域おこし協力隊の方々、先ほど言いました日本遺産を活用した交流人口の増加というような観点から、地域づくり研究所に張り付けてもらうようにしたいと思っております。

それから産業振興課では、先ほど申し上げました万江地区の集落営農の法人化の支援を行うということでありまして。

健康福祉課につきましては、タブレットを活用した認知症対策を実施したいということでありまして、胃がん施設検診を実施します。施設での検診を希望する40歳以上の村民の方々に対しまして、そういう予算化をさせてもらっております。

建設課におきましては、公営住宅の建設、西川内住宅の建設を継続的に行いますし、下段の架け替え工事、右岸側を29年度は行いますし、これは地域懇談会から、またほかの地域からも実は聞こえてきたんですけれども、井手の口橋から県道

までの区間が非常に狭くて危ないというようなことでありますから、その改良工事に向けた全体の測量を行わせてもらいたいと思っております。それから椎屋地区の水道が共用を開始するというようなことであります。

教育委員会の課題としては、学校運動部が社会体育へ移行につきましての予算化も図っておりますし、山江村の体育館、今年は熊本県民体育祭が開催されるということでもありますけれども、山江村の体育館を改修したいと。これは今現在、補助金を申請中でありまして、その補助金が交付されれば事業実施をしたいというようなことが主な来年度の事業でございます。

最後になりますけれども、平成29年度は先ほど申し上げましたとおり、平成27年に創設されました地方創生5カ年計画の3年目、中間地点に当たります。私は昨年、この地方創生を実現の一步を踏み出す年というふうに申しておりますけれども、継続して事業推進に当たることが山江村の課題山積した現状の課題解決の近道だと考えております。現状では、低迷する農産物、木材価格によりまして、非常に農林業は苦しいという現状はまだ続いておりますし、また今後、超高齢介護社会への対応をどうしていくのか。地方経済がなかなか活性化しない中で、暮らしへの不安を抱いていらっしゃる方々もたくさんおられるということを確認しているところであります。

本村の産業振興をどうするか、医療介護の不安を取り除く福祉の現場をどう充実させていくのか、道路橋梁をはじめ防災対策としての生活環境を整備していかなくちゃいけませんし、新しい社会へ向けた人材育成等々本村の抱える課題と真正面から向き合わない限りですね、目をそむけていたらその解決はできないと考えているところであります。山江村民の方々がそれぞれ安心して安全な生活の中に、子どもたちが夢を持ちながら、若者が希望を抱き、働く人たちが生き生きと暮らし、お年寄りの笑顔が絶えない、そして我がふるさとに誇りと愛着を持てるような村を実現してまいりたいと思います。そして村民の皆様方が村づくりの主役となる我が山江未来塾であります。多くの村民の方々にご参加いただきながら、ともに考えることで、やらなければならない課題解決の方策が見えてこようかとも考えております。未来塾も2年目を迎え、実践活動が始まる期待もでございます。私も村民の皆様とともに現場をしっかりと見据えながら、必要とされる政策実現に向けて覚悟を持って全力で進んでまいります。改めまして、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案は、条例の制定を含め、補正予算、当初予算等、合計25件でございますが、どうぞ慎重にご審議いただきますよう、そしてよろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、施政方針のあいさつとさせていただきます。ご清聴あ

りがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成29年第1回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、8番、中竹耕一郎議員、10番、松本佳久議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） それでは、報告いたします。

平成29年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月28日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月8日から17日までの10日間としております。本日、開会、提案理由の説明としておりますが、日程第3、陳情第2号から日程第9、議案第5号につきましては、先議することとしておりまして、提案理由説明、質疑、討論、表決を行い、その後、残りの議案について提案理由説明を行い、散会することとしております。9日は休会で午前9時から議案審議、10日は休会で午前9時から現地調査を行うこととしております。11日、12日は休日、13日から15日までの3日間は休会で議案審議としております。9日目、16日は一般質問で、6名より通告がなされており、終了後散会としております。発言の順序はくじで決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。10日目、17日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 陳情第2号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情（平成28年第7回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員長報告）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、陳情第2号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について（平成28年第7回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員会委員長報告）を議題とします。委員長は答弁席より報告をお願いいたします。

産業厚生常任委員長、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） それでは、陳情第2号について報告します。

平成29年3月8日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

委員会審査報告書。

平成28年第7回議会定例会で、本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、陳情第2号。

件名、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情。

当委員会は、1月26日午前9時半より委員会議を開催し、陳情書について協議をいたしました。委員会審査の結果は、委員全会一致で採択するものとする決定しました。審査結果の附帯意見として、病床数削減ありきではなく、本村の実情に応じた将来の医療提供体制の確保を望むという意見を付けております。

以上、報告をいたします。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第1号について、ご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成29年3月8日提出、本日であります。山江村長、内山慶治。

提案理由でございます。山林購入に係る経費を緊急に予算措置する必要があったために、平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号）を専決処分したというものでございます。

1枚開けてもらいますと、専決処分書がございますけれども、これは山林購入に伴いまして、議会のほうにもお話ししましたが、その入札に予算を追加しましてその入札に参加した案件による専決処分でございます。

補正予算書であります。専第9号でございます。

平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成28年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするというものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成28年12月16日に専決をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、専第9号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳入歳出の総額は、既定の額36億8,508万1,000円でございます。補正の内容についてご説明いたします。

2ページをお願いします。歳入歳出予算補正。歳出です。競売物件の山林購入入札のために、予備費140万円を減額いたしまして、林業費140万円を増額したものでございます。

以上で、説明を終わります。

日程第5 議案第1号 平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第5、議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第1号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成28年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,108万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,616万5,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加変更は、「第2表 地方債の補正」によるものがございます。

平成29年3月8日提出、山江村長でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正。今回の補正では、補正前の額に歳入歳出それぞれ1,108万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,616万5,000円とするものがございます。

歳入です。主なものについてご説明いたします。13、国庫支出金1,392万9,000円の増は、地方創生拠点整備交付金によるものがございます。14、県支出金48万1,000円の増は、保険基盤安定負担金の増、児童福祉費補助金の減によるものがございます。15、財産収入119万4,000円の減は、基金利子によるものがございます。16、寄付金163万円の増は、ふるさと応援寄付金の増によるものがございます。17、繰入金132万4,000円の減は、公有財産購入費の確定によるものがございます。19、諸収入209万7,000円の増は、県市町村振興協会補助金と児童福祉費、国・県負担金の過年度交付によるものがございます。20、村債を350万円減額するものがございます。

2ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明いたします。

2、総務費の総務管理費5,025万4,000円の増は、財政調整基金積立金5,000万円、まち・ひと・しごと創生対策費3,782万1,000円の増が主なものです。3、民生費1,955万2,000円の減は、老人福祉費1,194万8,000円、児童措置費583万6,000円、子育て支援施設費268万3,000円の減が主なものです。4、衛生費946万5,000円の減は、予防費414万円、環境整備費211万9,000円、健康増進事業費443万9,000円の減が主なものでございます。5、農林水産業費4,916万5,000円の減は、農業総務費農業集排の特別会計繰出金500万円、公有林造成費3,306万円の減が主なものでございます。9、教育費の614万円の減は、事務局費413万8,000円の減が主なものでございます。

3ページ、12、予備費を4,809万2,000円増額するものでございます。

4ページをお願いします。地方債の補正です。1、追加。目的は国の補正予算事業債、限度額を2,000万円とするものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、変更です。臨時財政対策債の限度額を6,910万円に、林道改良事業の限度額を300万円にするものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第2号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第2号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第2号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ455万1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,493万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平

成 29 年 3 月 8 日提出でございます。山江村長、内山慶治。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第 2 号について説明いたします。

補正前の額 6 億 1,038 万 6,000 円に 455 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 6 億 1,493 万 7,000 円とするものでございます。

1 ページをお開きください。歳入でございますが、8、財産収入につきましては、4,000 円を減額するものでありまして、国保財政調整基金利子の減額によるものであります。9、繰入金につきましては、439 万 6,000 円を追加するものでありまして、一般会計からの保険基盤安定化繰入金を 934 万 9,000 円、財政安定化支援事業繰入金を 4 万 7,000 円増額し、国保財政調整基金繰入金を 500 万円減額するものでございます。11、諸収入につきましては、15 万 9,000 円を追加するものでありまして、雑入として過年度分の診療報酬被保険者負担金を計上するものであります。

以上が歳入の主なものであります。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を 16 万 3,000 円減額するものでございます。2、保険給付費につきましては、増減はありませんが、財源の組み替えによるものであります。7、共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の実績見込額により 89 万 6,000 円を追加するものでありまして、市町村間の国保財政の安定化を図るために連合会へ拠出するものであります。9、基金積立金につきましては、4,000 円を減額するものでありまして、基金積立利子の減額によるものであります。11、諸支出金につきましては、1 万 5,000 円を追加するものでありまして、過年度分の調整交付金について県へ返還するものであります。12、予備費につきましては、380 万 7,000 円増額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第 7 議案第 3 号 平成 28 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 7、議案第 3 号、平成 28 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

平成 28 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。山江村長、内山慶治でございます。

中身につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第3号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。歳入。歳入合計は既定の額の1億7,747万4,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。総務管理費、職員手当等の人件費4万5,000円を減額するもの。簡易水道施設運営費、水質検査料など実施に伴う不用額160万円を減額するもの。予備費164万5,000円を追加するものでありまして、歳出合計、既定の額の1億7,747万4,000円でございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第4号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第4号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第4号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,124万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成29年3月8日提出。山江村長、内山慶治。

中身につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第4号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入。1、県補助金、最適整備構想実績に係ります農業集落排水事業補助金300万円を減額するもの。繰入金、一般会計からの繰入金500万円を減額するものです。歳入合計、補正前の額から800万円を減額し、1億4,124万3,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出。総務管理費、給料など人件費96万6,000円を減額するもの。農業集落排水施設管理費、最適整備構想策定の実績に係る委託料など760万円を減額するものでございまして、予備費56万6,000円を追加し、歳出合計、補正前の額から800万円を減額し、1億4,124万3,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第5号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第5号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第5号について、ご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,453万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,870万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成29年3月8日提出、山江村長、内山慶治。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第5号について説明いたします。

補正前の額4億8,324万2,000円から2,453万4,000円を減額し、

歳入歳出それぞれ4億5,870万8,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。歳入でございますが、保険料につきましては、介護給付費の実績見込額の減額に伴い414万4,000円を減額するものでございます。3、国庫支出金につきましては、608万円減額するものでありまして、介護給付費に対します国庫負担金及び国庫補助金の実績見込みによるものでございます。4、支払基金交付金につきましては、700万9,000円減額するものでありまして、介護給付費に対します支払基金からの交付金644万9,000円の減額が主なものでございます。5、県支出金につきましては、412万9,000円減額するものでありまして、介護給付費に対します県負担金387万9,000円の減額が主なものでございます。7、繰入金につきましては、317万2,000円を減額するものでありまして、介護給付費に対します村負担金分287万9,000円の減額が主なものでございます。

2 ページをお開きください。歳出でございます。2、保険給付費を実績見込みによりまして2,303万1,000円を減額するものでございます。4、地域支援事業費を実績見込みによりまして200万円減額し、8、予備費を49万7,000円増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議案検討のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、暫時休憩といたします。再開時刻を1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼がありました陳情第2号から議案第5号について、議事日程の順に質疑、討論、採決をいたします。発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いいたします。また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数は3回の規定と同じ、規則第55条、発言時間制限60分の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合、第54条、た

だし書きを適用いたします。

日程第3、陳情第2号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について、産業厚生常任委員長報告を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件に対する委員長の報告は可決です。本件の委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、陳情第2号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情については、産業厚生常任委員会委員長報告は、報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）について、2点質疑をいたします。1点目は19ページの環境整備費であり、2点目は14ページのまち・ひと・しごと創生対策

費、それぞれについて質疑を行います。

まず、この4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境整備費、補正前の額は6,626万6,000円、それを今回211万9,000円減額して6,414万7,000円とする予算案のようであります。財源を見ますと、国・県の補助金が81万3,000円減額、一般財源を130万6,000円ですか、減額してあります。右の説明のほうを見ますと、主なものは、合併処理浄化槽設置費整備補助180万円の減額が主なもののようであります。これは当初予算に7人槽、60万円×3基の予算を立ててあり合計180万円、全額を減額してあるということは、1件も事業がなかったということではないかと考えております。この合併処理浄化槽設置整備についての周知徹底、これが足りないのではないかとという気もしますが、なぜ減額なのか、どのような状況であったのか執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。議員申されましたとおり、合併処理浄化槽設置費補助につきましては、国・県の補助をいただきながら事業のほうを計画して、当初7人槽を3基分設置する予定で予算を計上させていただきました。28年度は結果的には1件も申請がなかったということでもあります。27年度はちなみに3基設置をしております、今年度は件数がなかったということで認識をしております。周知徹底につきましては、広報で6月か、一回28年度中にですね、合併浄化槽設置補助についてということにさせていただいているとは思いますが、まだ周知徹底のほうが少ないのかなというのがありますので、今後はまた新たな方法を使ってですね、皆さんのほうに周知をさせていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） この合併処理浄化槽は、下水道地域以外のところだと思います。そしてまた下水道地域であっても、本管から非常に離れているところとか、そういうところにも適用がなされるやに聞いております。一例を挙げますと、万江地区に万江阿蘇神社というのがあります。その横に地域の公園がありましたので、そこに合併処理浄化槽をつくったときにこの補助金をいただいて、もちろん地元の財源もちょっと足してですけど、無事に水洗トイレができたようなことがありました。

そのようなことから、文化財、各神社とかあるいは仏閣、そしてまた公民館等でまだまだ合併処理浄化槽が設置されていないところなんかでの利用、これなども今後考えてみてはいかがでしょうか。どのようにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。合併浄化槽につきましては、昨年度は先ほど議員申されたとおり、万江阿蘇神社のトイレのほうも浄化槽の補助金を出しているところです。県・国の補助につきましては、住居に対しての補助でありますので、そちらのほうに補助するということになる、市町村の単独事業になっていくと思いますので、各地区のそういったところのご意見等を聞きながらですね、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは、2点目のまち・ひと・しごと創生対策費について質疑をいたします。ページは14ページに2款総務費、1項総務管理費、23目まち・ひと・しごと創生対策費として、補正前の額が1,976万2,000円、今回国の地方創生関連の補助金を得て、総計3,782万1,000円を追加し、合計では5,758万3,000円となっているようであります。これはどのような仕事をされるのか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） まち・ひと・しごと創生対策事業費についてでございます。これにつきましては、合戦ノ峰地区へ日本遺産を活用した拠点整備事業を進めようということで、用地取得等を進めてまいりました。このたび、トイレ、それから休憩所、それに物産販売所を兼ねた施設を建設ということで計画しておりましたが、地方創生の拠点整備事業の交付金が決定いたしましたので、今回計上させていただいております。内容といたしましては、建築設計費、それから先ほど申しましたトイレ、休憩所、物産販売施設等の建設費用でございます。これに伴いまして、その販売所で使いますテーブルであるとか、休憩所のイス等も備品購入として今回計上させていただいております。ここの活用につきましては、地元のほうで取れます農産物や加工品、それから村内で生産されますそういったものもここで販売しようということで、雇用の創出と地域の活性化を目指した施設を計画いたしております。

それから、フットパスのほうも現在取りかかっておりますけれども、こちらのほうも継続して行いたいということで、フットパスのモニターツアーの計画であるとか、パンフレット、PR用のそういったパンフレット等をつくって、広く情報発信をしようということで計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） このまち・ひと・しごと創生対策費については、11月でしたか、臨時議会において補正予算を可決し、そのときの総額がこの従前の1,97

6万2,000円でありました。この中には駐車場整備費1,250万円があったと思いますが、これらの費用に今回のこの拠点整備事業交付金を充てることは不可能でしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 11月に補正を計上いたしました工事費、用地買収費等につきまして、用地の取得等はこの交付金の対象とならないということでございますけれども、駐車場整備に伴います舗装事業は今回の交付金、拠点整備事業の対象になるということで、500万円ほどはこちらのほうに一般財源を振り替えて交付金を活用しようということで振り向けております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） これはもちろん国の補正予算から来た交付金であろうと考えます。この場合、注意しなければならないのは、多分恐らくこれは繰越事業になります。事業完了はいつ頃を見込んでおられますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 3月にこの規模の補正でございますので、当然繰り越しのほうを考えております。3月には用地といえますか、造成のほうを発注いたしまして、その工事の間に建物のほうの設計を考えております。梅雨までぐらいには造成を終わりたいと。その後、建物のほうにつきましては、できれば9月のお彼岸までには終わりたいというふうに考えておりますけれども、こちらのほうも急がせるということで今計画しておりますけれども、年度内には、12月までには完了したい、早ければ9月のお彼岸には間に合わせたいということで準備をいたしております。

○10番（松本佳久君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）について、2点お尋ねをいたします。

ページは15ページ、地域づくり研究所運営費であります。今回、892万7,000円の減額、74%の減額ということでございますが、これは恐らく有効な関連する予算から流用されて、この分が減額されているというふうに思いますが、報酬から委託料と減額されてますが、この説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 地域づくり研究所運営費でございます。これにつきましては、今回報酬、共済、旅費等を458万円減額しております。この分につま

しては、地域おこし協力隊の分でございます、今年度の年度当初から2名の協力隊を採用したいということで予算を計上させていただいております。昨年、募集をかけまして書類審査等いたしまして、2名の方が採用したいということで進めておりました。そのうち、確認いたしましたところ、1名の方が山江村へ東京のほうから移住してもいいということで回答いただいております、この方も3月いっぱい今の仕事をやっぱり続けなければいけないということで、本年の4月1日からの赴任ということになってしまったわけでございます、この地域おこし協力隊に係る分が今回大きな減額の要素となっております。

また、委託料につきましては、こちらのほうも地方創生の交付金を申請しておりました。こちらのほうの交付金が採択されたということで、そちらの交付金のほうに振り替えをいたしておりますので、一般財源からこちらのほうを減額したというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 地域づくり研究所の運営についてであります、いろいろ村民の間から、役割が一步見えないというようなことも聞きます。確かに統計資料、ICTなど出張通信をしていただいておりますが、今、村が抱える人口減少対策、また多様な産業分野へおける仕事の創出など、いわゆる地方創生、この課題対策を職員の皆さん、そして村民の皆さんでカバーしきれない、気付かない点を大学と連携した地域研究所、違った視点、目線で調査研究をしていただいで、知恵をいただいで、そして未来を拓く村づくり、施策、提案が大きな目的でもあろうかと思っております。ですので、ぜひ新年度において、この地域づくり研究所の活動状況の情報公開、チラシなんかはあれからずっと来ますけれども、「おいでください」とか、「ICT黒板が入りました」とか、単なるあれですから、本当に内山村長の目玉の地域づくり研究所、東京大学との連携ですから、少しでも村づくりに寄与できる、いろんなこともされていると思いますが、その情報公開の活動の公開が足りないと思います。新年度での取り組みの意欲といいますか、そういう点についてお伺いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、地域づくり研究所の位置付けについてのご質問でありますので、お答えいたします。地域づくり研究所、東京大学とのICT、地域づくりに伴う共同研究をしましょうということであります。役場は行政マンでありますので、どちらかという、研究的なものはやっぱり研究員が専門性がありますから、その行政が持ついろんなデータを基に全国各地で行われておりますそのモデル

的な調査を含めて、山江にマッチングした事業を見つけていくというようなことをやっております。その一つに、情報化戦略はそれぞれ議員の皆さん方お配りしてると思いますが、そのほか栗のブランド化事業についても、5年間の計画をつくってもらっておりますし、学校給食、地産地消化しようという事業につきましても、そのスキームとスケジュールをつくってもらっているところであります。また、直接は共同研究とは関係ありませんが、研究所自体が役場と村民をつなぐ中間的な役割を持った施設というふうにも位置付けておりますので、100人委員会といいますか、山江未来塾も毎回毎回あの場所でいろんな意見を交換しておられるということでございます。

議員がおっしゃいました意味、よくわかりまして、そういうことをやっていても村民の皆さん方にはよく伝わっていないんだということでもありますから、あらゆる方法を通じてですね、しっかりと発信をしていけたらと思っております。

特に今、ケーブルテレビがいろんな情報を収集して発信しておりますけれども、どちらかというとなんかありました、何々をしました、どういうことがこの地域で行われましたという情報が多いわけです。もう一つ、一步踏み込んで、その研究所が果たす役割とは何かというような問題意識を持った取材の仕方を持ち、村民の方々にわかりやすいようなケーブルの特集も組んでいいなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 小池東京都知事じゃありませんけれども、都民ファースト、山江村も村民ファーストということで、その活動等を情報を加えて伝えていただくといいかなというふうに思います。

それから2点目です。22ページ、公有林造成費、公有財産購入費、村のほうでも200町近い大切な山が競売にかかるということで、村長以下頑張ってもらって入札に加わっていただきましたけれども、残念ながら村では購入することができませんでした。今、山が低迷している、安いと言いつつも、今あちこちではえらい伐採がっております。私の思いは、そうした伐採した後の山の環境を守るための育林計画、山田川、万江川とありますけれども、その手当をしないとやっぱり災害が発生する恐れがあると。特に今回100町を超える山が村外地主さんに移転しましたから、やはりきちんとした10カ年なら10カ年の計画のもとに植林をし、伐採した後は、そして手入れをし良い山を育てて万江川の水源を守ると、そして山も守ると。そうしないと山林の荒廃が進みまして、大変万江川流域住民も迷惑を受ける場合がありますというふうに思います。

そこで、山を守る、水を守る、経済林として環境林として、その業者さんと大き

な山を買われた地主さん、今後も出てくると思います。と村とで、環境保全に関する協定を結んでいただいて、山を大切に保護していくような考えを持っていただくことはできないかなという思いでお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。まず、議員申されましたとおり、山林は水源涵養、そして環境林、そして経済林としても多面的な役割を持つ財産であります。この山林が、例えば林地開発等されますとですね、いろいろな面で森林が持つ本来の役割が果たせないということが考えられます。それに伴いまして、本村としても大変こう不利益になる恐れがあるということでございます。

例えば、林地開発される場合には、村に申請が来るわけなんですけれども、全伐されるとか、そういう計画がその山林にあるかどうかをですね、山林の所有者から調査をしていけたらなというふうにも思いますし、また、その伐採後の植林についてももちろん推進していきたいというふうに思います。また、法令によりまして、いろいろな制限もありますので、森林の環境の保全に寄与していただくように村としても所有者の方に働きかけたいと思います。

場合によりましては、先ほど申されましたとおり、森林を守ると環境を守るという面からも、その所有者との協定も視野に入れながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今の件でちょっと補足させていただきますが、今回山江村としてもですね、買いにいった、手に入れようと思って頑張ったわけではありますが、競売でありましたので負けてしまったということでありました。買われたところは民間でありますから、その民間の方との山との関係はですね、役場との関係は個別法の関係になるわけですね。もろもろの個別法の申請等々が出てきたときに、その許認可権が発生するということになるわけでありました。ただその買われたところの方をちょっと見てみますとですね、水都の廣田弁護士も関係しているということでありました。水都はそもそも水源を涵養しながら、水都で儲けた水代の益金は森林保護のために村のほうに還元するというようなことを常々申しておられるわけでありましたから、そのような話合いがスムーズに付くということであれば、その協定も視野に入れて、課長が言いましたとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（横谷 巡君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 総務費及び総務管理費の目番号でいきますと22番、それと24番。ページは14ページと15ページになります。2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、公共交通政策費の中に、くま川鉄道経営安定化補助金というふうなことで、45万8,000円計上されておりますが、こういった類の補助金なのか。まず、なぜ今の時期に追加をして出さなければならないのか、当然このようなものについては、当初で上げるべきじゃないのかなど。しかし上げられなかった、今回上げられた理由、根拠があるのかと思いますので、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。これはくま川鉄道経営安定化事業、くま川鉄道が国・県の補助をもらいまして、施設の整備を行っているわけですけれども、そのくま川鉄道の持ち出し分を各町村が補助するということになります。その時期と根拠ということでありまして、時期につきましては、この安定化事業は、補助事業が額が確定してからでないと、この額が出てこない。各町村につきましては、人口割であるとか、標準財政規模であるとか、線路の延長であるとか、乗降客であるとか、そういったものを出してから各町村の負担をするということでありまして、時期的には今までいつも実績が出てからの補助となっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあ29年度についても、事業が確定した時点で補助の決定がなされてくるわけですか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。29年度につきましては、各町村のほうから要望が出ておりましたので、できるだけ当初に予算化できるようにということで、くま川鉄道のほうから申請がなされるのではないかと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 次に、15ページの山村活性化支援交付金事業についてお尋ねします。委託料でそれぞれ減額、また商品パッケージデザインの真空調理技術開発委託料、これだけは正解になっておるわけですが、もともとその食品加工技術開発委託料については、開発が終わって済んだ不用額の70万円なのか、それからARマーカー、これも顔を出したり引っ込めたりしてありますが、このARマーカー

作成委託料、この辺について。

それから、もう一つは、販売促進ECサイトの開発委託についてお尋ねしたいと思います。どのような流れでなっているのかですね。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 山村活性化支援交付金事業の内容についてでございます。まず、この事業につきましては、国の補助金を使いまして、現在ございます山江村の商品を改良したり、新しい加工技術を開発したり、それからそれを販売するためのツールを作成するというところで進めておりました。まず、商品改良パッケージのほうが先だろうということで、やはりこれにつきましては、売れるようなパッケージ、また統一したロゴデザイン、それから包装紙等をですね、やはり先に開発してそれから売りにかからないとということございまして、こちらのほうにECサイトとかARマーカの作成委託料を回して、優先するものから最初に取りかかせていただきました。

それから食品加工技術開発委託料でございますけれども、これは当初見積りよりも事業費が下がってまいりましたので、こちらのほうをパッケージデザイン等へ回したものでございます。来年度以降につきましては、こういった販売促進のほうに移っていくんじやなかろうかなということで、今計画をいたしておりまして、新年度のほうでは海外進出へ向けた展開へ向けた予算を準備いたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあ今の説明ではARマーカの作成とか、それから販売促進のECサイト、これについては次年度回しということで、当初その真空技術、この辺に優先的に先に進めていこうということで理解していいんですね。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 真空調理技術等につきましても、実際講習会等を開催しながら進めております。やはり日持ちのする商品をつくらないと、海外のほうではですね、やはり最低半年でも消費期限がないと売れないということが調査でわかっておりますので、そういった技術の開発を急いで、あと販売促進のほうへ移りたいということで考えております。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ページは22ページですけど、林業総務費の中の節は23ですね。償還金利子及び割引料、この減額になった公有林整備事業補助金返還金です

ね。この減額になった説明をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。林業総務費の公有林整備事業補助金返還金ということで、マイナスの271万6,000円ということでございます。これは昨年の12月に補正をさせていただきましたけども、村有林の整備に対する国からの補助金に対しての返還金であります。これは県と国のほうから28年度中に返還するような指示があったということで、28年度中に補正させていただきましたけども、国と県のほうから、本村だけではなく、ほかの町村も返還金が出てきたということでありまして、本村を含めて、そのもう一つの市町村の返還を一律的にするというので、29年度に返還の手続きを取ることですので、今回減額ということでございます。そして、28年度では減額させていただきました、29年度の当初でまた計上させていただきたいと思っております。

○5番（立道 徹君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第2号、平成28年度山江村

特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第3号、平成28年度山江村簡易水道事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第4号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第5号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第6号、山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第6号について、ご説明申し上げます。

山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定についてでございます。

山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成29年3月8日提出、山江村長、内山慶治でございます。

提案理由でございますが、専門委員の未設置、制度事業の終了、事業の中止等により、必要でなくなった条例を廃止をするために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと、山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例であります。以下の六つの条例を廃止したいということでもあります。

まず、山江村専門委員の設置に関する条例ですけれども、これは昭和26年に条例化されておりますが、今までに設置されたことがないということでもありますので、廃止するものでございます。

次に、山江村農業構造改善事業補助金交付条例であります。これは平成11年度に食料・農業・農村基本法の制定により事業がなくなっております。平成12年度から経営構造対策が展開されているということでもありますので、廃止させていただくということでございます。

次に、山江村川辺川利水事業推進協議会設置条例でございますが、同意取得の手続きが正常ではなかったということで、実は平成15年に国が敗訴しております。現在のところ、事業の中止に向かっているところでありますので、この条例につきましても必要ないということで、廃止したいということでございます。

次に、山江村山村地域農林業特別対策事業補助金交付条例でございますが、この事業は、平成11年度から平成19年度まででもう既に終了しておりますので、廃止をさせていただくというものでございます。

次に、山江村テレビジョン難視聴対策事業補助金交付条例であります。これにつきましては、平成22年度ケーブルが開局いたしております。難視聴区域は解消されておりますので、廃止するものでございます。

次に、山江村森林業構造改善事業補助金交付条例でありますけれども、この事業につきましては、昭和55年度から平成6年度までにもう既に終了しているということでございますので、廃止を提案するものでございます。

この条例につきましては、交付の日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

-----○-----

日程第11 議案第7号 山江村債権管理条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、議案第7号、山江村債権管理条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号について、ご説明申し上げます。

山江村債権管理条例の制定についてでございます。

山江村債権管理条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございます。債権の管理に関する一般的な処理基準等を定めることにより、公正かつ公平な村民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図るため、提案をさせていただくというものでございますが、1枚開けていただきますと、5ページにわたりその山江村債権管理条例がございまして、これは既存の条例であります山江村税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例が、地方自治法第231条の3に規定してございます。分担金、手数料等、いわゆる公債権についてのみの規定でありましたため、今回この条例を廃止をいたしまして、地方自治法施行令第171条に規定してあります私債権、個人の私債権も含めた分担金、手数料等の事務処理基準を定めまして、健全な行財政運営を行うというものでございます。

この条例につきましては、平成29年4月1日から施行をするものでございます。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 8 号 山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 2、議案第 8 号、山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 8 号について、ご説明申し上げます。

山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出であります。

提案理由でございますけれども、地方自治法第 2 0 4 条の 2 の規定に基づきまして、公の施設の設置管理につきましては、条例により定める必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けてもらいますと、その条例の内容でございます。この条例につきましましては、万江・淡島地区に空き家を購入をいたしました。そして県の補助事業によりまして、リフォームを進めてきたということでありました。昨年末に完成し、現在冒頭のごあいさつでも申し上げましたとおり、試験的にモニターの宿泊を行っております。また今後、移住定住者が来られる際に、山江での暮らしを体験していただくというようなことを考えているわけでありまして、そういう方々との意見交換をいたしまして、この施設を使っていただきながら、移住定住を考えられるというような方もおられましたので、そのように使わせていただきたいということでありまして、

また、空き家整備補助金の目的自体がですね、移住定住を促進する施設として使用することが適当であると、いわゆる県の補助事業の目的がそうでありますので、施設の設置及び管理に関する条例を制定し、適切に管理をし、また有効に活用していきたいというものでございます。

この条例は、2 9 年の 4 月 1 日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 9 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 3、議案第 9 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号について、ご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますが、職員の扶養手当の支給に関しまして、人事院勧告に準じた改正を行う必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でございますが、内容につきましては、人事院、県人事委員会の勧告によりまして、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額にいたしまして、子に係る手当額を引き上げるというものでございます。現在、配偶者の扶養手当は1万3,000円でございます。29年度からは1万円に、30年度以降は6,500円に引き下げることとありますし、また子どもの扶養手当額を現在は6,500円でありますけれども、29年度は8,000円に、平成30年度以降は1万円にするというものでございます。

この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

**日程第14 議案第10号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、議案第10号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第10号について、ご説明申し上げます。

山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休暇等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというもの

でございます。

1枚開けていただきますと、その条例がありますけれども、内容につきましては、同じく人事院、県人事委員会の勧告によりまして、介護休暇を請求できる期間の分割を3回に分割できるようにするというものでございます。今の条例では、「連続する6カ月の期間内において必要な期間」とあるものを「6カ月以内3分割で請求できるようにする」というふうに変更をするものでございます。

この条例につきましても、平成29年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第11号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第11号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第11号について、ご説明申し上げます。

山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきます。

1枚開けていただきますと、その条例でございますが、中身につきましては、前議案と同じように、人事院、県人事委員会の勧告によりまして、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間において1日につき2時間を超えない範囲で介護休暇を請求できるようにするというものでございます。新設するものでございまして、この介護休暇については無給とするということになってございます。

この条例につきましても、平成29年4月1日から施行させていただくものでございます。

-----○-----

日程第16 議案第12号 山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第12号、山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号について、ご説明申し上げます。

山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

非常に長い、わかりにくい条例でありますけれども、これは上位法のいわゆる個人情報保護法及び番号法の改正、つまり上位法の改正によりまして改正する必要があるというものでございます。内容につきましては、個人情報保護法または番号法の改正であります。主なものとして、地方公共団体が条例によりまして独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能にするというものでございます。そのほかについては、引用条項のずれに伴う改正でございます。

この条例につきましては、平成29年5月30日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第17 議案第13号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第13号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第13号について、ご説明申し上げます。

山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が公布されたことに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でありますけれども、内容につきましては、前議案と同じく、これは地方税法が改正されたという、いわゆる上位法の改正に伴いまして改正するというものであります。主なものとして、まず法人住民税法人割の税率の引き下げがあります。現行9.7%を6%へ引き下げるというものでございます。それと軽自動車税の見直しでございます。県税である自動車取得税が消費税が10%へ引き上げられた際に廃止をします。それに伴いまして軽自動車税に環境性能割を創設し、これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするものでございます。また、軽自動車税における現行のグリーン化特例の適用期限を1年延長をいたしまして、平成28年度に新規取得した軽4輪等につきましては、平成29年度分の軽自動車税の種別割を、その燃費性能に応じて税率を軽減するというものでございます。

この条例につきましても、平成29年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第18 議案第14号 山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、議案第14号、山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第14号について、ご説明申し上げます。

山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別案のお

り制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村課設置条例の一部を改正する条例（平成20年山江村条例第8号）の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でございますが、これにつきましては、平成20年の4月に組織改編をやっております。そこで健康福祉課が新たに設置されたということでありますけれども、その際に、他の関連する条例は改正を行ったというところでありましたけれども、本条例につきましては、住民課が健康福祉課に変更されていなかったということであります。従いまして、現行の組織に合わせて条例の改正をさせていただくというものでございます。

この条例は、公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第19 議案第15号 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、議案第15号、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第15号について、ご説明を申し上げます。

山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法施行令第171条の規定に基づき、延滞金の徴収を見直す必要があるため提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でありますけれども、村営住宅、また公営住宅及び特公賃住宅の使用料の徴収につきましては、司法上の債権、いわゆる私債権であります。として規定をされております。その司法上の債権、私債権につきましては、地方自治法施行令第171条の規定に基づきまして、条文で「債権については履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」とあります。従いまして、督促のみの規定であり、督促手数料及び

延滞金の徴収の規定でないことから、それぞれの条例の条文から延滞金の徴収を削除する条例の改正案を提案させていただくというものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第20 議案第16号 村道路線の廃止について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、議案第16号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第16号について、ご説明申し上げます。

村道路線の廃止についてでございます。

道路法第10条第1項の規定により、次の村道路線を廃止するものとするというものでございます。

平成29年3月8日提出でございますが、提案理由でございます。道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくっていただきますと、廃止路線が書いてございます。次の17条は、この廃止に伴うまた認定に伴う条例が出てくるということですが、まず廃止をさせていただきたいということでございます。

整理番号が1、路線名が山刀矢村界線、起点が山江村大字山田字円蔵2128の1地先から、終点が山江村大字山田字谷ノ口2254-8地まで。延長が1,922メートルで、敷地の幅員につきましては、4.6から33メートルあるという路線であります。

次、開けていただきますと、廃止路線の位置図が出てくるわけではありますが、ちょうど小山田の途中から新層へ向かう道路があります。その道路から相良の村界であります道路に結ぶ道路で1級路線村道ということになります。お互いに地籍調査は完了しているということでありましたけれども、道路台帳に反映をされてなかったということになります。今回、相良村の道路台帳整備におきまして、地籍図と道路台帳に相違があったということで確認がなされたものであります。

後で出てきますけれども、道路の延長が約33メートル、相良村方面へ伸びたということに伴いまして、一旦廃止をさせていただく条例でございます。これは村道でありますので、平成20年度交付税検査で了承をいただきまして、平成30年度から追加延長が交付税の対象になるというものでございます。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 1 7 号 村道路線の認定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 2 1、議案第 1 7 号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 1 7 号について、ご説明申し上げます。

村道路線の認定についてでございます。

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を村道に認定するものとするというものでございます。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出でございます。

提案理由でございますけれども、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

これは議案第 1 6 号で廃止をさせていただきまして、また 1 7 号で本条例で認定をお願いしたいというものでございます。

整理番号が 1 番、路線名は同じく、山刀矢村界線でございます。認定区間でございますが、起点が山江村大字山田字円蔵 2 1 2 4 - 1 地先から、終点が山江村大字山田丙字谷ノ口 2 2 5 4 - 8 地まででございます。延長が伸びまして 1, 9 5 5 メートル、敷地幅員が 4. 6 から 2 0. 9 メートルと確認をしたところでございます。

今回の認定の理由は、前議案で説明したとおりでございますので、よろしく願いします。一番最後のページに認定路線の位置図を付けておりますので、ご確認いただければと思います。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を 2 時 4 5 分といたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 3 7 分

再開 午後 2 時 4 5 分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 2 2、議案第 1 8 号、平成 2 9 年山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村一般会計予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成29年度山江村一般会計予算でございます。

平成29年度山江村の一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,000万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

平成29年3月8日提出、山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、議案第18号、平成29年度山江村一般会計予算についてご説明をいたします。

平成29年度当初予算を歳入歳出の総額を前年度当初に比べまして2億1,700万円減の31億6,000万円とするものでございます。

内容についてご説明いたします。1ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算、歳入です。村税を前年度当初比419万4,000円増の2億273万7,000円に、8、地方交付税を国の財政運営方針において、前年度比2.2%減と示されたことにより、前年度比4,400万円減の15億400万円としております。

2ページをお願いします。13、国庫支出金4億912万5,000円、前年度比280万6,000円の増は、社会資本整備総合交付金、17、繰入金は前年度比1,564万2,000円の増、財政調整基金1億4,200万円、山江村定住化

促進基金1,900万円、社会福祉振興基金264万2,000円を合わせまして1億6,364万2,000円を繰り入れることとし、18、繰越金は、平成28年度不用額の見込みで前年度比2,154万円増の1億450万円としております。

3ページをお願いします。20、村債、前年度比2億9,530万円の減の3億3,660万円としております。

4ページをお願いします。歳出です。1、議会費は6,026万1,000円、前年度比51万9,000円の減。2、総務費は5億5,200万2,000円、前年度比3,306万6,000円の増は、特別会計ケーブルテレビ事業への繰出金が主なものです。3、民生費は6億5,137万円、前年度比2,999万5,000円の減は、児童措置費の減が主なものです。4、衛生費3億8,887万5,000円、農林水産業費は2億9,219万2,000円、前年度比729万3,000円の増は、農業振興費、集落営農法人化によるものが主なものとなっております。6、商工費は5,057万7,000円、前年度比722万6,000円の増は、温泉センター管理運営費が主なものです。7、土木費4億2,155万8,000円、前年度比7,374万6,000円の増は、社会資本整備事業費が主なものです。8、消防費は1億488万5,000円、前年度比3億6,435万5,000円の減は、防災行政無線のデジタル化事業完了によるものです。

5ページをお願いします。9、教育費2億7,020万6,000円、前年度比5,404万3,000円の増は、体育館管理費。11、公債費は3億4,509万6,000円、前年度比862万7,000円の増は、元金1,260万2,000円の増、利子397万5,000円の減によるものです。

6ページをお願いします。地方債です。起債につきましては臨時財政対策債9,000万円、地域振興事業1,600万円、宅地分譲事業350万円、ごみ収集車購入費用810万円、農業振興事業500万円、道路新設改良事業9,720万円、公営住宅事業7,170万円、教育ICT環境整備事業3,000万円、山田小学校屋外トイレ改修事業650万円、山江村体育館改修事業860万円を借入限度額としております。利率償還のほうは記載のとおりでございます。

103ページをお願いします。地方債の前年年度末における現在高及び年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末における地方債の残高は、平成28年度末の34億5,800万9,000円に起債見込額3億3,660万円を加え、償還見込額3億1,442万3,000円を差し引いた34億8,018万6,000円が年度末現在高の見込額ということになります。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第19号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、議案第19号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第19号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。

平成29年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによるものがございます。

まず、歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億400万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものがございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるというものがございます。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

平成29年3月8日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第19号について説明いたします。

平成29年度の予算を歳入歳出それぞれ6億400万円とするものがございます。前年度に対しまして2,300万円増額しております。

1ページをお開きください。歳入でございますが、国民健康保険税につきましては8,193万9,000円とし、前年度に対しまして594万円の増額としております。3、国庫支出金につきましては1億6,281万円とし、前年度に対しまして710万9,000円の増額としております。4、療養給付費交付金につきましては830万3,000円とし、前年度に対しまして85万5,000円の減額としております。5、前期高齢者交付金につきましては1億1,457万9,000円と

し、前年度に対しまして1,444万8,000円の増額としております。6、県支出金につきましては3,590万1,000円とし、前年度に対しまして235万9,000円の増額としております。7、共同事業交付金につきましては、前年度と同額の1億4,523万5,000円としております。繰入金につきましては4,640万2,000円で、一般会計からの繰入金を4,140万2,000円、国保財政調整基金からの繰入金を500万円としております。前年度に対しまして557万4,000円の減額としております。10、繰越金につきましては876万8,000円を計上しております。

以上が歳入の主なものでございます。

3ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を793万9,000円とし、前年度に対しまして410万8,000円増額しております。これにつきましては、平成30年度都道府県移行に伴いますシステムの改修費用ということで、386万9,000円を計上したものが主な増の要因でございます。2、保険給付費につきましては3億6,036万6,000円とし、前年度に対しまして1,563万円増額しております。3、後期高齢者支援金等につきましては5,755万円とし、前年度に対しまして14万1,000円を減額しております。6、介護納付金を2,647万9,000円とし、前年度に対しまして144万1,000円増額しております。続きまして、国保連合会に拠出します7、共同事業拠出金を1億4,084万円とし、前年度に対しまして33万9,000円、8、保険事業費につきましては829万5,000円とし、前年度に対しまして157万5,000円それぞれ増額しております。

4ページをお開きください。予備費としまして184万1,000円を計上しております。

以上が歳出の主なものでございます。

以上です。

-----○-----

日程第24 議案第20号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第24、議案第20号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第20号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

平成29年度山江村の特別会計簡易水道事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,800万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

平成29年3月8日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第20号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入。款項の主なものについて説明いたします。2、使用料及び手数料、1、使用料、現年度過年度の使用料見込額4,907万円とするもの。3、国庫支出金、1、国庫補助金、椎屋地区への拡張に伴う配水管敷設工事の国庫補助金でございます。1,115万2,000円とするもの。6、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入金でございます。1億300万円とするもの。7、繰越金、1、繰越金、28年度からの繰越金を見込みまして772万4,000円とするもの。9、村債、1、村債、椎屋地区配水管敷設工事に係る簡水債、過疎債の借り入れ1,670万円とするものでございます。

歳入合計1億8,800万円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。款項の主なものについてですけれども、2、簡易水道事業債、1、簡易水道施設運営費、水道施設の維持管理費などでございます。2,593万9,000円とし、2、簡易水道施設整備費、椎屋地区への区域拡張の工事費など3,050万円とし、簡易水道施設事業費を5,643万9,000

円とするものでございます。4、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金でありまして、1億2,294万円を計上しまして、歳出合計1億8,800万円とするものでありまして、歳入歳出それぞれ前年比で1,400万円の増となっております。

3ページをご覧ください。地方債、簡易水道事業を起債の目的としまして、限度額を1,670万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載内容のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第21号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第25、議案第21号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第21号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業予算でございます。

平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,800万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものがございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものがございます。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費は除く）に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

平成29年3月8日提出でございます。

中身につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第21号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入。款項の主なものについて説明いたします。2、使用料及び手数料、現年度分及び電気使用料の見込額3,624万4,000円とするもの。4、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入金でございます。9,800万円とするもの。5、繰越金、1、繰越金、28年度からの繰越金を見込みまして355万4,000円とするもの。

歳入合計1億3,800万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出。款項の主なものについてですけれども、2、農業集落排水事業費、1、農業集落排水施設管理費、農業集落排水施設の維持管理費など5,731万6,000円とするもの。3、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金でございまして7,245万円を計上しまして、歳出合計1億3,800万円とするものでありまして、歳入歳出それぞれ前年比で900万円の減となっております。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第26 議案第22号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第26、議案第22号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第22号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。

平成29年度山江村の特別会計介護保険事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるものがございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものございま

す。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

平成29年3月8日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第22号について説明いたします。

平成29年度の予算を歳入歳出それぞれ4億4,500万円とするものでございます。前年度に対しまして100万円を増額しております。

1ページをお開きください。歳入でございますが、1、保険料を7,363万7,000円とし、前年度に対しまして317万8,000円減額しております。3、国庫支出金につきましては1億1,911万9,000円とし、前年度に対しまして333万2,000円の増額としております。4、支払基金交付金につきましては1億1,764万8,000円とし、前年度に対しまして119万8,000円の減額となっております。5、県支出金につきましては6,386万6,000円とし、前年度に対しまして54万6,000円の減額となっております。7、繰入金を6,929万2,000円とし、前年度に対しまして228万円増額しております。一般会計からの繰り入れでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

2ページをお開きください。1、総務費を937万円とし、前年度に対しまして355万7,000円増額しております。2、保険給付費につきましては4億662万1,000円とし、前年度に対しまして1,218万円減額しております。4の地域支援事業費につきましては2,287万6,000円とし、前年度に対しまして616万8,000円増額となっております。8、予備費としまして606万3,000円を計上しております。

以上が歳出の主なものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第27 議案第23号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第27、議案第23号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第23号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

開けていただきますと、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算で

ございます。

平成29年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、300万円と定めるものでございます。

平成29年3月8日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第23号について説明いたします。

平成29年度の予算を歳入歳出それぞれ3,400万円とするものでございます。前年度に対しまして200万円の増額となっております。

1ページをお開きください。歳入でございますが、1、後期高齢者医療保険料につきましては1,721万6,000円とし、前年度に対しまして132万5,000円の増額となっております。3、繰入金を1,637万8,000円とし、前年度に対しまして48万8,000円の増額となっております。4、繰越金といたしまして34万2,000円を計上しております。

以上が歳入の主なものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございますが、総務費を19万1,000円計上しております。前年度と同額であります。2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては3,340万4,000円とし、前年度に対しまして181万3,000円増額しております。4、予備費としまして35万4,000円を計上しております。

以上でございます。

-----○-----

日程第28 議案第24号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第28、議案第24号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第24号について、ご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。

平成29年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,800万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、600万円と定めるものがございます。

平成29年3月8日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） それでは、議案第24号について説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入。款1分担金及び負担金1,000円を計上いたしております。加入負担金でございます。2、使用料及び手数料2,453万5,000円、ケーブルテレビ光ケーブル等の使用料でございます。それから3、繰入金4,270万円、一般会計からの繰入金でございます。4、繰越金70万円、前年度からの繰越金でございます。5、諸収入6万4,000円、雑入でございます。

以上、歳入合計を6,800万円とするものがございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。款1総務費、1、総務管理費、ケーブルテレビセンターの運営に関する旅費、需用費、役務費、委託料等でございます。1,203万円を計上いたしております。2、ケーブルテレビ事業費、1、ケーブルテレビ事業費5,485万円を計上いたしております。施設の管理費でございます。電気料、通信運搬費、番組受信委託料、施設設備機器整備委託料、電柱共架料、引き込み工事、センター用の機材購入費などがございます。4、予備費、1、予備費、112万円を計上いたしております。

以上、歳出合計を6,800万円とするものがございます。

平成29年度の当初予算につきましては、前年度に比べて2,400万円の増となっておりますけれども、これは施設設備機器整備委託料等でございます。自主放送装置、文字放送装置、光監視システム等の更新によるものがございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） それでは、村長から訂正が出ていますので。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議長より発言の機会を得ましたので、議案の説明の訂正をお願いしたいと思います。議案第10号、山江村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ここで介護休暇の請求を3分割できるという説明をしましたが、この説明につきましては、次の議案第11号の山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございまして、議案第10号、山江村育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたしましては、育児休業に係る子どもの範囲を拡大するというものでございます。

訂正してお詫びをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第29 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第29、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

それでは、先ほど産業厚生常任委員会委員長から、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の動議が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。従って、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、今から資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

-----○-----

追加日程第1 発委第1号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

○議長（秋丸安弘君） それでは、追加日程第1、発委第1号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） それでは、発委第1号について説明をいたします。

平成29年3月8日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について、別案のとおり、別案が添付してあります。地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

提案の理由といたしましては、国が進める病床数の削減計画を見直し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求めるため、国に対し要望するための意見書の提出を提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時26分

第 2 号

3 月 1 6 日 (木)

平成29年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

平成29年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教 育 長	藤本 誠一君
総務課長	豊永 知満君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 会期日程、日次第9の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名から一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに8番、中竹耕一郎議員より、地方創生の進捗についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） おはようございます。今日は一般質問ということで、最初に質問させていただきたいと思います。8番、中竹です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の質問の内容につきましては、地方創生1本で絞ってまいりたいと思いますので、いろいろ中途でありますけれども、お尋ねをしたいというふうに思いますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

昨今の時代のキーワードとして、地方創生という言葉がよく叫ばれておるわけがあります。もともと今までは、地域再生とか地域活性化とかいうような言葉で地方の振興活性化策がなされてきておりましたけれども、表現を変えられまして、地方創生という言葉になってきたわけがあります。ご存じのとおり、これは平成26年に国のほうの法律が、創生法が通りまして、それを受けて全国の自治体が地方創生の対策本部を立ち上げたり、それから、総合戦略の策定推進委員会をつくったりしてやっておるわけですが、本村の場合も、27年の7月に策定委員会が設立されまして、いよいよ本格的に稼動したわけがあります。本年がちょうどその3年目ということで、5年の計画プランですので本年が3年目ということで、いわば中間点になっているわけです。もともと5年ででき上がるような品物ではないわけですが、一

応基準として計画期間が5年ということになっておるようですが、3年目に入りまして、どのような状況なのか確認の意味でお尋ねしたいというふうに考えます。

もともとこの創生法というのは、人口が減って地方は潰れるんだ、さあ大変だということ、このような事業が出てきたわけでありましたが、もともと人口減少は予想されていたことでありまして、今始まったものでもないわけですね。人口が減るちゅうことは、もうわかつとったわけですが、特に経済の状況が良くないということで、地方が大変だということで、このような法律が成立をして、それぞれ予算の裏付けをされて今進んできているわけです。

山江村の場合もご他聞に漏れず、2060年には一応目標として3,000人掲げてあったようであります。何もしないと減っていくけども、いろんな事業を実施していくと、約920人ぐらいの抑制はできて3,000人ぐらいの目標でいけるんじゃないかというような計画書を見させていただいたわけです。本村の場合は、現在のところは四つの基本目標を挙げてあるようでありますね。概要版を見させていただきましたけども、雇用、それから移住定住、それから結婚・出産・子育ての適う環境づくりですね。それから、安心な暮らしを実現する。この四つの目標を掲げてさまざまな具体的な施策の計画が挙げてあります。範囲が非常に広くて、例えば活力につながる雇用づくりでは、農林業はもとより、企業誘致とか観光資源とかの磨き上げとか、さまざま16事業計画されております。それから、移住定住につきましては、昨今新聞等でも大変賑わっておりますが、空き家の整備とか公営住宅の建設、分譲住宅の計画、そういった6事業があったようであります。それから、結婚・出産・子育てにつきましては、そういうさまざまな切れ目のない子育ての支援、ICT環境の教育環境の整備とかあったようです。それから、もう一つの四つ目の事業としては、安心な暮らしの実現、このようなものがあったようではありますが、まるおか号の公共交通の再整備ということもあったようであります。

以上、たくさんの事業があるようですね。数えてみますと62項目ですか、具体的な計画がなされておったようですが、進み具合ですけども、いろいろ大変できてる面もあるわけですが、そうじゃない面も多分あると思います。先だっの新聞ではですね、この移住定住に手応えというような記事がでておりましたけれども、まさにこの事業を進めていく中で、それぞれできてる事業、それからなかなかうまくいかない事業、今後いろんな課題が出てくるだろうというふうな事業、順調に進んでいる事業もあるわけですが、そうでないものもあると思います。計画どおり5年ででき上がるというのは、ちょっと無理なんです、そのできないものについて今後どのようにされるのか、現在の状況について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○**村長（内山慶治君）** それでは、具体的なことは担当課長に答弁をさせたいと思っておりますが、議員当初おっしゃいました地方創生の考え方でありまして、まさに26年の8月に、この地方創生の考え方が出てきた。26年の8月という、私が今回再登板した月でありまして、その地方創生の動きと併せて、いろんな事業を今まで申してきた事業を組み合わせてきたというようなことではございました。

その地方創生のもともとという、やはり人口がどんどん減っていくんだ、1億人をこの日本自体が切ってしまうんだと。当然そうなりますと、消滅市町村が800を超える消滅してしまう市町村が2040年には出てくるんだという増田レポートが出まして、これは大変だ、何とかしなくちゃいけない。その消滅市町村に人吉球磨、全市町村入っているわけですが、ただその過疎の問題だけじゃなくてですね、過密の問題も同じく解決しなくちゃいけないというようなことでもあります。その過密の問題につきましても、都市近郊では、加速的に高齢化が進み、受け入れられる福祉施設がもうできない状態でありまして、片や、まだまだ若者が都会に出て行くという状態が続いている。地方創生はもと、まち・ひと・しごと創生と言います。逆に読ませてもらいますと、経済を活性化させながら、仕事をつくっていくんだ、そして人を残していくんだ、そうする中で町づくり、村づくりを進めていくんだというような考え方でありまして、それぞれが密接に連携しながら、リンクしながら進めていかなくてはならないというようなことではございまして、そういう取り組みを初年度はバタバタとして計画を策定した。27年度、その計画を基に手がかりを求めてきた。本年度、28年度やっとその事業に着手しつつあるというような状況ですが、まだまだ今から成果を出す事業も多々あるわけですが、一つの方向性として、手を付けた事業もたくさんございますので、その内容につきましても、企画調整課長から答弁をさせたいと思っております。よろしくお願ひします。なお、具体的なことにつきましては担当課長から、そして考え方とか、今後の方向性については、私のほうから補足でも説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○**議長（秋丸安弘君）** 北田企画調整課長。

○**企画調整課長（北田愛介君）** 山江村まち・ひと・しごと総合戦略についてでございますけれども、先ほど申されましたように、本戦略には、四つの基本目標を達成するための62項目の施策を掲げております。その進捗状況ということで申し上げさせていただきます。

まず、第1番目の基本目標であります村の活力につながる雇用づくり、稼げる仕事づくりの実現についてでございます。農家の高齢化、担い手不足による耕作面積の縮小を防ぎ、持続可能な強い農業を確立するということで、農業生産法人の設立

へ向けた支援を行っております。平成29年度の設立を目指して、現在産業振興課により万江地区の集落営農の法人化へ向けた取り組みを進めておるところでございます。

次に、新規認定農業者や担い手の確保でございますが、これまで新規就農支援により4名の方が新たに就農されております。意欲的に農業に取り組みられておられまして、平成31年度までの5年間に、4名の新規就農を確保するというKPI、重要業績評価指数を設定いたしておりますけれども、目標は現時点でも達成しているというふうな状況でございます。

次に、学校給食等への村内生産物の利用拡大ということでございまして、産業振興課、教育委員会、学校給食関係者や有識者によります山江村地域活性化協議会を開催しながら、学校給食コーディネーターの配置や真空調理法、地元食材を活用した献立の開発などにより、学校給食への地元食材の活用を進めております。農地作物のデータベース化も進めておられまして、平成27年度から専属の職員を配置いたしまして、データベース化を進めており、今後、学校給食への活用推進や農産物の生産履歴のシステムの確立により、安心して安全な農産物の販売につなげることにより、農産物のブランド化を進めております。

次に、やまえ栗の生産力の向上につきましては、各種の農家支援に加えまして、平成28年度においてはやまえ栗生産向上推進委員19名を配置して、生産技術の向上へ向けた取り組みを進めており、やまえ栗の増産につながる生産力の向上に努めております。

次に、地域材活用の推進につきましては、公共施設への木材使用促進はもちろん、国産材利用への支援や森林での作業コスト低減のため作業道開設等を継続して支援いたしております。このほか、有害鳥獣対策や畜産酪農家への継続した支援、やまえ栗ブランド化へ向けた取り組みとして、産学官金労言によるやまえ栗コンソーシアムを中心といたしました山村活性化支援交付金事業の実施によりまして、既存物産の磨き上げややまえ栗のブランドマークの製作、商品パッケージの改良、海外展開へ向けた取り組みを進めております。また、市場開拓につきましては、村内の企業の方がいろいろと販売促進に努められまして、平成29年度からは、新規に三菱食品、伊藤忠商事などを足がかりに、コープ札幌、イオングループなどとの大口取引が決定しているところでございます。このことにより、ますますやまえ栗の需要が増えることが予想され、増産体制を確立することが急務でございます。

次に、企業誘致の取り組みでございますが、人吉球磨企業誘致連絡協議会と連携しながら、企業訪問を行い誘致活動を行っておりますが、今後も継続して事業を進めてまいります。なかなか企業の進出というのは、人吉球磨苦勞をいたしております。

す。観光資源の磨き上げということでございますけれども、新たな観光資源の開発として、フットパス実行委員会を組織し、コースの開発やフットパスモニターなどを開催し、地元のおもてなし体制の構築を図りながら取り組んでおります。これまで四つのコースを開発しており、来たる3月20日には、第2回目のモニターを開催する予定でございますが、先日募集を開始いたしましたが、120名の定員が10日間足らずで定員に達し、万江清流コースにおきましては数日で満杯になっておりまして、コースによっては申し込み数が多いことから、定員を少し増やして対応しております。フットパスに対する関心が高いということが伺えて、今後、フットパスの村内での定着に向けて更なる取り組みを進めてまいります。特に日本遺産人吉球磨の指定に伴います日本遺産の活用につきましても、地方創生拠点整備交付金を活用し、村内施設の整備と活用を進めております。

次に、2番目の基本目標であります移住定住の促進でございますけれども、平成28年度におきまして、県の補助金を受けて空き家をリフォームしておりましたが、このほど完成いたしまして、移住定住を促進するための施設として、短期的に移住体験できるゲストハウスとして、試験的にモニター宿泊を行っております。今後、関係条例の整備や旅館業法に伴います許可を取得して、移住希望者へ体験移住をしていただきながら移住定住を促進いたします。このほか山江村への移住希望者が多いということから、平成29年度も継続して公営住宅の建設を行い、分譲宅地3区画も整備することとしております。また、移住定住を促進するための動画やパンフレットの作成も行っております。また、SNSを活用した情報発信を行っており、首都圏で開催されます移住定住相談会へも職員が参加いたしまして、移住定住の促進を進めております。また、本年度はこれまでに村内の空き家4軒にご紹介しました方が新規に入居されておまして、空き家の活用のほうも、少しずつではございますけれども進んでおります。

次に、3番目の目標であります妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、笑顔の絶えない村づくりの達成でございますけれども、今まで進めております不妊治療に対する支援を継続して行っておりまして、28年度からはさらに充実した支援を行っております。また、すこやか子ども医療費助成事業につきましても、平成28年4月から対象を高校生までに拡大しており、近隣の町村でも追従して制度を取り入れておられるようでございます。また、結婚を希望される方への支援として、婚活イベントの開催や村外イベントへの参加費を助成いたしてございまして、継続して行います。また、ICT教育をはじめとする教育環境の整備につきましては、ICT機器の導入はもちろんでございますけれども、ICT教育の進化に取り組んでございまして、全国から注目されております。先日実施いたしました移住定住モニターでは、

山江村でぜひ教育を受けさせ、子育てをしたいという方が、山江村への移住を決意された方もいらっしゃいます。

次に、四つ目の基本目標であります安心な暮らしを実現する村づくりでございますが、平成27年度から危機管理官を配置して、総務課により各地区の地域版防災マップの作成を行っております。2年間で七つの地域防災マップの作成を行っております。また、総合防災訓練の実施でありますとか、地域での防災講話と避難訓練なども実施しております。今後も継続して地域防災活動を進めてまいります。また、健康福祉課におきましては、避難行動要支援者の把握や、対応を確実にすることで強化を図り、安全で安心な地域づくりも進めております。このほか上下水道施設の環境維持や、老朽化した橋の架け替え、道路の整備など、交通インフラの整備も計画的に進めております。住んで良かった、住み続けたいと思える村づくりとして、地域自ら地域課題解決へ向けた取り組みの支援やまるおか号の全面的な運行見直しによる交通の利便性の向上の取り組み、伝統芸能文化を後世に引き継ぐための東浦太鼓踊りの関東地区丸岡会や関西地区丸岡会への派遣を行っております。また、次世代を担う人材の育成として、山江村未来塾100人会を設置して、農業ブランド化、観光文化、環境防災、福祉教育、人材育成の5分野において9部会が発足しており、部会ごとの活動の方向性に沿った事業の取り組みが始まったところであります。平成29年度におきましては、部会における具体的な取り組みを実施することとなり、山江村未来塾が目指します住民参画による住民自らの村づくりの基盤構築を図ることといたしております。

以上、四つの基本目標に掲げた62の施策に対する取り組みを申し上げたけれども、このほか地方創生まち・ひと・しごと創生事業関連交付金を活用しまして、これまで実施してまいりました事業を申し上げます。

まず、平成26年度の国の補正予算を活用して、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の事業でございますけれども、これによりまして山江村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略の策定をはじめ、山江温泉ほたるのバリアフリー化、山江村地域仕事支援事業の実施による雇用の促進、山江村地域自立支援事業による地域の課題解決へ向けた自立支援などを行っております。また、同交付金の消費喚起、生活支援型事業によりましては、消費喚起プレミアム商品券発行事業、プレミアムタクシー券発行事業及び低所得者向け商品購入助成事業等を行っております。この交付金により策定いたしました総合戦略に基づく事業といたしまして、平成27年度補正予算により繰越事業といたしまして、現在地方創生活活性化交付金事業に取り組んでおります。事業内容を申し上げますと、山江村地域づくり研究所や100人委員会の運営などによります地域づくり体制の構築でご

ざいます。次世代を担う人材の育成などを目指しておりました、先ほど申し上げましたフットパスルート開発による山江村の新しい人の流れの創出と雇用の創出、移住定住促進ツール、タブレットや動画の作成、移住定住相談会への参加と移住定住モニターツアーの開催、さらに地域おこし協力隊も採用を進めておりました、4月から着任する予定でございます。また、東京大学との共同研究によります栗のブランド化と販売促進を目的といたしましたやまえ栗公式ガイドブックの作成と、栗まつり、スイーツフェスタなどの開催も行っております。さらに平成28年度国の補正予算によります地方創生拠点整備事業につきましても、日本遺産の活用を含めた合戦ノ峰地区での物産販売を目的といたしました拠点整備を計画いたしておりました、国からの正式な事業採択の連絡を受けまして、現在事業実施へ向けた準備を進めているところでございます。

以上、申し上げましたものが取り組んでおる事業と進捗状況でございます。それから、課題となっている点、今後どのように対処するかということでございますけれども、現在、地方創生の事業を進めておる段階におきまして、先ほど申し上げました施策の実施に当たりまして、国の交付金を活用しておりますけれども、その交付金の内容が総合戦略を策定いたしました時点と変わってきていることが挙げられます。地方創生がいつの間にか一億総活躍社会の創出などと看板が掛けかえられたり、毎年交付金の名称が変更になっております。国の交付の方針や交付要綱、申請様式などが直前まで判明しないということがたびたびございまして、その都度事業採択の条件も変更になっております。こうしたことから、当初掲げた施策を実施するための財源確保が、国の方針に沿わないと交付が難しいという点が挙げられます。その年の国の方針に基づき、事業を組み立てていかなければならないということが課題となっております。このことから62の施策に関する他の補助事業なども組み合わせ活用しながら、総合的に地方創生を進めなければいけないと思っております。

また、まち・ひと・しごと創生事業に掲げた事業の実施はもちろんでございますけれども、この5年間の事業期間中に人材育成を含め、国の支援がなくても地域が自立していける基礎をつくり上げなければならないということが一番の課題じゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今四つの目標に基づいて62の項目について今進めていると、いろいろ課題もあるが、財政的な課題があるということであります。やっぱり非常に範囲が広くてですね、計画される上でも相当苦勞が多いと思います。特に過

疎化交付金とか、いろんな交付金の流れが変わってくる。そしてさらにそこに起債を付けたりとか、いろんな財源の裏打ちをしていかきゃならないわけですが、やっぱり事業を進める上で大事なことは、非常に活性化のためにどんどん金を使う方法ももちろん一つの方法なんですけど、高齢化に向かって、社会保障等の財政負担も出てくるわけですので、その辺のバランスの取り方も慎重に見比べながら、事業を進めていただきたいというふうに思います。非常に広い範囲で事業を進めていただくわけですが、どうぞその辺のことについても、注意をしながら進めていただきたいと思います。進捗状況、それから課題について今説明していただいたわけですが、それに基づいて戦略がつくられておるわけですが、その狙いというか特徴、時間の都合もありますので、簡単にお話しいただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ただいまご質問のありました戦略は、情報化戦略ということで、28年の3月に策定いたしております山江村情報化戦略でございます。これは先ほど申し上げました62の事業をスムーズに進めるというか、効果的に進めるために、いろいろな情報化を進めながら事業の推進を図るという目的でございます。62項目の施策の中で、情報化によりまして課題解決できるもの、従来の事業により行政と住民の双方によって改善される内容を整理いたしております、農業、防災環境、福祉、人材育成という四つの分野を情報化の重要分野として位置付けております。そういうことがこの策定の狙いでございますけれども、農業分野におきましては、先ほど申しました地場産学校給食の活用、地域の地産地消の拡大等でございます、これによって農産物の高付加価値化を進めてまいりたいということと、やまえ栗の品質向上のためのトレーサビリティシステム、マーケティング、コンテンツ策定、雇用拡大のためのワークシェアリングといったものを構築したいということで、効率的で安心安全な農作物をつくりまして、高付加価値をつくり、ブランド化を確立していきたいというふうな計画でございます。

環境防災分野におきましては、災害時の被災状況の情報収集等であるとか、情報発信の仕組みをつくっていくと、これにつきましては、SNSを活用いたしまして迅速な情報収集と発信を行うと。これによりまして迅速な避難行動等へ結び付けたいと。具体的にはGIS等を活用いたしまして、住民情報サイトなどを整備し、住民がインターネットを活用して災害現場の状況を写真でアップできるような仕組みなどを構築したいと。

福祉分野におきましては、買い物サイトの研究でございますとか、認知症、徘徊の見守り支援、子育て情報サイトや相談体制の充実を図りたいと。

教育人材分野におきましては、情報リテラシーの解消、Wi-Fi環境の整備、

地域の情報づくりなどを目指しておりまして、具体的には、買い物困窮者に対する注文システムの構築であるとか、子育て相談事例のデータベース化、こういったものをインターネットを介しまして匿名でも相談できる、時間や曜日にとらわれずにいろいろな相談ができるようなことができないか、研究をいたす計画でございます。

教育人材育成分野におきましては、教育と人材育成の二つに分かれておりますけれども、小中学校のICT教育の更なる進化でございますとか、山江村未来塾100人委員会の設置によりまして住民主体の地域課題の解決と、またICT推進委員等を配置いたしまして、情報サービスへのアクセス支援を行いたいというふうな計画を掲げております。

以上、申し上げました内容を年度ごとにスケジュールを示しながら掲載いたしております。目標といたします関連するKPI、重要業績評価指数につきましても、関連付けた計画となっております。また28年におきましては、東大との共同研究によりまして、戦略を確実に進めるための情報化の進捗管理ということで調査も行ってまいります。

先ほど申されましたように、非常に幅広い範囲にわたっておりまして、役場全課がほとんど関係いたしますので、このような調整を図りながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略を具体的に実行していき、このKPIを達成するための情報化戦略と位置付けております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 情報化の戦略を用いて、その目的を達成していくというような説明でありました。

そこで思うのですが、特に本村の場合はICTが進んでおりますので、それを活用して人材の養成、拠点づくりと申しますか、そういうものがないかなということをおもうわけです。なぜならば、やっぱりこの地方創生については、もちろん優れたリーダーが必要なわけですが、そのリーダーの次に続く人材を養成していかないと、なかなかその地方の活性化につながっていかないというような心配があるわけですね。その意味からも、本村だけじゃなくて進んでICTを利用して、外部の人も呼び込んで、そういう活性化につなげていく、そういうふうな人材養成拠点づくりをできないかなということをおもうんですが、その辺の意向はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 外部の人材を呼び込んだ人材育成でございます。現在地域づくり研究所におきましては、山江村未来塾100人委員会の部会ごとの具体

的な事業の計画の策定と、その実現へ向けた支援、東大との協働によります情報化戦略、実行プログラムの具体化と進捗管理ということを行っております。

その中で研究所セミナーを開催しております。そのセミナーの中で、今後100人委員会の活動でビジネスにつながるものがあれば、コミュニティビジネスとして取り組むことが考えられます。この場合の人材育成支援に向けました専門的な講座であるとか、専門委員を迎えて企業化へ向けた取り組みを支援するというようなことができるんじゃないかなというふうに思っております。

平成29年度の予算にも、講師の招聘する費用でございますとか、講座等の開催の予算等もお願いいたしております。こういったものの中で、今後対応させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 特に本村の場合は地域づくり研究所もあるわけで、非常に郡内でもそういった特徴があるわけですので、情報の発信基地としては素晴らしいアカデミックなものであると思いますので、ぜひそういうチャンスがあれば、そのようなことにも取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それから次に、こういうふうにICT機器が進んでまいりますと、やっぱり我々団塊の時代にある者にとっても早く慣れるということが必要だろうというふうに思います。いろいろ認知症対策とか買い物支援とか、そういったことについてもこの機器を使うことが出てくると思います。そういう意味でも、例えば早く慣れるというか、生活に使えるように、シニアのネットクラブとか、そういうふうなのをつくって、会員を募って、村内だけじゃなくてよその町村でもいいと思うんですね。やりたいという人があれば、そういう人たちを募って情報発信をやる。そこで早く慣れてもらうというような機会があればなと思います。併せて、学校にはICT支援員がおられるわけですが、村内の各地区にそういうふうな支援員制度、ICTの支援員はできないものか、養成する意向はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ICT支援員等の設置とシニアネットクラブということでございまして、現在、地域づくり研究所におきましては、山江村の情報発信の方法やあり方についての研究を行っております。平成28年におきましては、山江村公式Facebookのサイトを立ち上げておりまして、今後ますます広がりが見込まれますSNSなどは、有効に活用すべきというふうに考えております。誰でもICT機器を有効に活用できるような体制を整える必要があるかと思っておりますので、議員申されましたように、今後地域づくり研究所を中心にいたしまし

て、100人委員会、情報発信部会や、また平成29年度は予算を予定しておりますけれども、ICT推進員を各区に配置したいというふうに考えております。これにつきましては、ICT機器の操作の支援であるとか講習会を行いまして、各地区でこういった機器を十分に使いこなす人材を支援していることということで考えております。新年度になりまして、このICT推進員の設置要綱等も整備しながら、先ほど申されましたICTの支援員という形で活動ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ぜひそういうふうな機会を捉えて、できるのであれば進めていただきたいと考えます。

次に、地域創生に欠くことのできない、いわゆる文化遺産ですね。こういうものを先だって日本遺産の人吉球磨のシンポジウムが行われまして、私もそのとき行っただんですが、カルチャーでありました。2月28日でしたけれども、そのときに使われたのがこういうふうなチラシなんですけど、九州の真ん中、人吉球磨に光がパッと下から灯っている形が出て、それからロゴマークですね。こういったものは、原研哉さんという人ですかね、日本の代表するデザイナーが来られてつくられたわけですが、ちょうどそのときシンポジウムがありまして、非常に人吉球磨の日本遺産に認定されたものについては、すばらしい宝物であり、アジアの人でもどんどん人が呼べるというような代物だというふうな、高い評価をされておりました。

そういうことで本村の場合も、今現在3カ所ですかね、日本遺産として認定されております。そういうことでありますので、それを使わない手はないわけですね。そういうことで、これを基軸にして活性化につなげたいと私も思うんですが、ただこの間新聞に出ておりましたが、認定されてなくても文化遺産として保存していく必要があるというふうに思うわけですね。そういうところがたくさんあるわけです。今回の日本遺産に認定された、例えば下城子の十一面観音ですか、あれも認定はされたものの現在資料館に保管してあるわけですが、地元の祠もちょっと傷んでるし、じゃあ皆さんでやりましょうという、そういうふうな状況にまだないわけですね。どんどんそういう守る人たちが少なくなっていくということになれば、その文化財そのものが全体を直していかないかんということになりますので、できればそこにあってこそその文化財だろうというふうに思います。そういうことで、やっぱり基金も必要だろうと思うんですね。文化財基金なるものがないか、いろんな基金利用もなかなか、利息も以前みたいにはありませんので、基金の運用がなかなか難しいわけですが、そういうふうな文化財の保存基金をつくって、そ

の基金を活用しながら、そういうふうな遺産の保存につなげていくということも必要じゃないかなと思います。先だって熊日新聞の新生面にも出ておりましたが、そういうふうな未指定の文化財をみんなで残していく必要があるだろうというような話が出ておりました。財源とすれば、ふるさと納税あたりのお金も使えるわけですので、限定してそういうことを、基金活性はできないか、基金をつくる必要があると思うんですが、その辺の意向はいかがですか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。文化財は、これまでの歴史の中で、多くの人々の努力により大切に守られてきたものでございまして、その価値を損なうことなく、後世に大切に継承する必要があると考えております。本村としましても文化財保護条例を制定いたしまして、文化財の維持と保存に努めてきました。今後も文化財の調査を実施いたしまして、その価値を魅力的に伝え、地域の文化向上に寄与するよう努めなければならないと考えております。

そのための具体的な支援策といたしまして、現在文化財の保存のための補助金交付要綱を制定中でございます。その内容につきましては、原則といたしましては、村内に所在する文化財のうち、国・県・村指定文化財等の修理、防災管理や環境整備等に要する経費の一部の補助ということでございますけれども、先ほど議員からございましたとおり、未指定であっても歴史的、文化的価値が高く、特に重要性が高いと認められるものにつきましては、交付の対象として含めればどうかということについて検討しているところでございます。また、充てる財源の確保といたしましては、先ほど議員から話ございましたとおり、賛同される方から寄付金をいただきまして、基金に積み立てて活用するための、今あります山江村ふるさと応援寄付金の事業の種類の中に、この文化財の保存活用に関する事業の項目を追加するか、それから一般会計等から文化財の保存や活用の資金として、積み立てるための文化財保護基金の創設など、今から検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○村長（内山慶治君） 補足いいですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃあ私のほうから補足させていただきます。文化財の活用については、昔というか以前の議会で、山江の村民の方々は、山々の神々と一緒に暮らしてきたというようなことを申しました。まさにどこの地域に行ってもお堂があるわけでありまして、その守り神を中心としながら、暮らしの生活があったというようなことを思っておりますし、このことはそのこと自体が観光資源にもつながっていくというようなことになろうかと思います。ということも含め

てですね、やっぱりもう一度再調査をする必要があるということでもあります。29年度予算に上げさせてもらっておりますが、歴史民族資料館の館長を置かせていただきながら、そんな多額のお金じゃなかったわけですけども、学芸員と組ませて、山江にある、もちろん文化財保護委員の方々もおられますけれども、文化財のそういうお堂も含めた再調査を試みたいと思っているところでもあります。

そしてその後、村指定に適うものがあれば村の指定文化財としてお金を投入するというものもしていかなくちやいけないんだろうと思っているところでありまして、その折には、ふるさと納税のそういう新しい項目として、文化財の整備あたりの項目も付け加えさせてもらいながら、まずは調査をして、そのあり方について今後検討していくというようなことでもあります。

同行されました前教育長の大平先生によりますと、九大の先生方はやっぱりびっくりされたそうです。それぞれが非常に鎌倉の時代からお堂がしっかり守られているということにびっくりされている。また非常に価値の高いものもあるんだというようなこともおっしゃっておいりましたので、有効に保護と活用の方向を見つけていくというようなことは課題だと思っておりますし、山江だけではありませんけれども、非常に高齢化した中で、そういう文化財を保護していくか、または活用していくかということについては、またしっかり対策を取っていきたいと思っているところでもあります。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ぜひ再調査を早急にされて、保存活用に当たっていただきたいと思います。このように調査をされて、いろんな文化財があるわけですが、文化財に関わらず大切なものたくさんあると思います。いろんな無形なものとか有形あるわけですが、そういったものも、今度は年次計画でも立てて、私は思うんですが、村内は非常にサインが少ないんじゃないかというふうに思います。誘導するための案内板とか説明板、今から先はアプリを使っていろんな説明を聞くということも出てまいると思います。それから、よそからどンドン人が来る、戦略計画では22万6,000人上げるんだという目標もありますし、人を呼び込むことによって、フットパスを利用して村内へ来てもらおうと。そのためにもやっぱりいろんなサイン計画が必要だというふうに思います。いろんな今からキャッチコピーとかロゴマークとかも、非常に有効な情報でもありますので、その辺のサイン計画についてはいかがですか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。村内にはさまざまな文化財

が点在しております。それぞれにまつわる伝説、歴史や地名の由来など紹介することによりまして、先人たちから残していただいた数多くの文化財を知っていただき、後世に伝えていく観点からも、案内板や説明板の設置の必要性は認識しているところでございます。

現在、山江村の指定文化財につきましては、21カ所の建造物等の看板を設置しておりまして、そのうち12カ所に説明板、8カ所に木柱、10カ所に道案内板を設置しているところでございます。ただ、未指定の文化財とか、指定文化財の中でも貴重な価値を周知することにより盗難の恐れが懸念される、例えば仏像等の彫刻につきましては、現時点では設置をしていない状況でございます。今後はどの文化財にサインを設置するか、それから説明するとすればどのような看板が必要か、また基点となるような箇所に道案内板を設置するなど車両系、それから歩行者系、それぞれの視点に立った案内、サインの充実を図ること。それから、急速な情報化社会に対応するために、スマートフォンをかざすことにより、その文化財の歴史など映像を交えて紹介するAR案内板の設置なども検討していきたいと今考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 文化財に関わらず、ほかの例えば、この道を行くとどこに突き当たるとか、トイレはどこにありますよとか、ここから歩いたら学校まで何分で行けますよとか、そういった村内におる人はわかるかもわかりませんが、入ってきたらなかなかわからない、そういうふうなこともよく話に聞きますので、全体的な文化財に関わらず、全体的なサイン計画というのがあれば、それに基づいていろいろな整備をされればいいなと思います。財源のこともあるでしょうけれども、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それから次に、定住化関係でこれはどうかと思うのですが、人口ダム対策として、学校を卒業しますと、若者がなかなか残らないというような状況であります。村内で仕事をされれば、奨学金なんかを受けた方についても奨学金の返済を期限を猶予するとか、金額を下げるとか、そのような軽減策、何らかの優遇措置をするような意向はありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。人口ダム対策、つまり魅力ある地域づくり対策を集中的に行い、東京などの大都市圏への人口流出を防止する対策ではないかというふうに考えます。本村の奨学金制度は、経済的な理由により就学困難な者に対し、資金を貸し付け、将来郷土愛に燃え、地域社会の発展と福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的としました貸付型の奨学金制度でござ

いまして、奨学生であった者がさらに上級の学校へ就学したとき、その他正当と認める理由がある者には、返還の猶予、それから貸付期間中などに死亡したときや疾病等やむを得ない理由により返還が困難になったときには、全部または一部を免除する規定は現在ございます。

ご質問の償還期日の属する年度におきまして、村内に継続して居住する場合の奨学生に対しましての優遇措置といたしましては、現時点では、返還における、現在6カ月猶予期間を設けておりますが、その延長とか、最高8年の返済期間をさらに延長するなど、そのような措置を今考えておりますが、その優遇措置を行った場合、その一方で、一定期間の村内の定住とか村税等が完納されていることとか、必須条件、この設定も必要になるのではないかと考えているところでございます。また運営面では、当然期間を延長することによりまして、財源不足が生じてきますので、計画的に基金への積み立てを行うなど、財源確保が必要になってくると考えているところでございます。

いずれにしましても、将来山江村に残り、地域社会に貢献する有能な人材を育成するための対策の一つといたしまして、この奨学金制度の見直しも検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） なかなか、じゃあやりましょうというようなことにはならないと思いますが、一応検討される余地はあるんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ移住定住の方策として、村内に山江村は非常にいいところだから移り住みたいんだと、移り住みたい、そして分譲でも買って、家を建てたいんだという人が多分出てくると思うんですね。そういう人たちのために、固定資産税の減額、軽減こういうのができないかですね。今固定資産税が1,000分の14ですか、税率がですね。免税点が家屋の場合20万円、土地の場合30万円というふうに免税点があるわけですが、その免税点を上げてやって、例えば家屋については50万円とか土地については100万円までは1,000分の14を掛けませんよと、免税しますよというふうな軽減策措置ができるのかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。固定資産税、いわゆる税につきましては、上位法であります地方税法により規定されておきまして、税率等は独自で設定することはできないわけですが、しかしながら住宅におきましては、さまざまな軽減措置が法で規定されておきましてございます。所得税及び住民税におきましては、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除により控

除等がありまして、また固定資産税におきまして、新築住宅については、通常3年間で税額が2分の1になる減額措置がございます。また耐震改修等の減額措置も規定されておるところでございます。

また空き家解体の件でございますが、この空き家の件につきましても、空き家の発生を抑制するための譲渡所得の3,000万円特別控除という特例措置がございます。従いまして、例えば法に基づく軽減措置を移住定住希望の方及び空き家の所有者の方へ、パンフレットやチラシなどを配付しまして周知を行うことで、規定されている控除や軽減措置を漏れなく受けていただくなど、または軽減措置に見合う住宅を建築してもらうなどの対応は可能かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 補足させてもらいますが、税務課のほうから申し上げましたとおり、固定資産税、住民税等々は税率が決まっておりますので、もちろん範囲はありますけれども、基本的には上げることも下げることも非常に難しいということになります。従いまして、その分移住定住者には、今現在移住定住された方々には、米1年分、20キロを12袋やったり、温泉ほたるの1年間の入浴料について補助をしたりして、最近2組の移住定住者に米をやったところでありまして。そういうインセンティブといいますか、優遇措置を付けることはできますので、さらにそのような方法についても検討していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 時間が非常に限られてまいりましたので、あとまだたくさんあったんですが、もう一つだけですね。人材の養成、人材をどういうふうに着させるかということについてお尋ねしたいと思うんですが、地域おこし協力隊については導入計画があるということで、あとこれは明日の質疑でもお尋ねしたいと思いますが、この人材の養成について、役場の職員について、どのような育成指導が今後されるか、いろいろ今までさまざまな問題もあったようでありまして、また欠員となっているほたるの支配人のこともありますし、その辺、何か特に計画があればお尋ねします。どうですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず、ほたるの支配人については、私のほうから答えます。現在、ハローワークに支配人の募集をやっているところでありまして、現在支配人になりたいと手を挙げた方が2名おられました。面接を行ったわけですが、ほたるは入浴施設のほか飲食施設、宿泊施設、それから加工施設、物産販売施設、いろんな多岐面にわたりますので、相当な能力が要るんだということでありまして、従

いまして、その適任というふうには認めておりませんので、その支配人候補についてはお断りをしているところであります。不採用通知を出させてもらっている。この後、ずっと支配人を置かないということはできませんから、内部登用も含めて、今のハローワークの募集を引き続き行っていきたいと思っております。

それから、職員の件につきましては、総務課長から答えます。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○8番（中竹耕一郎君） 手短にお願いします。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。総務課における職員の育成指導であります。外部研修と内部研修を実施しております。外部研修での研修といたしまして、毎年度採用時の新規職員の研修から入庁5年目、それから10年目の研修、係長研修、新任課長研修、業務ごとの研修、それから市町村アカデミー研修、IT研修等があります。年度ごとに研修内容は変わりますが、内部の研修をしておりまして、平成28年度の研修といたしまして、財務関係、予算編成、それから債権管理研修等を実施しております。全職員の能力や技能をさらに高めてもらうように、各種研修に参加してもらうようにしております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 時間が来ましたので終わりますが、この地方創生の事業については、この人材養成、これは非常に重要な鍵だと思います。現在は先ほどお尋ねしましたとおり、事業のほうの進捗は非常に進んでいる、課題はあっても進んでいるわけですので、ただ人材がやっぱり不足すると、後々うまくいかないという面もありますので、特にリーダーの養成については、配慮をしていただきたいと思っております。

あと、ドローン等の利活用、今非常に次に来る技術進歩は、自動車の自動運転とか人工知能機能、それからスマホの問題、ドローンの順というふうに来ているわけですが、ドローンの利活用についてお尋ねしたかったのですが、これは次回の質問にしたいと思います。

今まで聞いてまいりましたけれども、情報をうまく利用して、外に発信して人を呼んでくる、これも非常にいいことなんです。それと同時に、うちのほうにも情報をどんどん発信していただいて、村民を巻き込んでやっぱり地方創生に当たっていくということが大事であると思っております。地方創生関連事業は、まさに地方自治体の本気度が問われる事業だというふうに思います。できる限り、決して焦ることなく慌てずに近道をしないで、そしてまた諦めずに着実に進めていただきたいと思っております。常にもっといい方法はないかなというふうなことを考えながら、プラス思考で進めていただきたいと思っております。私たちの住んでいるところが心地良いふるさと

であることを願ひまして、質問を終わりたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に3番、森田俊介議員より、1、貴重な文化財の保護と整備について、2、山江温泉ほたと物産館の今後の状況について、3、村長の政治姿勢についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○3番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しありがとうございます。通告に従いまして、3番、森田から3点ほど一般質問を行います。

先ほど中竹議員の中で、文化財の保護など話されましたけれども、山江村長も山江の神様というふうにお答えがございました。その一部を例として意見を述べさせていただきますというふうに思います。

本村は、国指定文化財、県指定文化財、村指定文化財と数多くの文化財が存在するところでございます。丸岡公園西側に、また万江阿蘇神社の真上にあたる山があります。山江温泉から真正面に反射板が立っていたところでもありますが、現在は撤去されていて、いつ撤去されたのかわかりませんが、ちょうどその標高506メートルのところに照岳という山があります。ご存じではあると思いますが、登られたことはありますか。小学校の頃は、遠足や野外活動に行ったものでした。また、旧の城内小学校、現の山田小学校にも、照岳という詩の歌がうたっています。山を登るのに「殿様道」の道を登っていかねばなりません。まず人吉の馬草野に行きます。登山口に「正持寺」の稲荷神社があり、ここから道が狭くなり上り坂になります。約25分ぐらい歩いて行くと、平たい場所があります。ここがどのうというところで、「正持寺地蔵堂」があるところだそうです。人吉市内が

一望できるところでもあります。付近には、西南戦争の際に砲台場が築かれた場所で、麓の馬草野や村山台地に向けて砲弾が打ち込まれたと言われております。現在も砲弾場がありまして、そこは「馬頭観音」が奉られているところでもございます。また山越えの神様とも言います。

山を登り始めると、10分ほどで右側に水飲み場があります。その水飲み場は「御髪ノ水」といいます。私たちは「びんみず」と言っておりました。由来は、参勤交代の山越えのとき、喉が渇き水もなく途方にくれていたところ、武士が槍で地面を刺したところ、不思議にも清水が湧き出て、この水で喉を癒し、髪をクシで整えたという歴史的な場所でもあったそうです。坂を上り切ったところから、緩やかな尾根道となり、赤松や雑木林の中を通過、「三方台場跡」に行きます。人吉市、球磨村、山江村の行政境界線でもあり、標高889メートルあります。そこにも西南の役の台場跡もあり、道を行くと白岩山、これ1,000メートルばかりありますが、日向灘とか八代海も眺められます。球磨村大槻から水無越えに道があり、「あせち」というのが山江の水無方面に行くのが道場があったそうです。山江側に「ぜんかく屋敷」という宿泊施設もあったそうです。この照岳郡界尾根、鮎婦とか坂本を結ぶ道は、人吉八代を結ぶ直線に並ぶ「殿様道」だったそうです。相良藩によって改作された最短距離で結ぶ道であったそうでございます。また万江川方面には、山口地区、水無地区には「あせち」や殿様道を利用するための番所もあったそうでございます。現在はその殿様道が行き来できない状況でもあり、未指定でもあり、文化財も荒れ放題になって消滅する危機でもあります。

まち・ひと・しごと総合戦略でも明記してあるように、「相良700年が生んだ真宗の文化、日本で最も豊かな隠れ里、人吉球磨を観光自治体によって取り組みます」と記載してあります。これは山江村だけの問題ではないと思いますが、人吉、球磨、山江、八代、今の坂本ですが、交易の関係からも未指定であるので、日本遺産アドバイザー情報、調査整備の上、調査費などを計上して、実施に向けた企画や山江教育委員会でも早期に取り組んでもらいたいと思います。山江村の観光として水無、白岩戸、照岳、馬草野、下段も平成31年に下段橋が新設になります。温泉センターといった殿様フットパスを考えてはいかがなものでしょうか。

現在、山江では熱心にフットパス事業が展開されていますが、私たちが子どもの頃は、山や川遊びがあり、丸岡や照岳、万江川のほとりで一日中遊びまわりました。今思うと、とても幸せで、山江の大自然を満喫できた子ども時代でした。今の子どもたちはICT教育、そのほか大変活躍していることは、私も大変うれしく感じるところでございますが、川や山などに山江の大自然に親しむような、最も大切なことと思います。山江村出身者の会、丸岡会に参加しても、故郷の山や川を懐か

しく思う人がほとんどです。山江温泉を基点とし、「殿様道フットパスコース」をつくれば、山江村の山江温泉も村民もお客様も多数来られて、またみんなが健康にもなると思います。歴史的な価値もあり、文化的な価値もあります。「殿様道フットパスコース」の設置に対する執行部、お考えはあるものか答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。議員申されました殿様道、これにつきましては、室町時代に人吉城主相良氏が八代に攻める近道として、新たに改作された山岳道でございまして、明治10年の西南の役では、官軍の人吉攻略の道としても利用されていたようでございます。この道は、人吉の馬草野から照岳、白岩山、国見峠、榎峠、八代市の坂本につながります尾根づたいの道でございまして、江戸時代から明治の初めまで利用されていた道でございまして、水無山口には番所が設置されていたようでございます。それだけ八代坂本を結ぶ重要な道筋でありまして、近道としても利用されてきました。この道の途中には、先ほどありましたとおり、観音様が奉られていたり、砲台場跡、水飲み場や番所跡などがございまして、しかしながら、現在では最近の自動車交通の発達によりまして道筋が忘れられている状況で、道そのものが荒廃している状況でございまして。

この道を文化財としての保護、保存及び活用の観点から、村で整備するというようにする場合、まず現地調査を行い、この現況を確認する必要があるというふうに考えております。さらには、先ほどありましたとおり、この道は人吉から八代市までつながっている道でございまして、この山江村を通過する部分につきましては、人吉、球磨村、八代市との境界付近を通っている道でございまして、山江側を通ったり、または山江以外の側を通ったりというふうに、道が入り組んでいると思われるので、関係市町村との協議や協力など、一体的な取り組みが必要になるというふうに考えております。

また併せまして、この道の所有者あたりも確認する必要があるのではないかとこのように考えているところでございまして。そのような調査を行った上で、まず投資をする額、経費が必要になりますので、その投資額に対しまして、効果的な活用策があるのかどうか、先ほどのご意見のフットパス事業も含めたところで活用策があるのかどうか。それから専門家や関係機関との意見等も参考にしながら、何か良い活用策が見つければ、整備について検討したいというふうに考えているところでございまして。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、「殿様道フットパスコース」であります、よくこの殿様道につきましては、議員調べられたなという思いであります。これにつつまし

でも実は、前教育委員会にいた菖蒲学芸員が殿様道についてずいぶん調べていたというのを思い出したわけでありますけれども、担当が言いましたとおり、山江だけじゃなくて人吉、山江、球磨村、八代市というふうに、行ったり来たりする道でありますから、非常に広域化された道路だろうかと思えます。調査をしながら関係市町村とともに、その整備というのか、必要性を検討していくということですので、その後安全性が保たれて十分フットパスにも使えるということであれば、逆に広域的なフットパスコースとして、いろんな魅力もありましようから、そういうこともその後は考えられるのではなかろうかというふうに考えておりますので、まず教育委員会の殿様道の調査の結果を待たせていただきたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） この山江だけではなくて、やっぱり4町村の協議も必要だと思いますんで、早期に話を持っていただいてお願いしたいということを思っております。この「あせち」というのは、日本でも珍しいという数少ない道場だそうで、一つよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、山江温泉と物産館の今後の取り組みについてお尋ねいたします。人吉球磨にも第三セクターの温泉が数多くありますが、他の市町村の温泉施設の経営も難しくなると伝えられております。リニューアルオープンから2年余り、赤字経営、炉端取り外し、支配人の問題等々がいろいろありましたが、山江温泉の現在の経営状況をお聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） この温泉センターの件につきましては、この議会でも私社長としていろいろ話をしてまいりました。その立て直しをどうするかということでありました。不転の決意で、見切り千両とまで言ったこともあります。要するにもう見切って辞めるんだと。ただ猶予期間を1年半から2年間、上下半期の期間をください。というようなことを言ってきたわけでありました。ただここに来て、諸々と黒字の様相を呈しております。これは役場から出しました補助金を除いても黒字ということでもありますので、この好調域を維持できるよう踏ん張っていきたくと、頑張っていきたいということを思っているところであります。

内容につきましては、企画調整課長が答えます。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまへの経営状況でございます。先ほど村長が申しあげましたように、かなり長年赤字が続いておりました。これを克服するために温泉の改修等も行い、職員の一新をしながら、改革を進めてまいりました。昨年4月から副社長という形で、職員のほうが再建担当ということで取り組んでおり

ます。その中で徹底した原価の再計算であるとか、販売管理費の低減等を行ってまいりました。不採算部門でございます山田店等につきましても、思い切って閉店をいたしております。このようないろいろな努力が実りまして、現在1月までの状況では、約700万円強の黒字を見ております。2月時点でも若干の黒字予想でございますが、3月期末では、今期については黒字を計上できるような見通しでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 700万円以上の黒字が出るということでお話を聞きましたが、従業員の皆さんたちも、いろいろ工夫しながら経営に取り組んでいただいたと思いますけれども、賞与とか何か考えられることはないのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 以前は期末、要するに利益によります期末手当を出してきたということであります。その期末手当を今回も出すかという質問かと思っておりますけれども、通算をすると、まだこの（株）やまへは、28年度単年度では700万円以上の黒字が出そうでありますけれども、通算しますと、まだ赤字が残っているということでありますから、そここのところを取締役会で再度協議いたしまして、ただ職員も社員も相当の努力をしております。それに対する黒字が出たということに対する何らかの形も取らなくちゃいけないとは思っておりますけれども、その付近を含めまして、取締役会でちょっと協議をしていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 3月31日で役場からの出向の主幹が役場に帰られるということとは思っておりますけれども、先ほど支配人の人事はどうかというご質問がございましたので、それは差し控えていただきたいという意味で、温泉の低下で光熱費とか、いろんな問題点があると思いますが、温泉の掘り返し計画などはありませんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉の掘り返しというか、要するに泉源をもう1本掘らないかというような質問かというふうに思っておりますけれども、ここでも温泉は本当にこの議場で何人の議員の方々から質問されながら、いろんなことを答えてきました。その中で一番の問題は、54度ある泉源が、1,000メートル下はですね、地上400メートルのところまでドンと温度が下がるんだ、温泉に来るまでは37度になっております。従いまして、A重油を相当たかないと、温泉が適正な温度が40度から42度といわれますが、保てないということでありますから、そのA重油、毎月毎

月現在100万円弱の程度、使っているのではなかろうかと思えます。従いまして、その100万×12カ月は1,000万円を超えるA重油代がいるわけですから、それを考えますと、54度ある泉源がそのまま来たということであれば、ある程度冷却しましてそのまま使えますので、その1,000万円を超える重油代が浮いてくると、経営に非常に寄与するといえますか、ということになります。と同時に、その1,000万円浮くお金で、再度温泉を掘るということも非常に有用な手段であろうかと思っております。

従いまして、現在のところ、この地方創生の拠点整備関連の事業を用いまして、その温泉掘削は地方創生の補助金を取ることができるかどうかということは今、国・県と検討しておりまして、積極的にその予算を取りにいきたいと思っておりますので、その折には、またこの議会に予算として諸々の説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） もし補助金が通れば温泉を掘り起こすというような計画も持っておられるみたいですね。またメンテナンス面も、いろいろとしょうげんできるんじゃないかなというふうに考えております。

次に、物産館の去年の米とか栗の買い付けは大体何トンぐらいだったんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 平成28年度の物産館における米と栗の仕入れの状況でございますが、まず米につきましては438袋、30キロで計算しております、を仕入れております。これは主に高速道路サービスエリアの納入となっております。また、ふるさと納税の返礼品としても掲載してありましたところ、好評であり、米の希望が多くなっているような状況でございます。

一方、栗につきましては、生栗が約10.7トン、むき栗が6.2トンの合計16.9トンを買付けしております。主に村内の生産農家から直接買付けを行っております。平成27年度に台風被害がございまして、栗の確保に非常に苦労したということがございます。それと平成28年におきましては、新規の取引先が増加したということで、注文数量が以前に比べて多くなっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） それでは、その28年度は、材料、製品の不足はなかったのでしょうか。それと平成29年の米、栗の買い付けの目標、また予算の計上なんかは

どう考えていらっしゃるのかをお答えをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 原材料の確保でございますけども、平成28年度は先ほど申しました台風被害によりまして、かなり数量が減っておるということで、年度途中でびっくり団子のほうの販売を中止いたしまして、栗まんじゅうにつきましても数量を調整いたしておりまして、やはり原料の激減による影響は出ております。平成29年度につきましては、米は昨年比の105%ということで5%の増、栗につきましても110%、10%の増を見込んでおりまして、栗につきましては、約18トン程度が必要であろうということで、物産館のほうから報告が送ってきております。まだ現在商談中の案件がかなりございまして、相当数の出荷の増を見込んでおるところでございます。

また予算等につきましては、平成28年度につきましても、金融機関から一時借り入れを行っております。米と栗の仕入れの時期が秋になるということで、このあたり仕入れの予算といたしますか、財源が短期に集中するわけございまして、未払いを防ぐために、一時借入という形しております。しかし、この買い入れました栗やら米というのは、一年をかけて商品化して回収するということになりますので、やはりそのあたりの資金繰りというのは、大変苦勞しておるようでございまして、そのあたりは会社のほうで努力をしながら、1年間もたせるということで取り組んでおりまして、平成28年につきましては、取引先等の増加もございまして、黒字化を見ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 旧農協の米倉庫ですね、平成20年に元気な村づくり事業、貯蔵施設を、もう8年余り過ぎました。貯蔵の機能は十分発揮できているのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 旧山江農協の石倉でございます。これにつきましては、先ほど申されましたように、平成20年度で交付金事業ということで整備をいたしております。冷凍のほうの栗の貯蔵庫と、向かって右側の米の倉庫がございまして。この米の倉庫は、石倉の石に断熱材を吹き付けて、断熱をしながら、その中に冷蔵機を入れたような形になっております。これは普通のプレハブ型の冷蔵庫と比較いたしますと、非常に天井が高いということで、上層部と下層部の温度差で結露が発生するというような状況になっております。現在はすのこといいますか、板を5段ぐらい積み重ねまして、その上に米を置いているような状況でございます。数

年前は、湿気を帯びた米袋にカビが生えまして、その胞子が蔵全体に広がっているということで、米の品質の悪化につながっているような状況でございます。

このことから、先日可決いただきました、平成28年度の補正予算によりまして、除湿機を設置しようということで計画いたしておりまして、議決をいただきましたので、早速その除湿機の設置に取りかかっているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 除湿機のほうを入れ替えるということで、新規導入はないというふうに思っているのですね。

それでは、この倉庫はどなたが利用されているのか、管理されているのかお聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 石倉倉庫の管理につきましては、物産館のほうへお願いしております。これにつきましては、相当の年間の電気代が要ということで経営を圧迫しておりました。この倉庫を利用しておられますのは、村内の業者2社が利用されております。そのほか個人で短期的に利用されておりますけれども、こちらのほうは、両方とも契約書を交わしまして使用料という形で、電気代がかかりますので、契約書により契約を交わしながら使っているような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 私ちょっと物産館の販売店で少し気になることがありました。冷蔵庫にやまえ栗と良く似た商品が売られておりました。やまえ栗のまんじゅうが。以前、この物産館で勤められていた人が製造をやってこられた人が退社して、その製品をつくって物産館に入荷していると聞きましたが、これいかなるものかと思えますけれども、執行部のほうではどう考えられますかね。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） やまえ栗まんじゅうと似たまんじゅうが入れているということでもあります。物産館のほうの仕事は、そういう出荷協議会の方々、また加工される方々から商品を預かり委託販売ということでもあります。そういうトラブル事項については、出荷者あたりの責任で対処してもらうということでもありますので、物産館としては、その付近の責任は一切取っていないという状況であります。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） それで物産館の出荷組合のほうが責任を取るということになるとるんですかね。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

- 村長（内山慶治君） 出荷者それぞれおられますので、その出荷者ご本人が責任を取られるということになります。
- 議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。
- 3番（森田俊介君） それでは、その栗まんじゅうはもうそこで売っても致し方ないというような形で、考えていいんでしょうか。
- 議長（秋丸安弘君） 村長。
- 村長（内山慶治君） 大変難しい質問でありますけれども、栗まんじゅう自体は、登録商標を使用としました。けれども、その栗まんじゅう自体が全国各地いろんなところに栗まんじゅうという商品があつて、登録商標が取れなかったというような経緯もあります。ただし、物産館で登録商標を取っているのは、びっくり団子は商標登録を取っているということでありますが、栗まんじゅう自体は取れないということでもありますし、ある意味では、広く門戸も開いておりますので、一生懸命つくられた商品については、物産館を活用いただきながら、所得を伸ばしていただくということについては問題ないかと考えております。
- 議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。
- 3番（森田俊介君） 饅頭を持ってきたなればそのまま売ってもいいというようなことであると解釈いたします。その防止として、ちょっと聞きましたけれども、山江温泉でのロゴマークっていいですかね、そんなのも開発できている話をちょっと聞きましたもんですから、課長のほうでちょっとご説明お願いします。
- 議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。
- 企画調整課長（北田愛介君） 現在、山村活性化支援交付金事業によりまして、ブランド化を進めております。その中で山江村の栗商品のブランドマークということで、先日新聞のほうで発表されたと思っておりますけれども、それを開発しております。事前に見せていただけたかどうかということだったので、こういうふうなやまえ栗のブランドマークを今開発中でございます。これと併せまして、最近山江の正式な商品といたしますか、やまえ栗加工品の認定されたものをパンフレット等で紹介しようということで、QRコードを付けたパンフレットを今開発しております。今月中にはもうでき上がるわけでございますけれども、そのパンフレットにスマホをかざしていただきますと、そのQRコードを読み取ると、生産者の生産の様子であるとか、その商品の加工の状況、そういうものが動画で見れるというふうなパンフレットも開発しております。こういったものを使いながら、今、山村活性化支援交付金事業の中でブランド化へ向けて進めておるところでございます。
- 議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。
- 3番（森田俊介君） 一つ、山江の商品をブランド化するというところで一生懸命やっ

ていただいておりますので、販売が高くなるように期待いたします。

最後に、村長の政治の姿勢をお聞きいたします。先ほど中竹議員から地方創生戦略で一般的にお話を聞きましたけれども、ICTとか学校給食の無料化とか、18歳までの医療の無料化、西川内の住宅、下之段橋の新設とか数多くの事業をしてこられたと思いますが、村長の残された約1年5カ月の年でありますけれども、残された行政政策をどのように、手短くお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、できるだけ手短にお話ししたいと思います。地方創生は、今後5年間継続して国のほうは支援をするということでありまして、現在26、27、28年度3年目でありまして、29年度、30年度まで続くということになります。ただその後がどうなるかということが全く見えていないというのも事実でありまして、逆にいうと、この5年間である程度の道筋を付けなさいと、あとはもう財政支援はしませんよ、道筋は自分たちで付けて、しっかりとした自立した地域づくりをやりなさいと言っているようにも私感じております。中竹議員もおっしゃいましたが、といいながら、何でもかんでもできるわけではありまして、もちろん財政の問題を最優先するというのは、地域経営といいますか、この山江村全体を経営する上で一番重要なことでもあります。従いまして、まず重要度からいいますと、村民の方々の安心安全をどういうふうに守っていくかがありますし、その後、本当に今から変化する社会保障の問題につきましても、これは切り捨てるわけにはいきませんので、しっかりとした、また充実した社会保障、福祉の充実も図っていくということでありまして、ICT教育でもありますが、世界に通じる子どもたちの養成も指導もやっていかなくちゃいけないということでもあります。

その次にやはり来るのが産業だろうかと思うわけでありまして、産業といわゆる今地方創生の取り組みをしっかりとしなさいということでもあります。これまさに、現在地域間競争の様相を呈しております。冒頭の挨拶でも私申し上げましたとおり、肥後銀行の地方創生の若手職員が山江村に研修に来ております。ということは、地方創生の取り組みは、今のところ山江村は成功事例として見られているというふうには、自画自賛ではありますが、第三者的に感じておりまして、従いまして、この取り組みをしっかりと続けていくことが大事だろうかと思います。

今、課題として事業メニューが交付金の要綱がどんどん変わっていくんだということを先ほど担当課長が申し上げましたけれども、それについては、やはりいろんな事業メニューを今の時点でそろえておくということが求められているということを思います。従いまして、その事業のメニューが事業の公布の要綱が来たら、「はい。」とすぐに出せるようなことで、その事業の準備をさせているというようなこ

とでありまして、そういうことも含めて、今までやってきたことについて、まだまだ不十分な面たくさんありますので、この事業の目的に沿って、しっかりと地方創生は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） いつも村長が言うておられる、山江村は株式会社である、会社であると言われます。村の基本としまして、四つの国旗を掲げておられますけれども、4番目の豊かな暮らしを実現するための村づくりとありますが、村民に対する役場の窓口の対応を少し考えてはいかがなものでしょうか。例でいえば、村民の声として、窓口でのマスクを付けての対応はどんなものか、誰の職員かわからないということもありますし、再度行ったときに、誰に相談したのかなというのがわからなくなっているということもあります。また手続きの際に、「ちょっと待ってくださいね」と言いながら、20分も30分も待たせる事例があります。事務的な仕事の遅れから日程の行事が重なることから、相談に行ってもどこの課に行っていないかわからない。ほかの町村では受付案内人を置くというところもあります。各課においても事務手続きなどで縦横のつながりがうまくいっているのかわかりませんが、職員のさっき言われました事業の変化がありまして、教育なども非常に難しいと思いますけれども、各課に専門職の配備はできないものか、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員のマスク等々につきましては、総務課長が答えるのだらうと思いますが、併せて私のほうから答えさせていただきます。現在非常にインフルエンザがはやっているという状況であります。学校では学級閉鎖もやられたということでありまして、順次、役場職員もインフルエンザで休まれる方がおって、総計七、八名ぐらいいたんじゃなかろうかと思えます。私先般2月に、人吉医療センターのほうに行きましたら、「3月いっぱい病気見舞い受付はしません」「何ですか」「インフルエンザがはやってて家族の方も今ご遠慮願ってます」というようなことでありました。従いまして、その予防もありますし、もし本人がインフルエンザ菌を持っていたら移すという可能性もあるので、できるだけマスクは付けなさいというような指導を総務課のほうで中心にしてきたというのものもあるわけでありまして。ただ名前がわからないということについては、それぞれ名札を付けておりますし、ぜひ確認いただきたいと思いますが、相談が遅れる等うんぬんにつきましては、私初めてそういう事例を聞きましたので、また課長会等々で、このことについては改善を図っていきたいと思っております。

ただ、嫌な意見は私に聞こえずに、いい意見が聞こゆつとですけども、だいが職

員が丁寧にしてくるっけんよかという意見も実は反対で聞こえるわけですが、ただそういう方がおられるということについては、やっぱり問題があるかと思うわけでありますので、更なる対応の改善を図っていただければと思っております。

それから、役場のカウンターを改修をするということで、29年度予算に上げております。いわゆる立ちっぱなしで今村民の方々来られたら対応をされるわけでありますから、当然立つのが困難な方といいますか、つらい方もおられますから、立ちっぱなしもですね。座りながらできるように、カウンターを低くする場所も、そういう工事もするように、今回29年度予算で上げさせてもらっているというようなことをございます。

それから、専門職の問題でありますけれども、これがなかなか実は非常に難しい問題もあります。現在60人弱の職員でいろんな業務をやっているということであります。当然異動もそれぞれの業種に異動しながら、山江役場としては、いろんな村民の方々からの要望、付託に応えるような総合的な公務員として、信頼される公務員を目指すというのがまず第一義であろうかと思っております。今回も実は、熊本の震災に伴いまして、専門の職員、要するに住宅の半壊、損壊、全壊あたりに対する評価をしますけれども、それについての専門の職員を長期間くださいというような要望があったわけでありますけれども、小さい役場では、どこの町村もそうでありますが、専門職をなかなか持たないというようなことでありまして、もちろん人吉球磨では人吉だけであります。そういう建築の専門の職員を持っているというのはですね。ということで、そこには建設課の工事の経験がある職員に代えさせていただきたいと、ぜひ応援もしますけどというふうに申し上げます。従いまして、農業関係の要するに営農指導員、または建築のそういう専門等々の必要性は感じておりますが、なかなか難しい部分もあるというようなことをご理解いただきたいと思います。ただ健康福祉課におきましては、4人の国家資格を持った専門の保健師がおりますし、管理栄養士もいながら、村民の方々の健康を守っていくというような形を取っておりますので、もっと活用といいますか、来られて対応するだけじゃなくて、自ら出かけて行っていろんな対応ができるような体制も取っていただければと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 専門職は難しいということでありますけれども、福祉なんかもいろいろ法律なんかも変わりがちで、いろいろ転換が毎年毎年変わっているから大変だろうと思っておりますけれども、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

村長もいろいろ上京などで日々日々忙しいと思っております。日曜もないように忙しくやっておられますけれども、最後に副村長を置かれるお考えはございません

でしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 副村長の件、お尋ねであります。おっしゃるとおり、先ほど温泉でも申し上げましたとおり、国・県の補助事業が付かない事業は、単独でやるのは控えるという基本方針を私持っております。従いまして、事業するには国・県から補助金持って見つけてこいというふうに職員には申し出ておりました、逆にいうと私も積極的にそういう山江村の実情を申し上げまして、企画を申し上げて補助事業、制度事業を持ってくるということについては、積極的に行っています。と同時に、大きな私の仕事の一つであろうというふうに考えておるわけであります。議員も皆さん方も上京されるような折には、最近では必ず国会議員の議員の会館を訪ねてもらい、山江村のそれぞれの事業について、要望陳情を、要するに国の補助金の要望陳情を行ってもらっているということでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことが続きますと、当然私不在することも多いということになります。また各種行事等々もあります。また私的にも冠婚葬祭もあるわけでもありますので、なかなか役場におる時間が少ないということも聞くわけではありますが、今のところ総務課長を中心に、その運営をしているということでもあります。ただ諸々の職員に対する教育、またいろんな事務処理に対するチェックあたりは、それぞれの担当課等でやってもらってはいるものの、やはり総合的な政策的に見たそのチェックという部分については、足りない部分もあるなということを感じているところでもありますので、副村長、ずっと予算化はしておるところでもありますし、村民の方々が納得される方についての副村長の設置についても積極的に考えていきたいと思っております。これまさに議会の同意案件でありますので、私1人で勝手に決められないということもありますので、その折には、どうぞよろしくご理解もお願いしたいと思うところでもあります。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 長い間ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

これで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に5番、立道徹議員より1、国民健康保険の広域化について、2、(株)やまえについて、3、業務委託についての通告がでております。

立道議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして一般質問させていただきます。大変眠い時間ですけど、よろしく願いします。

医療保険制度改革関連法が成立し、平成30年度から国民健康保険の県単位化への意向が決定し、国保財政の安定化を図るためとしているが、完全移行型ではなく、県が統一した運動方針を決め、財政運営に責任を負うこととし、一方、村は引き続き国保の保険者として資格管理や税率の決定、国保税の負荷や徴収を行うとされております。

そこで、国民健康保険の現状と広域化についてですが、まず国保運営状況についてお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えします。

現在の国保運営状況についてであります。山江村国民健康保険の加入状況につきましては、平成27年度末現在で556世帯、980人、平成29年2月末で538世帯の910人となっております。年々減少している傾向にあります。また全国的に見ても同じような構造となっているところですが、働く世代が社会保険に加入し、国保においては低所得者や高齢者層の割合が大きくなっているという状況です。

一方、医療費を見てもみますと、平成26年度の1人当たりの療養給付費は34万9,378円、27年度の1人当たりの療養給付費については35万729円となっており、県内でも高い水準となっております。国民健康保険事業会計の決算状況につきましては、平成26年度は約5億1,700万円、平成27年度は5億6,800万円、平成28年度は予算ベースで6億1,000万円となっており、年々歳出規模が膨らんでおります。平成28年度と平成27年度を比較しますと4,200万円ほどの伸びとなっております。

一方、国民健康保険財政調整基金の状況ですが、平成23年度に一旦枯渇した基金ですが、24年度に5,000万円を新規に積み立てております。それから27年度に3,000万円を取り崩して補填をしております。28年度は、当初予算で残りの2,000万円を取り崩して予算編成をしておりますが、保険税の見直しと一般会計からの繰入金によって、実質1,500万円の取り崩しとなっております。平成29年度には、当初予算に残りの500万円の基金を充てることによりまして、基金につきましても、平成29年度でなくなる見込みであります。このことから国保財政運営につきましても、大変厳しい状況になっていると考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 大変厳しい状況でございますけど、まず来年度30年度から県単位化への移行となりますが、国保税が高いとの村民の声があります。現在、山江村の国保の収納率と滞納世帯数、短期被保険者証の発行数ほどのようになっていますか。また差し押さえ件数もあるかどうか、お伺いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。国民健康保険税についてでございますが、制度の改正に伴い、これまで市町村において定めていた税率が、平成30年度から県へ移管し、税率についても市町村の実情に応じた税率を県が示し、また市町村が定めることとなっております。本村におきましては、給付経費が高く、県の算定においても税率も高くなる可能性が高いことから、急激な税率上昇を避けるため税率を見直し、平成28年度の6月におきましてご承認をいただいたところでございます。

ご質問の件につきましても、まず収納率でございますが、平成29年2月末現在で、現年度分が86.8%、滞納繰越分が11.8%、全体で67.5%でございます。滞納者数が現年度分が89名、滞納繰越分が72名、実人数が97名でございます。

次に、短期保険証の発行でございますが、約78件程度を発行しているところでございます。これに関しましては、幾らかの納付、または納付確約をいただくことが条件で、最短1日から最高6カ月の短期証を発行しているところでございます。

差し押さえでございますが、現在のほとんどの滞納者の方につきましても、納税相談を実施しておりまして、分納の確約をいただき、それを遂行してもらっているところでございます。従いまして、本年度の差し押さえは1件の実績でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 税務課長、税務課の皆さん方は大変でございますけど、今後ともやっぱり平等に回収等はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、国保税がこれから高くなるということで、一般会計からの繰り入れや、財政基金がもうなくなったということで、会計の繰り入れからだけですかね、国保税を引き下げるような考えはないか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。国民健康保険事業につきましては、国・県・市町村からの負担金や交付金などと、被保険者の保険税によって運営することとなっております。従って、療養給付費が上昇しますと、国・県・市町村の負担額も大きくなりますが、それに伴って被保険者の保険税も引き上げをしなければならないということになります。今までにおきましては、国保財政調整基金を取り崩して、保険税が上がらないようにしてきたという経緯がございます。その基金につきましても、先ほど説明いたしましたとおり、29年度の予算編成で財源に充てておりますので、29年度でなくなってしまうということになります。それから、30年度から国保の財政運営主体が県に移行しますが、国が示します国保運営方針ガイドラインにおきましては、一般会計からの決算補填目的の法定外繰り入れを行っている市町村は、その計画的、段階的な解消を求める。赤字発生年度の翌年度には赤字を解消することを基本とするとされております。市町村ごとに医療費の水準が大変違うために、当面の間は、先ほど税務課長からありましたように、市町村ごとに標準保険料を算定し、市町村が決定していくということですが、給付費の高い市町村には、高い納付金を納めることになるということでございますので、しばらくは現状と変わらない状況と考えております。

以上のことから、保険税を下げるためには、いかに給付費を下げるかにかかっていると考えております。特定健診率の向上や特定保健指導の推進、がん検診の充実、糖尿病性腎症の重症化予防、レセプト点検による重複頻回受診への訪問指導など、医療費の適正化に向け、専門的知識を持った保健師や栄養士を中心として、保健事業に積極的に取り組む必要があると考えております。村民の皆様にも定期的な健診を受診していただき、病気の早期発見、早期治療、重症化予防に心がけていただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 一般的には、広域化によって国保税が下がるのではという印象

がありますけど、国保税が上がる懸念はあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。県へ財政運営主体が移行するというところで、将来的には県の保険税の税率というか、納付金は一定になるというようなところを目指していくところではありますが、先ほども申しましたとおり、かなり医療費の水準が市町村によって違うということで、医療費の低いところが保険税が上がると、やはりその意識が下がってしまうということもありますので、当面の間は、各市町村の給付費に応じた標準保険料率を示して、市町村が決定していくということですので、すぐすぐに下がらないというような見方のほうが強いかと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、課長が答えておりましたけれども、この件は私冒頭の挨拶で申しあげました。大変制度が一気に変わってしまうということですので、その付近も含めて、私のほうからもご説明したいと思っておりますし、それとインセンティブといいますか、支援制度ができておりますから、その付近も含めて申しあげたいと思っております。

まず、国民健康保険の財政運営主体を都道府県に移すということが2018年の4月ですから、30年の4月から始まるということはもう決まっております。ある意味では、制度創設以来、要するに国保制度創設以来の最も大きな改革というふうに言われているところであります。ただ、国保の中身を見ても、山江村はまさにそうですけれども、医療費や保険料の市町村の格差が出てきている。保険料が高かったり安かったりして。その給付費がお医者さんにかかる人が多ければ高くなるということでもあります。それから、小規模保険者が存在しているということでもあります。要するに加入者の年齢が高いと、国保加入者はですね。それから無職者の方もおられる。いわゆる年金とか無職者とか低所得者が多いということに加え、収納率を聞かれましたけれども、保険料の収納率が低いというような課題が出てきているというようなことでございます。

これについて、都道府県に移行することによってどのように変わるかということですが、先ほど申しあげましたとおり、国保加入者は65歳から74歳まで、75歳以上は後期高齢者に位置付けられますから、その高齢者の占める割合が3割を超えている、医療費がかかりやすいということでもあります。そういうことも含めて、国が出している資料では、これは2014年でありますから、今から3年前の実質的な赤字額が3,500億円あったそうです。当然このために市町村が保険料を安くする、また給付費が足りない分を補填するために、毎年繰入金金を一般会

計からの法定外の繰入金を行ってきたということです。議員質問のとおり一般会計から繰り入れて保険料を安くしたり、給付費が足りない分を補ってきた。その3,500億円を国の全市町村です。山江村の場合は、28年度で2,500万円だったですかね、法定外は。法定外繰入があってその保険料を抑えてきたんだということでもありますけれども、国の見解ではこういうことを言っております。ただ全住民から集めた税金を国保加入者だけのために使っていることは、本来は好ましくないというふうに言っております、このことも含めて改革を行ったということでもあります。先ほど市町村格差があると言いましたけれども、人工透析などの高額医療費が発生する市町村は、医療費が当然高くなります。保険料も高くなるというようなことでもありますから、ただ今回の都道府県の統一によって、そのリスクが分散されていくということです。将来は県統一の国保の税率を定めていきますという方向に向かっていますが、いきなりそれをやりますと、低いところが高くなったりと急激に変わるということが懸念されるということで、徐々にその統一税率は決めていくと。ただし、いつからやるかということについては、まだ検討しているということでもあります。

ただ県に移行することによって、3,500億円の赤字については、消費税の5%から8%へ引き上げ財源を使って、低所得者対策の強化に1,700億円国が手当しますということでもあります。それから、15から17年度、3年前から本年度にかけて、2,000億円の財政安定化基金を積みなさいと。もう積んであると思います。それと加えて、医療費適正化の取り組みなどに応じて交付金を配分する保険者努力支援制度、これは冒頭のご挨拶でも700億円から800億円と言いましたけれども、それも含めて1,700億円の予算、要するに合わせて3,700億円は都道府県に支援しますということになります。ただし、どうしてもその中身は、インセンティブというのは、議会の冒頭のご挨拶で申し上げましたとおり、メタボの該当者と予備軍がどのくらい減ったか、受診率がどのくらい伸びたか、糖尿病の受診率化、予防の取り組みがどれくらいやっているか、予防健康づくりの取り組みがどれくらいやってるか、レセプト点検をやっているか、ジェネリックいわゆる後発医薬品の使用をしっかりとやっているか、この付近の数字によって、やってるところにはお金はやるという仕組みに変わるわけですね。というようなことでもあります。ただし、消費税が8%から10%にするというおりましたが、それが延期されましたので、その延期された分の300億円については、当面やれないというおるわけですけど、だから3,100億円の予算を組んで都道府県に分配するということになります。ただ300億円については、消費税10%が満年度化する2020年度末に補填しますと、満額国はやりますよというようなことを言っております。

県はどういうことをやるかということ、3,400億円のお金があるわけですが、熊本県全体の国保の運営資金ですね。当然山江村も今、国保運営協議会持ってますけれども、今回は熊本県で国保運営協議会を設置して、税率を定めたり、運営についての健全化を図っていくということになります。じゃあ市町村はどうするかということ、納付金を払うと、県のほうにですね。今まで山江村で一般会計から繰り入れしてたのが納付金に変わっていく。ただこの額はまだはっきりわかってないというようなことであります。

従いまして、30年度もう目の前にきてますので、今後のスケジュールになりますけれども、今年の8月頃、都道府県が各市町村の納付金と標準保険税率を試算して指示をします。それから、今年の11月から12月、熊本県が運営方針を決定して12月に18年度の予算案を政府が決定して、診療報酬等の改定率が決定してくるということです。それを受けて都道府県が標準保険料率を決めて、それを受けて市町村が議会で条例改正を提案して審議してもらいます。決まると4月から改革の施行、要するに熊本県で一本化した国保が始まるというようなことであります。今年はその過渡期でありますので、それに向けてということですが、まだまだ見えないお尋ねのところについて、具体的に言えない部分もある、そうなるだろうということは、保険料は変わらないだろうということが予測されてますし、統一化されたら安くなるだろうというようなことは予測されますけれども、またその率が示されないといへないというようなことであります。

ただ先ほど申し上げましたとおり、山江村では何をすべきかということ、700億円から800億円のインセンティブの予算を取りに行くべきだと思います。従いまして、保健師がしっかり地域に出ながら、その数字をしっかりと上げたり下げたり、メタボリックシンドロームの該当者の率は下げていく、受診率は上げていくという数字をしっかりと明確に対応していくということが求められているんだろうということですので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、今の現状を私のほうから補足してお伝えしたいと思ひます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先ほどから村長が言いましたとおり、まずは国保税を下げるためには、やっぱり村民の方々に健康診断を受診していただき、そしてまたいろんな健康づくりのために講習会、教室等をこちらに来ていただくんじゃなくて、各分館に保健師も4名いらっしゃいますので、または健康推進員さんもおられます。足を運んで指導していただければ、参加者も今まで以上に多くなって、健康で明るい生活を送ることができたら保険税も下がっていくのではないかと思います。これから大変でしょうけど、携わってる関係の皆様もですね。保険税が安くなるためにもご

協力をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。先ほど森田議員の質問もありましたけど、同じ質問は割愛させていただきますけど、平成26年12月ですね、リニューアルオープンして今年で丸2年過ぎました。利益向上目指して、日々努力されておられると思います。昨年度は約820万円ほどの赤字でございました。石の上にも三年と言いますが、いよいよ今年が勝負の年、3年目になるのではないかと考えております。1点だけちょっと、3月までの28年の収支状況、これは予想でしょうけど、これ700万円ぐらいでよろしいんですかね。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 平成28年度の株式会社やまへの収支状況を少しお話しさせていただきます。現在1月までしか監査が終わっておりませんので、1月分までの報告をさせていただきます。まず、売上高でございますが、約1億7,300万円で、昨年比102%ということで2%上昇しております。売上原価のほうが5,356万3,000円、約でございますけれども、昨年比約88%ということで、売上原価のほうは下がっております。また、売上総利益でございますけれども、約1億1,946万5,000円で、昨年比109%ということで9%伸びております。販売管理費が約1億1,363万3,000円で、昨年比約94.5%、営業利益が約583万2,000円で、昨年比でございますけれども1,715万7,000円の改善を見ております。これに営業外利益を加えたのが当期純利益ということで、先ほど申されました約723万9,000円、これは1月末時点での利益でございます。現在黒字となっておりますけれども、2月時点では若干の黒字を予想しております。まだ正式に進めておりませんが、若干の黒字が出るだろうと。3月が昨年並みの売上げと利益で推移した場合に、売上原価と販売管理費が改善しておりますので、3月の期末決算では黒字が見込めるというふうな報告を受けております。額につきましては、まだ3月が途中でございますので、どのあたりになるかというのは、正確な数字はちょっと予測ができないところではございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 昨年の6月に物産館の山田店は閉店しました。年間300から400ぐらいの赤字ということで。そしてまた行政職員の副社長として、企画調整課から職員の方が行かれてましたけど、給料はもちろん企画調整課からでしょうけど、それによる経費削減の効果はいかがだったでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 平成28年度につきましては、4月に発生しました熊

本地震の影響によりまして、4月後半から5月にかけて宿泊とか宴会がキャンセルになったり、予約が入らない状況が続きました。また高速道路のほうも通行止めによりまして、サービスエリアでの販売が全くできないというふうな大変厳しい状況でございました。しかし、7月から開始されました復興割宿泊券の発行によりまして、宿泊客が持ち直し、また営業活動によりまして取引先が大幅に増えておりますので、9月から12月期は前年を上回る売上げとなっております。6月末に山田店を閉店したわけでございます。これは先ほど議員申されましたように、年間300万円か400万円赤字を出しとったということで、これにつきましては、一昨年コンサルを入れまして診断をいただいたわけですがけれども、ここについては即刻閉めるべきだという指導がございました。またその結果、家賃、それに光熱費、人件費などの削減が売上げを上回っておりまして、このあたりが黒字に振れております。また副社長として職員が再建担当ということで副社長職を行っておりますけれども、これまでそういった管理、原価計算であるとかコスト管理、経営分析などができていないような状況でございました。この職員が行きまして勤務体制の見直しをいたしまして、人件費の削減、また適切な施設の管理によりまして光熱費の削減、さらには原価管理の徹底によりまして、その効果が現われているということで、黒字化に向いているということで、効果が十分に現われているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうから補足させていただきますけれども、役場職員を温泉センター担当という辞令を出しておりますけれども、派遣でもないんですね。派遣でもなく出向でもなく、役場職員の主幹として山江温泉センター再建担当を命ずるといふ、要するに役場職員を温泉センター再建として、いろんな調査研究をしてもらう。当然現場にも行きますので、と同時に先方でのある程度の権利を、権利といいますか権力と言っているんでしょうかしら、ある程度のそれも必要でありますから、その点については、役場職員のまま副社長として位置付けたというようなことでありますので、派遣、出向ではありませんので、この付近大事なところですので申し添えさせてもらいたいと思います。それから、もちろん言ったとおり山田店はやればやるほど赤字、やればやるほど赤字のとはかえって手がいるわけですね。かえっていろんな手暇がいるということでありまして、その手間隙がどんどんいるところに対しても一生懸命、一生懸命やっている、ただやってもやっても赤字だったというようなところが何か所かありました。山田店もそうですし、遠くへ送迎に行くのもそうだったし、そういうのを全くやめさせてもらった。山田店を迷惑掛けた部分もありますけれども、再建のためには致し方なかったというこ

とであります。そのやり方については、先ほど課長が申し上げましたとおり、売上げを伸ばしたら利益が上がるということじゃないわけですね。売上げが伸びても経費がそれだけかかったら駄目ですので、粗利をいかに出すか、そして販管費というものをいかに抑えるかということを徹底的に見直しをさせたということでありまして、そういうことについては、非常に職員がしっかりと結果を出したということになろうかと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） この副社長の任期は多分今月末だったと思いますけど、先ほど村長が言われました支配人ですね、募集されてたそうですけど、今後はその支配人が来られるまでは副社長が任期はあるんですかね。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 辞令には3月31日までという期限付きで辞令を出しておりますので、4月から役場に帰ってくるということになります。従いまして、彼のやってきたノウハウといいますか、技法は、しっかりと今の社員に引き継いでもらいたいと思いますし、その支配人につきましても、部内登用も含めて、また適材を探していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今年は黒字ということで、大変良かったとは言えない状況ですよね。まず温泉センター管理運営費が平成28年度、当初予算では1,191万4,000円ですか。補正で50万円、今年度は1,766万7,000円と570万円ほど増額になっております。実際民間企業では、こういう管理費、運営費、経費関係も入って、それからが利益につながるんですけど、管理運営費はほとんど一般財源からということで、この金額を上回るのが本当の黒字ではないかと思えますけど、そこは社長、いかがでございましょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 管理運営費といいますか、温泉センターのハードの施設ですね。施設は役場のものです。当然役場が改修しないと、あそこで改修をさせると第三セクター株式会社の持ち物になってしまう。もし今の第三セクターが経営を代わるときは、その財産は第三セクターが持ったまま去ることになって、その取り扱いが非常に難しくなるということでありまして。従いまして、施設の改修には管理費とおっしゃいましたけれども、施設の改修は当然役場としての予算を果たすべき経費であります。従いまして、純然たる管理運営費とやっておりますが360万円でありますので、その分を引いても黒字になるということでありまして。一時は2,900万円、年にですね。コンサルにもうそれ一切やめなさいというような指導を

受けたというのも先ほど申し上げましたが、何とかここに来て黒字が出たということであり、ただ予断は許さないと思っております。また、適当な方がおられたらその適当な方にお譲りしてもいいなというふうにも考えておりますが、ただ冒頭申し上げましたとおり、3半期待ってくださいと言いまして、3半期で一つのめどが付いたということは、ご確認をしていただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 管理運営費ですね、メンテナンスまたは施設の老朽化ですね。これに伴って、年々この管理運営費もですね、上がってきておりますけど、この推測なんかはわかりますか、これから。どのくらいまで上がるか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 施設ですが、あの手のですね、いわゆる施設については、観光施設といいますか、そういう人が寄ってきて、リゾート施設とまでは言わないんでしょうけども、そういう施設については、定期的にやり替えなければいけません。飽きられるということですね。そのスパンは私は一通り10年と見ております。10年スパンで大がかりなリニューアルをしていくということが求められていると思います。

従いまして、今回温泉を掘るということも言いましたけれども、その補助基準については、施設改善もしないとその補助金が付かないというような指導も受けているようでありますので、かつてから懸念でありましたより良い快適な施設としてですね、提供できるようなことが何なのか。実は平成21年から22年にかけて、年次計画であの施設をリニューアルする計画をしてあったわけですが、それがなかったということでもありますので、ここにきてそういう補助金等々が使えるということであれば、老朽化した部分についてはリニューアルしながら、大規模なリニューアルは会社の経営を止めなくちゃいけないということもありますけれども、していかななくちゃいけないということを考えております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今年は黒字ということで、これが来年、再来年、もっともっと黒字を出していただくために、今後の経営方向策というか、方針策をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） もともと簡単なことは慎重に複雑にといいますか、いろんなケースバイケースを考える。また、いろんな複雑な問題があるような懸案については、できるだけ簡単に整理するというようなことは職員に申しているところでありますけれども、この温泉センター問題、いろんな複雑な問題も絡んでおりますが、

要はですね、何回も言っておりますけれども、先ほど議員からも質問がありました清潔な快適な施設として、新しい施設じゃないんですよ、ちゃんと清掃が行き届きながらも、本当に来られた方々が快適にその施設を使われ、入浴される、泊まれる、おいしく食事をされるというようなものを目指さなくちゃいけない。まず快適な施設をつくるということです。それとあとは料理であります。料理はなかなか難しい部分もありますけれども、温泉に入らなくても泊まらなくても、山江温泉のこの料理を食べたいと言ってこられるような料理の味を確定しなくちゃいけないということでもあります。それから、もう1点はサービスであります。このサービスには、ハード的なお金は要りませんので、人の投資になるわけですがけれども、本当に心地よい挨拶、心地よい居住を保証するためには、やっぱりそういう社員の方々が来られた方々に対してサービスを徹底してやる。20秒ルールとか私言いましたけれども、作業していても20秒間はその来られたお客さんのために自分の時間をつくっておもてなしをするというようなことであろうかと思えます。

この3点をしっかりやっていくことが、この施設がしっかり運営できる、経営できるということと同時にですね、お客様に喜んでもらえる施設になるということにつながっていきますので、その3点を今後とも重視しながらですね、やっていきたい。必ずしも現状その3点がすばらしいというふうに私思っておりませんで、まだまだ改善しなくちゃいけない点多々、私自身も自覚しておりますし、その改善に向けて、今後とも努力をしていくし、私なかなか向こうには行ける機会が少ないわけではありますが、幹部職員に対しましては、その付近の指示をしっかり出していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） こういう商売は本当大変ですね、お客様商売は。くれぐれも社長が言われましたとおり、料理、サービス、そしてこの挨拶、また笑顔ですね、笑顔の接客に努めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけど、業務委託についてですけど、これは臨時の委託業者ですけど、その業者名と職種をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。請負業務委託につきましては、総務課において見積り合わせによる業者の選定をしております。見積り合わせにつきましては、平成27年度から実施をしているところでありますが、請負業務の内容につきましては、村長車、スクールバスの運転業務、それから学校給食調理業務、それから道路維持管理業務の3業務について行いまして、最低見積業者と契約をすることとしております。

平成29年度の最低見積者であります。村長車、スクールバス運転業務はつばめタクシー株式会社、学校給食調理業務、それから道路維持管理業務の2業務につきましては、南国フーズサービス株式会社でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ケーブルテレビは。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） ケーブルテレビの職員につきましては、派遣ということで、派遣法による派遣労働者ということでしてございまして、3名ございまして、これにつきましては、大進東ということで、これにつきましては、派遣の期間が限定されないということで、派遣法の26業務の一つとして、職員として大進東から派遣してもらっているということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） これは前回、2年前ですかね、ケーブル事業についてお尋ねしたと思うんですけど、収録、編集するときはですね、多分夜遅くまでされると思うんですけど。それでこういう場合、残業代なんかはという感じで、発注者のほうからご指導じゃないけど、その辺お願いしたんですけど、そういうご指導はされておりますかね。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 時間外ということでもありますけれども、前回の質問でも答弁しておりますが、フレックスタイムを使うということで、現在もそのフレックスタイムで時差出勤という形でしてございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 給食は業者が替わったわけですけど、これは替わらなくても1年契約かと思うんですけど、こういう場合、有給休暇とかその辺はまたゼロからのスタートでございましょうか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 年次有給休暇につきましてはですけども、前年度を引き継ぐということを確認をしております。このことにつきましては、新年度から業者が替わるということで、現在従事されている方にお知らせをしたところでありますが、その際に、業者が替わった場合、待遇面がどう変わるのかについての問い合わせがありましたので、留意事項を業務ごとに取りまとめをしていただきました。結果、13項目が寄せられましたので、その業者に内容を確認してもらい、その対応について回答をもらっております。回答書によりまして、年次有給休暇は前年度分を引き継ぎ、最高40日を付与するという回答をもらっております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 給料なんかは多分、発注者からは言葉はかけられないと思うんですけど、一つの問題点は、ベテランの方も新規の方も一律というようなことで、主任さんは違うんですけどですね。その辺もちょっとよく考えていただければと思います。

最後の質問になりますけど、昨年から始めました地産地消コーディネーター、この業務委託の現在の状況をお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 学校給食の地産地消コーディネーターの業務委託についてということでございますけども、まず昨年配置しました地産地消コーディネーターということでございます。これは山江村地域活性化協議会というのが現在も存在しておりまして、その協議会で作成されました山江村の将来ビジョンという計画書があります。これに基づきまして位置付けられておりまして、学校給食等の地産地消化の推進を図るということを目的としております。

学校給食の地産地消コーディネーターの業務委託内容についてということですが、山江村の学校給食等の地産地消化を推進し、全般的な仕組みをサポートします。安心安全な食材の提供及び農家の所得の向上を図るということを目的としております。村内の生産者から農林産物を集荷しまして、そして学校等へ納品するなど、その集荷及び運搬を含みます地産地消の推進のためのシステム構築に関する業務でありまして、昨年の7月から配置をいたしております。また、7月からは地産地消コーディネーターを配置しておりますけども、昨年の8月から地産地消推進協力員という方を委嘱しまして、どの農家の農地にどの作物が作付けされているか、また学校給食等の食材として提供してもらえないかということ、実際現場に直接行きまして、その情報の提供をボランティアとして行っているというところでありまして、

このコーディネーターと地産地消協力員のおかげによりまして、まだ全般的な目標達成というところまではいってませんが、これがこの方々を配置するまでは学校給食の地産地消化率を数字で表しますと18%ということでありましたけれども、現在は約30%程度まで引き上げられております状況でございます。今は、現在農家の方々に学校給食でよく使われる食材のこれを学校の調理員さんから、使われている食材は何かということを提供いただきましたので、その食材の作付けを依頼いたしまして、どの作物が何月に何キロ収穫できる情報をまとめているというところがございます。その情報がまとまりますと、学校給食の献立に何月には山江村でこの食材が何キロとれますという情報を学校等に提供いたしまして、この食材を

使った給食のメニューをつくってほしいということを今提案をしているところでございます。

協力していただいている農林家はですね、除々には増えておりますけども、まだ限られた方という話もちよっと聞こえてきましたので、今後なるべく多くの村民の方に協力していただきますように働きかけていきたいというふうに思っております。また、将来的にはこの学校給食の地産地消を皮切りに、都市部との農林産物等の流通を開拓いたしまして、更なる農林家の所得の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先ほど課長が言われましたとおり、限られた農家ということで、その出品される農家の把握はされておりますか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） これは毎月地産地消コーディネーターから、どこの農家からどれだけ集荷しましたということを報告していただいているということですので、どの農家から提供いただいているか確認をしております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 地域づくり研究所のことを申しませんでしたけれども、先ほど冒頭に企画調整課長が申し上げましたとおり、給食コーディネーターについては、情報化推進計画の中に位置付けられておるわけでありまして、それに地産地消の推進協力員の方が出てこられたということでありまして、1軒1軒農家を回ってですね、「何ができますか、出してください。」という特定の農家だけじゃなくて、農家を回っておられます。もちろん断られるところもあるということでありまして、回った全ての農家が協力しますということではないんですが、ただ、その農家について聞き取った情報はですね、タブレットを持っておられますので、タブレットでWi-Fiで飛ばして、地域づくり研究所のほうにデータ化している。何月何日頃、どれぐらいの面積を誰が植えておられるというデータを今整理して、そのデータをしっかり見ていくとですね、何月何日頃どこのができてくるというのが確認できるシステムを今一つずつやっているということでありまして。

一つ問題は、その農家の農作物と学校の献立の違いがあります。昨日給食を食べていただいたんですけども、お米とサトイモとシイタケというふうに栄養士の先生言われたんですが、逆に今ある、農家の方が今つくっておられる農作物でその献立も考えるというような努力もですね、この数値を上げるためにはまた、昨日「まだ食べたいでしょう」と言ったら、「はい、まだもっともっといっぱい山江ででき

た農作物食べたいです」と子どもたちが言いましたけれども、そのような体制をつくっていきながら、農家にとってはですね、米の需要が減っている中であって、高収益率がある野菜のほうも検討していただくということにつながって、農家所得にも関連してきますし、そのことによって子どもたちにとっては、本当に食育として子どもたちが食べることで、それから土地でできる農家の方々に感謝をする心を持っていくということの本来の目的に近付けていきたいと。健康、体力をつくることはもちろんですがということを考えています。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 昨日はおいしい給食をいただきまして、本当にありがたいと思っております。そして一般的に考えれば給食費は無料ですから、もっと残す子がいるかなと思ったら、頑張って皆さん食べておられて、時間はかかりますけど、好き嫌いをなくすのにも給食は素晴らしいと思っております。

このコーディネーターの委託料も年間120万円、月10万円ぐらいだと思うんですけど、人件費、燃料代、車両経費入れても安いですよ。そのためにはもっともっと先ほど言いましたが一部だけじゃなくて、隔たりなく幅広くですね、声かけをしていただいて、給食の食材、それだけじゃなくてやっぱりこの山江の物産をですね、幅広く広げていただくようなコーディネーターを目指して、頑張りたいと思います。

これをもちまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時20分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、松本佳久議員より、施政方針について、万江川上流の水利権について、山江村の農業施策について、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） 10番、松本佳久です。村長の施政方針について一般質問を行います。質問は、1、株式会社チッソが持つ万江川上流の水利権の返還について、2、農業政策、中でも特に中山間地域等直接支払制度について、3、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。順次質問をし、執行部の答弁を求めます。2番目の質問、農業政策については、議長の許可をいただき、資料を議員と産業振興課長には配付させていただいております。2番目の質問のときにご覧ください。

はじめに、万江川上流の水利権の返還について質問をします。このことの事の起りは、もう60年以上も前のことであり、私の質問内容に間違いや勘違いがあればお許しください。どうぞ指摘ください。山江村は今から63年前の昭和28年に株式会社日本チッソへ万江川上流域の面積にして約1,100ヘクタールの水利権を譲り渡すことの同意をしています。これは山江村全面積の1万2,100ヘクタールの約1割、9点何パーセントにもなる広大な面積です。当時は、国を挙げて戦後復興の真っ最中であり、中でも電力エネルギーの確保は国策でもあったろうと思います。また、日本チッソは、もう一つの国の政策でもある食糧増産に必須の肥料、硫安などを製造する水俣工場も持っていましたので、山江村の諸先輩方も諸般の事情を考慮されて、水利権の譲渡に同意をされたのではないかと推察しています。当時、山江村は日本チッソから名目はわかりませんが、寄付金か補償金をいただき、それを万江六沢から先の道路整備費用の一部に充てられたと聞いております。当初は、1,100ヘクタールのうちの約3分の1の面積から取水していたようですが、昭和28年から30年後の昭和58年、八代市坂本町深水にあるチッソ水力発電所の取水量を拡大することになり、それについて山江村の同意が必要になったということで、地区座談会も開かれております。山江村では、執行部も議会も住民も何とか解決する方法はないかと協議を重ねられたようですが、最初の昭和28年に該当地域全体の水利権譲渡に同意しているということもあり、やむを得ず残りの面積の半分の取水に同意し、以来チッソは、全体では3分の2の面積から取水しているというのが現状のようであります。

このときに、白竹地区より下流域に住む住民に対しては、総額2,000万円のこれまた名目はわかりませんが、協力金が支払われ、地区住民は万江川水利組合を組織して、基金利子を活用した各小学校へのホタル育成助成金支給など、環境保護活動や地域の文化財保護活動を展開されてきました。しかし、低金利時代となり、万江川水利組合の運営も難しくなってきたことから、ちょうど万江地区に簡易水道が整備されるときに、1世帯当たり3万円を約180名の全組合員世帯に配分され、残りの1,600万円ほどで尾寄崎の自然林、約73ヘクタールを購入し、そ

のままその山を山江村に寄付されたところですが。この山は勝手に伐採できないように、永久保存条例をつくって山江村が維持管理してくださっています。

昭和28年から数えて、水利権が一段落する60年後は平成25年度でした。しかし、平成11年頃に水利権に何らかの法律改正が行われ、今では万江川上流のチッソが持つ水利権は、平成39年までに延長されています。平成39年といえば、今から10年後です。万江川が山江村の宝物であることは誰もが認めることであり、例えば山江村中央水道地区を考えましても、村内の約1,000世帯、3,200人に給水しております。このうち水源地は、尾崎地区に湧水の水源地が1カ所ありますが、ほかには万江川沿いに4カ所水源地を確保しているところです。万江川は言わば私たち山江村民の命の源と言えます。山江村の宝物である万江川上流域の水利権を、今後10年計画で取り戻す返還運動を行政、議会、住民一丸となって取り組む考えはないか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。株式会社チッソが所有する万江川上流の水利権返還運動を山江村の村づくり方針としてスタートさせる考えはないかということに対し、お答えをいたします。平成27年9月定例会、一般質問での水利権返還を求める考えに対し、答弁したところでございますが、平成14年12月定例議会の一般質問に対する答弁で、内山村長は、「昭和23年県知事の許可以降、歴代の村長、議会とも返還に向け苦労されてきている。条件が整うかどうかかわからないが、返還の要求をしていきたい」という答弁をしております。この方針、村の考え方は変わっておりません。また、「万江地域の水利権に対する考え方も変わっていないのではないかと考えております」と答弁をしております。

今までの経緯を見ても、昭和51年の取水工事再開時は、議会に特別委員会が設置されており、村では保安林内の工事について不同意としております。昭和57年9月に、チッソから増強工事の計画があつておりますが、議会には特別委員会を設置し、このときは8回にわたり協議がなされております。また、地域において行政区ごとの座談会を行い、地域の意見、意思を確認しており、工事に当たっては総意のもとにチッソとの確認書で、山之口谷、取水工事のみの実施と残余の計画とその水利使用权を放棄してもらうことを双方で確認しております。

地域住民、議会もチッソに水利権があり、その使用については条件付きで認めており、この水利権の許可の期限は、更新が続き平成39年3月31日までということとなります。前回の更新前、平成6年に大干ばつがあり、翌年の3月、チッソに干ばつ時の取水量の調整について要望をしているところですが、万江川の減水は肥後トンネルの影響によるもので、チッソの取水が原因ではないと回答されており、

電気事業縮小の情報があったということから、その動きについても聞かれておりますが、チッソ側は、「今後の電気事業縮小ということは考えていない。そういった計画もない」と回答をされております。

昭和20年代にはチッソに水利権があったということは、今になって返還というには、今までの施設の投資額などのこともあり、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。国土交通省河川局において、水利使用許可の手続きについて検討がなされておりますが、水利権の許可期間の周知について、逐条解説、河川法解説では、許可に付されている許可期限は、その満了をもって当該許可を失効せしめる意図のものではなく、当該許可について再検討などを河川管理者に与えるための一種の条件という解説が使われております。この水利権の許可期限により、権利がなくなるというものではないと解説をされております。

このことを考えれば、相当難しいということになります。返還を求めていくとなると民意が一番だと思います。万江川と地域がどう関わっているか、生活の中でどのように関わっているか、必要としているかを相手に伝えるように情報発信していくことが大事だと思います。10年で水利権の許可期限が来るということですが、河川法逐条解説では、権利がなくなるというものではないとされていますので、地域住民が必要としているところを伝えていくこと、相手が納得するような状況にもって行くことが重要だと思います。

河川法第36条では、国土交通大臣は水利の使用に関しては、関係市町村長の意見を聞かなければならないとなっておりますので、地域の思い、村、議会の考え方が伝わるように、これから準備しておく必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 使用期限についても、それが期限ではなくて確認のための時期であり、通常であればそのまま更新されていくというような説明ではなかったかと思えます。しかしながら、これまでの歴代の村長もできれば返してもらいたいという思いはありましたでしょうし、さらにまた今の総務課長の答弁では、民意が大事なんだと、地域住民、山江村民、そして議会や村長、そのような方の国土交通大臣は地元の意見を聞かなければならないとなっているそうですので、今後、私たちは、私は返していただくべきだと考えておりますが、住民の方とも話し合っただけで進めなければならないのかなと思っているところです。昔から万江川は地域住民の命の糧でした。生活用水であり、農業用水であり、アユやウナギやカニの生育地として、また夏は、先ほど森田議員も話しておりましたが、子どもたちの遊び場としてみんなに愛されている川です。今もそうです。交渉の相手は巨大企業であり、生半

可なことでは実現できない一大事業ですが、何事も始めなければ前には進みません。山江村が始まる前から有史以前から、恐らく万江川は流れていたと思っております。そしてそこに人々が住み着き、文化、文明を築いてきたのではないかと考え、ずっと絶えることなく流れてきたこの万江川を、皆さん方とともに力を合わせて何とか私たちの手に取り戻したいと考えているところです。

最初の質問は終わりました、次は農業政策について質問をします。国は、平成25年に新たな農業・農村政策を発表し、四つの農業政策を掲げて農政改革、農村改革にまい進中です。国の29年度予算、総額約9兆7千500億円も衆議院を通過しております。今、参議院で審議中です。その中で農林水産省関係では、合計約2兆3,000億円が予算化され、各種の農業政策が展開されるようです。

本日、質問しようとしている項目につきましても、本年1月29日発行の町村週報によれば、例えば日本型直接支払事業として、農水相の生産局から770億円ほど確保されております。その中で、今山江村でも取り組んでいる多面的機能支払交付金は全国で480億円です。また、環境保全型農業直接支払交付金、これも山江村で取り組んでおりますが、これには全国で24億円確保してあります。さらにこれから質問しようとする中山間地域等直接支払交付金については、全国枠で260億円となっております。

そのような中で、この新たな農業・農村政策、この中には四つの柱があるわけですが、その四つの柱とはどういうものか。それをまた山江村ではどのように捉えているのか、どのように実行されようとしているのか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。国の農政改革を受けまして、本村の進める農業政策はという質問でございますが、先ほど議員申されましたとおり、国は平成25年に、担い手の確保と農地の集積等と加速化を目的としました新たな農業・農村政策を掲げました。これには議員申されました大きく四つの政策があります。まず一つは、農地中間管理機構の創設であります。これは担い手の農地利用集積、集約化を加速化するために、この機構を通して料金の設定をした場合、集積経営転換に対して協力金が交付される仕組みとなっており、これに対しましては、農地の流動化が図られるということでございます。

これにつきましては、本村でもこの機構を活用しました利用権設定を推進をいたしております。実績によりますと、現在17軒の方が利用されておまして、面積にしまして約5.3ヘクタールほどの設定が今のところなされております。また、これに対しましても、ますます推進をしていきたいというところでございます。

次に、農業所得安定対策でございます。これは交付金の対象者を認定農業者、集落営農、認定就農者、いわゆる新規就農者とするということでございます。これにつきましては、本村ではここ最近では新規就農者が4名増えております。その新規就農に対するさまざまな支援を行っているというところでございます。また、今後もしっかりとした支援を行っていきたいというふうに考えております。また、集落営農組織につきましても、現在は万江地区のほうで、今年度設立を目標にさまざまな検討を行っているというところでございます。

次に、米政策の見直しと直接支払制度の創設でございます。米政策の見直しにつきましては、平成30年産を目処に、行政によります今まで目標数量を配分しておりましたけれども、この配分を廃止しまして、生産者や集荷業者及び団体がその年の需要に応じて、どのような米をどのくらい生産、販売したらいいかということ自ら決められることができるという政策でありまして、経営の自由度の拡大を目指すのがあります。この政策につきましては、今後国・県から提供されます需要の実績や販売進捗、在庫などの情報によりまして、県からの目標数量の提示があるということでございますけれども、協議会からですね。それによって協議会で目標を設定するというところでございます。

次に、直接支払制度の創設でありますけれども、これには多面的支払交付金事業、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支援であります。この事業は、本村でも既に取り組んでおる事業でありますけれども、農業の多面的機能の維持、発揮のために、地域活動や営農活動に対して支援するものということでございます。この事業に対しましても、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうにも思います。特に、本村で指定されていない箇所を新たな中山間地等直接支払制度の指定に向けまして、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、四つの政策について、平山産業振興課長から説明がありました。この国の関係予算でも農林水産省予算、施策の概要、この最初のところだけを読ませていただきますと、平成29年度の農林水産関係予算案は2兆3,071億円で、前年度比20億円減となった。昨年11月末に決定した農業競争力強化プログラムに沿った予算内容となっており、農地を集積し、大区画化する農業・農村整備事業を増額するなど、農林水産業の成長産業化の実現を目指す。続いて、一方で、中山間地や家族農業などへの支援強化を打ち出し、条件不利地の農業支援の拡充にも重点を置いているというのが概要のようであります。そして今答弁がありましたように、山江村でも各種の施策を展開されているところです。

その中で、4番目の農業直接支払制度について質問をします。直接支払制度には三つの事業があります。課長申したとおりです。一つは多面的支払交付金事業、二つ目は中山間地域等直接支払交付金事業、三つ目は環境保全型農業支援交付金事業です。もう今は平成28年度も終わろうとしています。前年度の平成27年度の決算報告の中から、山江村の実績を見てみますと、山江地域農地水保全管理協定運営委員会、この委員会の現在の会長は秋丸安弘山江村議会議長ですが、ここへ多面的機能支払交付金として、田畑210ヘクタールへ約1,650万円が支出されており、村内各地区の水路補修や溝掘り作業、草刈り作業等に大変有効に活用されています。二つ目の中山間地域等直接支払交付金事業は、45ヘクタールの栗園を対象地域として、77戸の農家へ290万円が支出されています。三つ目の環境保全型農業支援交付金事業は、10ヘクタールの取り組みに対して77万円が支出されています。財源はいずれも国50%、県25%、残りの25%は山江村の負担となっております。

この三つの直接支払交付金制度の中から、中山間地域等直接支払交付金事業について質問します。この制度は平成12年度に始まりました。山江村では、栗園を対象として継続して支援事業を展開してきたところです。しかし、水田地帯での実施はありません。資料がある方はお手元の平成27年度の熊本県農政部が出した資料から、その実績は県全体で面積にして3万1,791ヘクタール、農家数は3万1,460戸で、交付金は24億3,500万円です。人吉球磨管内では、錦町を除く9市町村で田畑合わせて2,852ヘクタールに2億7,500万円が交付されています。水田となりますと、錦町と山江村を除く八つの市町村合計で2,714ヘクタール、2億6,400万円が交付されています。多いところでは、あさぎり町9,100万円、多良木町8,800万円、下球磨でも球磨村590万円、相良村420万円、五木村140万円です。資料の非常に小さい数字のところでは、

この制度は、水田地帯で100分の1の傾斜があれば10アール当たり8,000円の条件不利地域交付金が交付されるという中山間地の農家にとっては、とてもありがたい制度と思われます。もちろん山江村の負担も25%あり、村財政の面からも検討しなければなりません。それにしても国の有利な政策を活用しない手はないと私は思います。今後、山江村の水田地帯でもこの制度を導入する考えがないか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。山江村の水田地帯で導入する考えはないかということでございます。まず、中山間地域直接支払制度の目的でございますけれども、これは中山間地域において他の地域に比べ過疎化、高齢

化が急速に進む中で、農業生産条件が不利な地域に対して手当をするものであります。これは担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されることから、農業生産活動の維持を通じまして、耕作放棄地を防止し、多面的機能を確保するために、先ほど議員が申されましたが、平成12年度に制定をされました制度であります。

本村におきましては、現在3集落が指定を受けまして、合計戸数で77戸、面積にしまして約45ヘクタール、地目はいずれも畑でありまして、ほとんどが栗園ということでございます。水田は指定はされておられません。ちなみに、この3集落に交付される交付金でございますけれども、平成27年度の昨年度の実績では、約300万円弱が交付金として支払われております。その財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1、山江村が4分の1ということでございます。

本村の水田が指定されていないということでございますけれども、この平成12年度に制定された当時の国の要項によりまして、これは交付対象となる行為につきましても、集落協定内の水田の米の生産目標が達成される見込みがあることというふうな条件がありました。という条件がありましたので、水田地帯は達成する見込みがないため、指定が見送られたということでもあります。もし指定されて達成されなかったら返還ということも出てきますので、当初から指定が見送られたということでもあります。

現在、この制度が制定されましてから、1期が5年スパンでありますので、今回が4期目であります。平成27年度から5年間で4期目ということでもあります。1期、2期、3期までは、この生産目標は達成される見込みがないということは、指定はできないということを書いてありましたが、4期目、平成27年度からですけれども、平成27年度から平成31年度までの5年間の要項には、この要項の規定がありません。ですから、この4期目の要項を受けまして、今後導入する考えはないかということでございますけれども、やっぱり本村の農業生産条件が不利な地域につきましても、担い手の減少とか、耕作放棄地の増加による機能の低下が特に懸念されますことから、この農業生産活動等の維持を通じまして、耕作放棄地を防止しなくてはならないというふうな考えは確かに持っております。それで、このためにやっぱり農地を守るという観点からも、この制度を活用しまして農業振興に努めていきたいというふうに思っております。

指定に当たっては、条件としましては、団地の合計面積が1ヘクタール以上と傾斜基準が先ほど申されましたとおり、水田の場合、急傾斜が20分の1、緩傾斜が100分の1という条件がございますけれども、今後、万江地区のほうでも集落営農法人というのが設立の動きもありますので、今年度から年次計画によりまして、万江

地区の法人設立の箇所に限らず、山江村で適地を探しまして、年次計画で指定に向けて集落の方、村民の方と協力をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

この指定に向けましては、山江村が事業主体ではありませんので、指定は村がしますけれども、運営方法としましては、やっぱり地元の方ということが一番の条件でありますので、まずは地元の意気込みが第一条件になります。そして取り組み体制の結束ということが不可欠でありますので、将来は村全体、予算の都合もありますけれども、村全体が指定できますように、年次計画で村民の方と協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 1点だけちょっと確認したいんですけど、補助金事業、あるいは交付金事業は、その交付条件、補助金支給条件があります。ちょっと前に阿蘇のほうで一部用途を違えて、全面積の補助金返還ということもありましたけれども、第4期からはそれが外れたというふうに聞いたんですけど、その付近のことはどのようになっておりますか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 第4期からは、3期まではそこで要項に基づいた条件がされないと、その地区集落全体の補助金を返還しなくちゃいけないということがあります。昨年度からの第4期計画によりますと、そこで要項に基づいて違反した場所があったら、15ヘクタールの協定のところは、その場所だけの交付金を返還するというので、全体の交付金は返還しなくていいということになっております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 多分使い勝手がいいような交付金事業のようでありますので、ぜひ年次計画を立てて進めていただきたいと考えております。国の交付金もそれぞれ性格があると思います。例えば今私たちがいただいている多面的、昔でいう農地・水保全事業、これは水路の維持管理、用水路の溝上げ等の維持管理、あるいは向上対策もありますけれども、それらに使っているようであります。それに比べてこの中山間地域等直接支払交付金事業は、そのほかの機械、器具の整備等にも使える有利な支払交付金のようであります。

2月21日でしたか、山江村議会は常任委員会研修を行いました。そのとき宮崎県高原町にも行ったわけですが、高原町では、人口1万人の町ですからうちよりも大きいんですが、九つの集落営農が実働しておりました。そのうちの花堂地区というところは田畑合わせて90ヘクタールで、ちょっと大きい集落ではありま

すが、農地・水保全事業とともに、この中山間地域等直接支払制度にも取り組んでおられました。そしてその私がこらすばらしいなと思ったのは、その一部を積み立てて、コンバインや田植機やトラクター購入に充てておられました。農家の機械化貧乏はずっと言われて、まだ解決しておりませんが、そのようなものを解決するにもとても良い方法だと思います。現に山江村で取り組んでいる栗園地帯の中山間地事業でも、全体として購入した草刈機を貸し付けている、形はどうなっているかわかりませんが、そのようなこともあって、農家も非常に喜んでおられますので、ぜひこの水田地帯における直接支払事業を推進していただければと思います。

村長の何か思いがあればお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃ、一言だけ申し上げたいと思います。中山間地の直接支払制度、平成12年から始まりまして、5年スパンで更新されてきたということでもあります。実は私、2期目といいますか、平成17年から平成21年までのこの中山間地の制度をつくられるときに、3期目に移るときに平成20年に、日本農業新聞に寄稿を依頼されて、このことについて書いた覚えを今思い出しておりますけれども、もちろん中山間地でありますから、条件が不利な地域に対して、大きなところを中心にやっつけようというのが国の基本的な方針ではあります。そういう小さな農業に対しましても、いろんなその耕作放棄地をなくす、また美しい農村景観を守っていくというような観点から、中山間地の直接支払制度をやられているということは、非常に有用な手段であるということを書いて、ぜひ期間の延長をお願いしたいというようなことを言ってまいりました。

今回は4期目が27年度に制度が変わったということですが、現場に合わせてそれなりに、現場に合わせてというか、それぞれの状況に合わせて、農政の変化に合わせて、その制度が変わってきているということでもありますけれども、いろんな形で取り組めるというようなことでもありますので、急傾斜地が20分の1、100分の1等々のものは基準はありますけれども、有利な制度でありますから、その集落営農を含めて、何かそういう集落での取り組みがあるところにつきましても、ぜひ進めていきたいと思っております。

これはもちろん制度だけじゃなくて、集落営農等々を始められる場合は、いろんな国の制度、多面的もそうありますし、WCSもそうありますし、いろんな制度を有利な条件を取り組んでいくということが、まずスタートをして経営を安定させるというようなことの第1要件であろうかと思っておりますので、この中山間地につきましても、有利な交付金事業でありますので、活用できるものは活用させていただきます。

いというふうに思っております。もちろんその地元のほうと協議もさせていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ぜひそのように進めていただければと考えております。

それでは、3番目の質問をします。3番目は、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略と通告しております。この件につきましては、朝から中竹耕一郎議員から詳しい質問が出ておりますし、森田俊介議員からは、フットパスに対する具体的な提案もあっております。

そこで私からは1点だけお聞きします。それは中竹議員が最後か、その後もあったんでしょうけどされなかった、この山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略の村内への周知です。これはなかなか村民の方も理解されていないんじゃないかなと思います。それでその担当窓口は企画課であろうと思いますが、分野は総務課も産業振興課も住民福祉課も建設課も教育委員会も各分野にわたっているようでございます。それで、それぞれの課でも各係、各課長を通じて、積極的に村民に知らせる、今こういうことが進みますよという努力が必要なんではないかと考えておりますが、そのような村民に対する周知については、どのようにお考えでしょうか。あるいはどのようにされておりますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 住民の方々への情報発信の件でございます。現在、村のほうでは紙の媒体といたしまして、広報誌や回覧、またケーブルテレビ等を活用しながら、また最近、デジタル化した防災行政無線などを使っております。やはりこちらのほうでは情報を発信しているつもりでも、正しく伝わらない、また伝え方が足りないというふうなことは、やはりいくらやってもそういったことは起きるんじゃないかなかなと思っております。

今進めておりますのは、わかりやすくニュースレターという形で、フットパスであるとか、地域づくり研究所の模様であるとか、そういったものを新しく工夫をいたしまして、ニュースレターという形で発行を始めております。3月末には地域づくり研究所のこれまでの活動内容であるとか、ミニセミナーの様子であるとか、そういったものを解説したものを配付するようにはいたしております。それから、最近はSNSのほうがかなり広がっておりますので、そちらのほうでも村のPR動画等をつくっております。それから、これはやはり村内における発表会みたいなものが必要じゃないかということで、今企画をいたしております、5月ぐらいには100人委員会とか地域づくり研究所、地方創生の全体的な活動をまとめたものを発表会という形でやるべきだろうということで、今計画を進めております。

やはり外向けということも大切でございますけども、内向けというのは、非常にそれ以上に大切なことだと思っておりますので、私どもが今取り組んでおりますいろいろな内容につきましては、人吉新聞とか熊日新聞等でもずっと掲載していただいております。そういった新聞等を通じまして、逆にこの村内の方々がその新聞を見て、どういう動きをしているかわかっていただけるということも観点に置いておりますので、マスコミ等を使ったことも盛んにやっております。

いずれにしましても、まだまだ情報の発信が足りないということでございますので、これから工夫をしながら、わかりやすい情報の発信の仕方をしていくべきだろうと思っております。やはりケーブルテレビでも、お知らせということでとか、何々がありましたよというふうな事後報告になっておりますので、現在村はどのような政策に取り組んでいるのか、村がどのような方向に進むのか、村では村民はどのように動いているのか、村の暮らしが見えるような情報の発信の仕方、そういうのが必要になってくるんじゃないかならうかなと思っております。そういったことを心がけながら、今後情報発信ということをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村内の村民の方々に対する発信ということでありましてけれども、これは補正予算の質疑の中で横谷議員からもお尋ねでありました。もっとわかりやすくしなくちゃいけないということでありますが、紙の媒体、音の媒体、動画の媒体、要するに広報誌でお知らせしている。それから防災行政無線等でいろんなお知らせをしている。あとはケーブルテレビ等々でお知らせということでありましてけれども、新聞と書籍の違いだと思います。新聞は非常に物事を知ることに対しては、あらゆる方面から記事が載ってきて、テレビのニュースもですが、わかりやすいんですけども、その本質が新聞だけじゃわかりにくい。例えば特集を見るとか、そのことについての書籍を改めて理解するために見るとかということの違いだと思います。

従いまして、そういう特集を組んで、もっとわかりやすくそのことの発端から、そもそもどういうことで、それがどうなって今後どうなっていくというような情報のまとめ方をしないと、村民の方々非常にわかりにくい。何が何がありましただけではですね、わかりにくいんだらうと思えますし、そういうことについて、今企画調整課ともそういう発信の仕方を創意工夫していく、もう時期に来ていると、特に地方創生という、何かわかるようでわかりにくい部分もありますので、また地域づくり研究所のことも言われましたけれども、わかりやすいようでその中で何やっているかよくわからないということでありますので、ありました、ありましたという

情報よりも、やはりしっかりした特集を組んでいくというようなことで、村民の方にわかりやすい行政をつないでいければと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） わかりやすい情報をつないでいくと、本当にありがたいんですけども、できるだけ英語を使いたくないんですが、One Sauce Multi Purpose やったと思います。一つ取材してそれを何にでも使うと。一つ取材してケーブルテレビでも流す、広報でも流す、そのニュースレターでしたっけ、何かそういうものでも流すしながらせんと、みんなその見るのが違うと思うんですよね。テレビを見る人もおれば、Facebookを見る人もいるし、広報誌を見る人もいるということで、丁寧に幾重にも、ちょっとこらこないだ聞いたばいということもあるかもしれませんが、丁寧に流すことが大事ではないかと思っております。そういう点で私はケーブルテレビの特に30分から00分までの役場だよりとか、そういうのを時々見ております。各係の人が上手に、下水道であれば異物を流さないでくださいとか、住民福祉課であれば何とかの注射ですよとか、いろいろ丁寧に説明されております。ケーブルテレビスタッフも大変忙しいです。それで、全職員が出演するような気持ちで、自分の分野のところは自分で取材してきて自分で放送する、あるいは来週はこういうのがありますよというのをどんどん出してもらったほうがいいんじゃないかと。重ねて広報誌でも流す、ニュースレターでも流すしながら、なるべくみんなに伝わるようにしないといけないのじゃないかと思っております。

例えば、これは非公式ですけど、今朝ほど森田議員が殿様道フットパスの話をしましたら、早速教育委員会のほうでは「そら早速行たて見らんばんですな」というような声も、言っていたいたとのことであります。そのようにやはり毎日の仕事は忙しくはありますが、できるだけ村内各地、現場に足を運んで、そして村内のニュースをつかみ、それをまたこの山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略に結び付けて、山江村の将来を考えることが必要ではないかと思っております。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略については、これまでのいろんな各種のふるさと創生とかいっぱいありましたけれども、それとはまた一段違う、本当に今後の山江村を決める大事な戦略だからということで、とても力を入れておられると思います。それをぜひ全職員で取り組んでほしいと願っております。

先ほど立道議員も言いましたけれども、昨日私たちは藤本教育長、山江村長とともに山田小学校児童と一緒に給食を食べる機会に恵まれました。私たちは給食がなかった時代に育ちました。秋丸議長たちは給食があったそうです。そういうことで大変ありがたくおいしくいただきました。さらに、これは2月でしたけど、7日に山江村子ども議会も開かれました。万江小学校、山田小学校の6年生代表、小学生

議員11名がそれぞれ山江村の課題を的確につかんで、防災対策、ICT教育、観光資源、働く場の確保、わいわい 크리스ポやまえ、村営住宅、そのほかについて真剣な質問をし、提案もしてくれました。

また、3月12日の山江中学校卒業式では、中里校長先生が「変革の時代に活躍するのは、いつの時代も若者である」と卒業生を励まされておりました。私たちは、みんなでともに力を合わせて、次代を担う子どもたちの健全育成に一層力を注がなければならないと考えたところです。そして山江村のことを理解し、大好きになり、広い世界にも目を向ける若者たちがすくすくと育ちますことを念願して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を15時20分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に1番、赤坂修議員より、1、ふるさと納税について、2、山江村消防団の現状についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。1点目、ふるさと納税について。2点目、山江村消防団の現状について。2点通告しておりますので、よろしくお願いたします。

まず1点目、ふるさと納税について。ふるさと応援寄付金ということで、近年話題になっておりますが、ふるさと応援寄付金については、平成18年10月、福井県の西川知事が都市と地方の財政収支のアンバランス、すなわち地方は将来を担う子どもたちに未来を託し、多額の行政コストをかけて育てているのに、大都市集中が放置されている我が国では、その行政コストを税として回収する前に子どもたちが大都市圏に流出してしまう。山江村でいえば、給食費の全額助成、高校までの医

療費無料化などの子育て支援、電子黒板、タブレット型端末などのICTを導入した教育の実施、そのほかいろいろな行政サービスを受けて成長し、進学、就職により大都市圏に出て居住し、そこに税金を納めるということになるかと思いますが、これを問題として、その解決策としてふるさと寄付金控除を提案されております。それを受けて総務省は、平成19年5月、ふるさと納税研究会を立ち上げ、研究、検討され、平成20年度からふるさと納税制度として導入されております。

この制度は、自分が生まれたふるさと、育った町や村、応援したい地域など都道府県や市区町村を選ぶことができ、そこへ寄付をすると一定の限度内での住民税の控除が受けられる制度であり、ほとんどの自治体が寄付をされた方へ返礼品として地元の特産品などを贈呈しております。ふるさと応援寄付金の受入額については、平成24年頃までは、全国で年間100億円前後で推移していましたが、平成27年、個人住民税所得割額の控除上限額の引き上げや手続きの簡素化によるワンストップ特例制度などの税制改正が行われたことにより、平成26年度、389億円だった寄付金は、平成27年度には4.3倍の1,653億円と急増しており、28年度は2,000億円を超えと言われております。

そこで、ふるさと納税制度が始まって9年を経過しましたが、山江村におけるふるさと応援寄付金の年度別の実績、また、ふるさと応援寄付金は納税の中で唯一、寄付をする人が寄付金の使い道を選べる制度になっております。今年の1月30日の熊日新聞に、平成28年9月末での実績として、全国で熊本県がトップで熊本市が3番目、寄付金の使い道としては、熊本震災の復興支援にということで、総額67億2,000万円の寄付金が寄せられたと載っております。山江村のふるさと応援寄付金の使い道としても、特産品の開発及び地域産業の振興に関する事業など、七つの事業が上げられておりますが、これまでにふるさと応援寄付金を活用して実施された事業があるのか。以上、2点をお伺いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ふるさと応援寄付金の年度別の実績ということでございまして、過去5年間の実績を申し上げます。まず、平成24年度が70件で116万1,000円、平成25年度が193件で210万2,000円、平成26年度が122件で153万2,000円、平成27年度が62件で86万7,200円、平成28年度が今年の1月末まででございますけれども、839件で1,083万円となっております。これは基金のほうに積み立てております。また、これまで基金を活用して実施いたしました事業は、平成26年度におきまして歴史民俗資料館に子ども図書館を設置いたしておりますが、その際に絵本や児童図書の購入費として100万円が活用されておるようでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。実績についてお伺いをいたしました
が、25年度、193件をピークに、26年度、122件、27年度、62件と減
少しているようですが、25年度大幅に増えた要因と25年度をピークに減
少してきた要因について、分析されているようであればお伺いをいたします。

また28年度については、28年度当初予算1,000万円の計画に対して、2
9年1月末の実績で1,083万円、計画対比108.3%、27年度寄付額86万
7,200円の12倍ぐらいですか、大幅に増加しており評価するところですが、
大幅に増えた要因としては、ポータルサイト「さとふる」に委託されたことが大幅
増につながったと考えるところですが、その仕組みとといいますか、業務委託内容と
返礼品の現在の状況などについて、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 本村のふるさと納税制度、これは制度が始まったとき
から始めております。当初からうちのほうは、特産の米であるとか栗であるとか、
そういったものを返礼品として提供してございました。最初はやはり認知度が低いと
いうことで、あまり集まらなかったわけですけれども、やはりマスコミ等で取り上
げられ、また税制改革等で増えたものと思っておりますけれども、平成25年度に
つきましては、やはりそういった認知度が高まったことではないかなと思ってお
ります。

それから、減ってきた原因につきましては、今、ポータルサイトのほうに上げて
おりますけれども、当時は村のホームページとか、山江村から都会へ出てらっしゃ
る方へのダイレクトメール等で呼びかけておりました。やはりそのあたり早くか
ら、ポータルサイト等でPRをしとったところが非常に伸びたんじゃないかなとい
うふうに思っております。そのあたりでやはりうちのほうはPRが足りなくて減
ってきたんだろうと思っております。

平成28年度につきましては、「さとふる」という専用のポータルサイトのほう
に掲載をいたしております。この業務につきましては、ポータルサイトの運営、そ
れから寄付金の収受ですね。それから、業者への返礼品の送付先の通知、それから
村のほうといたしましては、その納税された方へのお礼状を出すというふうなこと
で役割分担をいたしております。また、やはり専用のポータルサイトというのは、
返礼品のお品物で選ぶとか、地域を選んで寄付をすると、そういったいろいろな返
礼品の全国的な買い物感覚で行えるというようなことがありまして、急激にやはり
今年度は増えたものと思っております。

それから支払いにつきましても、郵便局からの振り込みとかそういうことでやっておりまして、非常に手間がかかるということがこれまで少なくなってきた原因じゃなかろうかなというふうに思っております、最近では、クレジット払いもできますし、コンビニ等でも支払いができるというふうなことで、寄付の仕方が非常にしやすくなったということも考えられます。一応返礼品につきましては、栗の加工品、米等を中心に、ミネラルウォーターなどを返礼品として送っております、18種類の返礼品を用意いたしております。特に昨年の秋には、初めて季節限定の生栗というのを出しましたけれども、そういったものが多く選ばれておりまして、また新米の時期には、やっぱりそういった季節のものが多く選定されているようでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、「さとふる」の委託内容についてもお伺いいたしました。が、寄付金の募集から集金、PRまで業者の方に委託するというので、今年度、29年1月末におきましては、件数で見ますと27年度、62件から、839件と大幅に増えておりますが、役場担当課もほかの業務と兼務しながらの業務となると思いますが、大幅に増えたことに対する事務的な負担などは、その「さとふる」に委託することで、負担はあまり増えないということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 先ほど申されましたように、全ての業務につきまして、「さとふる」というところのポータルサイトへ委託しております。それで手数料はかかりますけれども、職員の負担というのは、もう格段に少なくなっております。やはり寄付の通知が前はファックスで送られて来まして、それを見て相手に納付書を送って、振り込まれたのを確認して返礼品を送るというふうな、非常に手の要る作業をやっておりまして、職員のほうは非常にその作業が軽減されているというふうな状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。今、ポータルサイト「さとふる」への手数料という件が出てきましたけれども、業務委託することで当然代行手数料といえますか、発生すると思いますが、返礼品等も含めた経費率ですね、その辺はどのくらいになっているのか。

また、先ほどふるさと応援基金の中から、歴史民俗資料館、図書館移転工事に関する絵本等の購入代として100万円使われたということですが、これの事業については、七つの事業の中の青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業からの

支出だと思いますが、このふるさと応援寄付金というのは、納税する方が寄付の使い道を選べるということで、この事業に寄付をしていただいた方への対応といいですか、その2点について伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ふるさと納税への経費ということでございますけれども、まず専用サイトへの手数料でございます。こちらは寄付金額の12%と消費税ということになっております。それから、返礼品につきましては、金額に合わせていろいろあるわけでございますけれども、これは総務省の指導で、何パーセントの返礼品をやっているというのは、ちょっと申し上げられないところではございます。全体的に寄付金から経費を引きました残といたしますか、それは50%以上は一応村のほうの収入になっております。

それから、先ほどありました寄付者への報告でございますけれども、こちらのほうは数年寄付をいただきまして積み立てております。それを初めて26年度に100万円使ったわけですが、この件につきましては、その個人の方ですね、こういったふうに活用いたしましたというのは、ちょっと通知をするのが不可能な状況でございますので、当時はインターネット等でこういった事業に活用させていただきますということで、掲載するということが計画いたしまして、今後につきましても、この状況につきましてはポータルサイト等を通じながら、どのような事業に活用させていただいたということを報告いたしたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 経費率については50%以上が山江村のほうに経費を差し引いたのが残るということで、50%以下ということで認識しておりますが、そのうちの12%がポータルサイトの手数料となっているところでございます。27年度トップの都城市は、寄付額42億円に対して、返礼品等の経費が31億円で、74%近い経費率、また2月21日に委員会研修で行きました都城市の隣の高原町は、寄付額3億3,000万円に対し、返礼品等の経費が1億9,300万円で経費率63.8%ということでしたが、説明では経費率が高くても返礼品の経費は地元に戻元されるし、活性化につながるということでした。全国平均で見れば、約40%だそうです。先ほど伺いましたように、募集から返礼品の手配、入金処理まで一括して業者に委託するということが、経費、手数料はかかりますが、担当課で対応するときの業務、または労務費などの負担や効率を考えたときに、私は妥当な数字ではないだろうかと思っております。

次に、寄付をされた方への対応についてということですが、なかなか何年前から

の積立基金を利用してするというところで、個人の方への通知はやっていない、インターネット上で告知をしているということでございますけれども、これ寄付金については、先ほどから何遍も言いますけれども、寄付する方が唯一納税の中でこの事業に使ってくださいということですね、指定できるということでございますので、当然名前とかわかっているかどうかわからないんですが、個人へダイレクトメールでお礼状をやるというのは重要なことではないかと思っております。例えば、その事業に使った工事内容とか工事写真、それから完成後の活用状況ですね、それをダイレクトメールで個人にお知らせすることで、山江村の活性化を共有してもらい、親近感を持っていただくということで、リピーターとしても引き続き応援をしていただけるのではないかと考えますので、その辺のところは十分検討方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ふるさと応援寄付金を受領することで、歳入の寄付金の増となり、自主財源が増えることとなりますが、財源が増えることに対して、一般会計の歳入の半分程度を占めております地方交付税の減額等の影響はないのか。それについてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 寄付金によって自主財源が増えるわけでございます。

しかし、これはふるさと納税と言っておりますけれども、寄付金扱いでございますので、寄付金は基準財政収入額に算入されないというふうな制度になっておりますので、寄付を受けた分が交付税等から減額されるということにはございません。逆に、寄付した方の住所地のほうで減税、税が減るというふうな現象が起きております。これにつきましては、先日の新聞報道によりまして、東京都内の23区の特別区長が、この制度の正しい運用の仕方を申し入れておるようございまして、過剰な返礼品を是正して、本来の趣旨に添った制度に見直すように総務省に要望したということがございます。これは恐らく、また総務省のほうからですね、いろいろな通達があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。今までふるさと応援寄付金の状況、実績についてお伺いしましたが、平成27年度ではございますが、全国の自治体でふるさと応援寄付金を多く集められた自治体のトップは、先ほども言いましたが、宮崎県の都城市で42億3,100万円、次が静岡県焼津市、38億2,600万円、山形県天童市の32億2,800万円となっており、28年度におきましては、27年度と重複するところもありますが、平成28年1月から12月末までの

実績で、27年度トップの都城市が寄付金額71億円、2番目の焼津市、50億7,000万円と、前年度を大幅に超える寄付金を集めておられます。反面、今、課長もおっしゃいましたけれども、東京都では、受入額が全国2位の103億3,000万円を受け入れ、逆に都民の方がほかの自治体へ寄付した額は416億8,000万円ということで、313億5,000万円の支出超過となり、このことにより住民税の減収が151億7,000万円になったということで、大都市圏では弊害も出てきておりますが、これは私は当初この制度ができた経緯からして、ある程度は予測できたのではないだろうかと思っております。しかし、近年ですね、返礼品の過熱という問題もありまして、過熱する返礼品競争に対しては総務省より、平成28年4月1日付で、商品券など金銭類似性の高いもの、電気・電子機器、ゴルフ用品など資産性の高いもの、高額または寄付額に対し返礼割合の高い返礼品など、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は行わないこととして通達が出されておりますが、今年の2月15日の新聞に、「ふるさと納税是正検討」という記事で、高市総務大臣は、平成28年4月、お金に換えやすい商品券や家電などは返礼品にふさわしくないと自粛を要請したにも関わらず、いまだに一部の自治体では、商品券やパソコンを送り続けているということで、自粛要請を改めて徹底するとともに、インターネットでの転売が目立つ場合は、品目の見直しを当該自治体個別に強く促していくということで載っておりました。

今のおり、いろいろな問題も出てきておりますが、先ほど答弁をいただいたとおりに、地方交付税に対する影響については、ふるさと応援寄付金をどれだけ集めても減額等の影響はないということで、自主財源の確保として、また返礼品として山江村の特産品等を贈呈することにより、地域の魅力の発信、地域振興にもつながる制度だと考えております。

今回、提案されております平成29年度当初予算では、ふるさと応援寄付金は1,560万円、28年度当初予算に対し156%で計画されておりますが、さらに積極的に取り組むべきと私は考えておりますので、村長の考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。まず、その考え方でありますけれども、もちろん子どもたちへの支援はですね、行政も諸々とやっているところでありますが、その子どものご両親も、例えば大学卒業させるまでは、平均で2,000万円程度要るんじゃないかなと言われております。要するに、10人いたら2億円、100人いたら20億円のお金がですね、そのご両親が支払ってらっしゃる。ただそういう子どもについては、優秀なといいますか、大学に行って有利な企

業に行くとするれば、当然都市へ集中してしまうという減少が起きていたということでもあります。その中からふるさと納税という議論に出たんですが、一旦、私も行っておりましたけれども、住民税の選択性、住民税を選択して、そのふるさとの自治体に納税すると。今、住所地に住民税を払わなくちゃいけないというような制度がありますが、ということはできないかというようなことをずいぶん言ってきたということではありますが、原理は一緒でありまして、要するに、本当に地方のほうで一生懸命育てたその子どもたちが働く時代になって、都会に集中してしまっ、都会でどんどん大きくしてしまう。だから特別区長が「どうにかせろ」と言っても、それは逆に人材輩出の逆流をもうちょっと考えてくれと、しっかり都市を支えているのは、地方から出たグローバルの人材として、地方から育てていった若者たちも大きく一端を担っているということでもありますから、それはまた筋が違うんじゃないかなろうかという気がいたしております。

そういう中であって、ふるさと納税をしっかり活用するということではありますが、現在、ふるさと納税の本もいっぱい出ておりますとおおり、返礼合戦ですね。より有利な返礼品、魅力ある返礼品があるところに納税を国民がしてしまう。そういう魅力ある企業があつて、そういう返礼品があるところはいいんですけども、山江のほうも返礼品の検討委員会等々を何回かやりまして、その中身について協議をしているところではありますが、これといった大型のものはない。ただ、うちは栗まつりをやりましたから、その栗まつり後に栗の発注がどっと増えたりしたという現象はありました。何とか増やさなくちゃいけないということで、もちろん今のふるさと納税のやり方が「さとふる」等々、銀行、カード引き落とし等々になってきておりますので、それができない山江村は非常に不利な条件であったということでもあります。

全国の例を申し上げましたが、球磨郡のふるさと納税のほうの件について、町村会でちょっと話が出ました。もっとみんなで上げましょうと。その中で一番多かったのが錦町だったと、桃を出す錦町だったと思いますが、五、六千万円上がっていた。いろいろこうそれぞれあつて、「山江は幾らですか」と私が聞いたところ、80万円。ほかの町村長は「山江は多かろう、栗があっけん」ということだったんですけど80万円、もう下のほうだったということで、これはいけないということもあつてですね、まず500万円にしようということですが、担当と協議する中で1,000万行けそうだということでもありますから、1,000万に上げさせていただいたというような経緯があります。

そういう経緯の中で、やはり球磨郡でも、例えばこの間、湯前の町長と話しておりまして、災害があつた後、熊本震災があつた後に、その応援を含めてですね、馬

刺しを販売したいと。もちろん馬刺しを販売する、つくるその熊本周辺の企業支援ということですね。そしたら1日で520万円の注文があったというようなことも申されておりました。いろんなやり方があるんだなと思いつつも、いろんな創意工夫しながら、もっともっと増やしていくと、残った分はそのまま一般財源として使えるということであります。交付税対象にならないということでありますから、いろんな知恵を出しながら、またこのふるさと納税を増やしていきたい。ある意味ではその156%という数値を出しましたが、しっかり努力していきたいという意思の表れでありますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） よろしくお願ひをいたします。今現在、私やっぱり自主財源の確保としてですね、このふるさと納税制度、ふるさと応援寄付金の活用が一番だと考えておりますので、積極的な推進をお願ひしたいと思ひます。

そこで、28年度から「さとふる」と提携されて、実績も表れておりますが、今後、私はふるさと納税を積極的に推進する立場で申し上げるわけですが、さらにそのふるさと応援寄付金をしていただくための方策として、担当課としてはどのような今後考えを持っておられるのかお願ひをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 今後も積極的に進めるということで村長申しましたけれども、やはり魅力ある返礼品というのは、欠かせないことだというふうに思っておりますので、やはり返礼品の数を増やすことも重要かというふうに考えております。

この中で、山江村に来ていただく、山江村に泊まっていただくというふうなところで、温泉に泊まれるような宿泊券であるとか、グリーンツーリズムの体験と農泊を推進するためのそういった山江村を、ものを買っていただくんじゃなくてきていただいて、体験して泊まっていただくようなですね、そういった違った感覚のものも必要じゃないかなというふうに今、考えておるところでございまして、また山江村の農産物を使って、山江村外の企業の方が加工されたものもございまして、芋焼酎であるとか、栗焼酎などもございまして、焼酎類は今扱っておりませんが、こういったものも非常に宮崎県のほうでは焼酎がよく出ているということも聞きますので、そういったものも入れるべきだろうというふうに思っております。

そういったところで、魅力ある返礼品、またその寄付をされる方がですね、興味をひかれるような返礼品なども考えていながら、この寄付金額を増やすような方策が必要であるというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 返礼品の充実が一番だろうと思っております。そういうことで、ふるさと応援寄付金の本来の趣旨に反することだと思っておりますが、ふるさと応援寄付金をされる方は、返礼品が目当てといえますか、事実返礼品に注目して寄付をする自治体を選ばれている方が大半を占めているのは事実であります。

そこで、私も人吉球磨の市町村の返礼品について、ちょっと調べてみましたけれども、人吉市では、これは人吉新聞に28年10月13日に載っておりましたが、タイトルが「9月は4倍増の287万円、人吉市返礼品充実し、高額寄付も」ということで、返礼品の商品は8月から特選した地元ブランドなどを中心に、22品増え現在は77品。新規商品の中で一番人気なのが寄付金額2万円以上の人が選べる地元ブランドのくまモン人吉シャツ、金額10万円以上という高額寄付の返礼品には、球磨焼酎全28歳元セットということで載っておりました。このほかに農産物はもちろんですが、黒毛和牛のステーキ、馬刺し、湯前温泉日帰り旅行、くま川下りの貸切船ですね、この辺も載っておりました。相良村では、アユ、お茶、焼酎。錦町はやっぱり球磨焼酎、馬刺し、熊本黒毛和牛ステーキ。それと変わったところでは、日本プロゴルフ選手権が行われた球磨カントリークラブ利用権。あさぎり町も球磨焼酎、球磨牛ステーキ。多良木町が球磨産黒毛和牛牛肉、しめ縄飾り、ブルートレインたらぎペア宿泊券、農家民宿ゆうがの杜宿泊券。湯前町はこれもまた球磨産黒毛和牛牛肉、球磨焼酎、馬刺し、下村婦人会の漬物セット、プレミアム一泊二食付きペア宿泊券、これは10万円以上だそうですけれども。ということで、地元の農産物はもちろんですが、それぞれ地域振興に知恵を絞っておられますが、共通して今課長も言われましたように、全国的に人気がある焼酎と牛肉は入っているようであります。当村の返礼品については、現状では特産品、農産物も限られ、地元企業、商店も少ない中で、現況での山江村の特産品に絞るとなると、返礼品の充実を考えると、なかなか厳しいものがあると思っております。

そこで一案として、返礼品の選定については、商工会にも協力をお願いし、地元企業、商店が取扱い可能な商品、山江村産の材料でつくられた商品、山江村に関係のある商品であれば、採用するとした選定の仕方はできないのか。となりますと、球磨焼酎についても先ほど課長が言いましたように、山江村産の黄金千貫でつくった王道楽土、去年ですか山江でつくられた深野蔵の栗焼酎、前は伝助どんという焼酎もあったかと思いますが、そのほかの球磨焼酎についても商店で取り扱っておられます。また、エゴマの栽培農家もおられますので、業者の方の協力が得られるのであればですね、山江村産エゴマ油ということで、健康志向で人気が出るのではないのでしょうか。それと牛肉についても、黒毛和牛、赤牛の生産農家もおられますので、球磨産和牛としての提供、またほたるの宿泊券。そのほかに近年ほかの自治体

では、姉妹都市、提携都市と協定を結んで、お互いの特産品を返礼品として取り扱っている自治体も増えておりますので、これはできるかできないかわかりませんが、海山交流事業でやっておられます対馬市と連携して、海産物なども返礼品として提供できないものかと考えるところであります。実際商品の確保、返礼品の提供事業者の選定など、いろいろな問題も出てくるかと思いますが、選定方法、基準について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 返礼品の選定でございますけれども、昨年専門サイトへ委託いたします際に、村内全体に回覧として返礼品を提供できる方は手を挙げてくださいということで、村中に呼び掛けております。そして手を挙げられた方には説明会を開きまして、直接その返礼品の事業者の方のところへ出掛けて行って、その商品の写真であるとか、どういったつくられ方をしているとか、そういったものを全部ヒアリングをしております。実際、山江のほうでキクラゲを栽培しておられるところもですね、一応その返礼品の中に入っております。山江村以外の業者の方であっても、山江村で栽培されておるところは、一応呼び掛けております。

先ほどから申されましたような、対馬等も海山交流をしておりますので、やはりうちにはないものが送られるということは、非常に寄付される方も魅力だと思いますので、そういったところも進めていければなというふうに考えております。

現在、返礼品を提供いただいておりますのは、村内の4業者でございます、これからまたいろいろと工夫を凝らしながら、返礼品を増やしていければなというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。2月に委員会研修で高原町に行ってきたわけですが、ここは一応返礼品を提供していただいている業者が12業者ということでした。その12業者でですね、ふるさと納税推進協議会ですか、つくって商品の開発とかやっているとございまして、業者が増えるようであれば、そういうような業者のほうで商品の開発とかやっただけならばというふうな方向で進んでいければと思っております。返礼品の選定については、今なかなか現状では難しい問題ですが、本来は山江村のふるさと応援寄付金の使い道として七つの事業が上げてありますが、この事業に対して共感をいただいて寄付をしていただくというのが本来の姿だと思いますが、山江村に対してふるさと納税をしていただくということを前提として考えるときに、既に先ほども話に出ておりますけれども、「さとふる」に提携して寄付金の募集、受付、PRなどですね、専門業者に一括して委託していただいているということですので、今後、寄付者目線での返

礼品の充実が課題であり、返礼品等の選定基準、選定方法等の見直し、間口を広げることにより、魅力ある返礼品の開発、そのほか各自治体では、若手職員などによる斬新な商品開発、ウェブサイトの活用法の工夫、ポイント制導入などによるリピーターを確保するための方策などによって成功したという事例がありますので、検討方お願いできればと思います。

最後に、10月23日の熊日新聞に載っていた記事ですが、村長にもお渡ししていると思いますが、「ふるさと納税、はがきで呼びかけ」ということで載っております。これをちょっと読んでみますと、「多良木町は、ふるさと納税を増やそうと、町職員がはがきで知人や親戚らに協力を募る活動を始めた。非常勤を含む180人がそれぞれ5枚ずつ年内に発送する。活動は肥後銀行多良木支店が提案。同支店は去年、地元の金融機関として地方創生を後押ししようと、同支店で勤務経験がある行員約60人などに同町のふるさと納税を呼び掛けた。はがきはふるさと納税のポータルサイトや返礼品となる地元名物の球磨焼酎などを紹介し、職員が自己負担で郵送する。来年以降も年賀状や暑中見舞いでの実施を検討する。」というように載っております。地元金融機関からこのような運動が始まり、役場職員の方も今の厳しい財政状況から自主財源の確保を考えたときに、現状ではふるさと応援寄付金の推進が地域振興にもつながるし、効果的ではないかと考えて行動を起こされたのではないかと考えているところです。

村長には先ほどもふるさと納税推進についてお考えを伺いましたが、返礼品の選定方法など、この記事も含めてですね、村長の考えなり、今後の方針等お聞かせ願えればと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） この新聞記事を見ますと、多良木町の職員が180人いて、5枚ずつのはがきをふるさと納税をしてくださいということで、知人、友人に呼び掛けたというようなことだと思いますし、呼び掛けたその結果はまだ書いてありませんが、それなりの成果もあったんだろうということが予測される場所です。こういういろんなアイデアも含めてですね、いろんな角度から対策を練るといいますか、事業を実践していく必要があるというふうにも考えています。

返礼品につきましても、先ほど課長が申し上げました。また議員からも提案がありましたけれども、より良き返礼品等々があったら、対応できるものはですね、品をそろえていけることができたらしらとも思っている場所ですし、また、返礼品合戦に加わろうという気はしませんが、ただよそから見てですね、山江村のどういふ返礼品が望まれているかというようなことも調査する必要があるんだろうと思います。当然、山江といいますと栗ですので、栗まつり後は生栗の注文が殺到して

おりますので、さらに今、栗のコンソーシアムとかいろんな栗商品のブラッシュアップも含めて商品開発もしておりますので、その付近のことも含めてしっかり上げていきたいと思っております。

ただ、私も実は贈り物として使わせてもらって、県外の方に使わせてもらっているのは蜂蜜であります。これはこれでまた非常に喜ばれる商品です。山江の蜂蜜、ふたを開けますと、ブワッとこぼれるというか発酵して、というような気密と申しますか、そういうある意味ではびっくりするような高級な蜂蜜だという認識を向こうの方お持ちであります。ただつくる量も限られているということでもありますけれども、ただそういう商品化ということについてもですね、蜂蜜をこうだいたい各地域に行きますと、蜂蜜の巣というんですかね、が置いてあるようでありますので、そういう活用の仕方も考えられるんじゃないかならうかと思えます。

いずれにしましても、要はふるさと応援寄付金を集めることによって、その財政的な安定化を図るということと同時に、山江村の産業振興もかかっているということにつながりますので、しっかりと担当課とも協議しながら進めていけたらと思っておりますし、なかなか去年は呼び掛けても、これこれというような反応が業者の方々が積極的であったとは言い難いという部分もありますので、ぜひぜひ皆様方からも知恵をお貸し願えればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。ふるさと応援寄付金の使い道としては、七つの事業が挙げられております。1、特産品の開発及び地域産業の振興。2、高齢者の生活支援及び地域づくり。3、自然環境保全及び地域景観の創造。4、青少年の健全育成及び教育環境の整備。5、伝統芸能並びに文化の伝承及び創造。6、ボンネットバスマロン号の保全及び活用。7、その他目的達成のために村長が必要と認める事業とあり、先ほど指定の文化財の件も出ておりましたように、各課全体に関係する事業でありますので、全庁挙げて、これからふるさと納税に取り組んでいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、ふるさと納税についての質問を終わりたいと思えます。

次に、山江村の消防団の現状についてということで告知しておりますので、よろしくお願ひいたします。平成28年9月定例会に熊本震災関係の質問をいたしました。熊本地震では多くの消防団員も被災されている中に、地域の方の生命、財産を守るという使命の下、各団員は地震発生直後から住民の安否確認や避難誘導、さらには救助活動など精力的な活動を行っておられます。特に被害の大きかった益城町では47名、西原村では7名、南阿蘇村では5名、合計で59名の方が地域を熟

知している地元消防団によって倒壊家屋に取り残された住民を救出されております。また、女性消防団員も避難所において女性及び高齢者に配慮した声掛けや荷物移動のサポート、高齢者を中心に、要望や困っていることがないかなどの声掛け等のきめ細やかな活動、女性団員ならではの活動を実施しておられます。

そこで、有事の際、村民の生命、身体及び財産を災害から守るという崇高な使命の下、災害発生時の出動や地域の予防防災など、重要な役割を担っておられます消防団ですが、近年は全国的に団員の確保が困難になっている状況が続いている中に、山江村消防団では女性消防隊、そしてこれは平成22年度からですか、機能別消防団員を採用され、団員の確保に向けた取り組みを実施しておられます。定員については山江村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例によって団員の定数は200名と定められておりますが、現状ではどのような状況になっているのかお伺いいたします。また、あわせて全団員に占める機能別消防団員、女性消防団員の割合についてもお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、山江村消防団員の定員200名に対する現状はということでお答えをいたします。山江村消防団員の定員、任免給与、服務等に関する条例第2条によります定員についてであります。条例定数200名に対し、基本団員164名です。このほかに機能別消防団員が39名おりますので、実員は203名となっております。この中で女性消防隊、それから機能別消防団員の比率ということでもありますけれども、女性消防隊につきましては19名で9.4%、機能別消防団員につきましては39名で19.2%を占めております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。今、203名ということで、200名に対して定員をオーバーしているということですね、地域における防災、住民の安心安全を確保する上で敬意を表するところですが、機能別消防団員を採用されたということが大きな要因になっていると私は考えておるところでございます。これにつきまして、機能別消防団員の定員については、一応何名というふうに決まっているのか、決まっていないのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、機能別消防団員の定員は決まっているかということでもありますけれども、定員につきましては決まっておりません。消防団員の定員が200名に対して164名ですので、200名の団員を確保するというところで、機能別団員を任用しております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 機能別消防団員の定員は決まっていないということでございますけれども、各分団今、現状では団員確保に苦勞されている現在ですね、条例定数200人を確保するためには、今後機能別消防団員も増えてくる可能性はあると考えるところですが、そこで、機能別消防団員についてお伺いをいたしたいと思えます。これはちょっと飛ばして、山江村消防団の定員、任命、給与、服務に関する条例の中の機能別消防団員に関する項目を見ますと、団員の種類として第3条2項、基本消防団員は、通常の消防活動を行う団員とし、機能別消防団員以外の全ての団員とする。3項、機能別消防団員は、一定の役割に限定して活動する団員とする。第4条、任命、対象者としては、2項、機能別消防団員は、次の各号の中から任用する。1、山江村消防団員の経験がある者。2、山江村役場に勤務する者。3、その他入団を希望する者。ここで3項目挙げてありますが、2に山江村役場に勤務する者として指定されているその趣旨とですね、何名の方が機能別消防団員として活動されているのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、機能別消防団員の任用について、役場職員とするとあるがということでありまして、機能別消防団員は、山江村役場に勤務する者としているのは、役場職員は入庁時に消防団に入ることになりますけれども、退団した者を機能別消防団員として任用するものでございます。有事の際にいち早く動けるといことで、役場に勤務する者としております。現在の団員数は9名で、特設分団のOBが6名、分団OBが3名ということになっております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 役場職員の方におかれましては、前は特設分団というのがありましたけれども、現在は特設分団がないということで、若手の職員におかれましては、各分団に率先して加入をいただいて活動されていることに対して敬意を表するところでありまして。

ちょっと時間のほうも来ておりますので、あとこのありましたように、機能別消防団員については、一定の役割に限定して活動するという項目がありますけれども、この一定の役割に限定するという、この一定の役割というのはどのようなことかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 機能別消防団員の活動について、一定の役割ということでありますけれども、一定の役割についてであります、職務の内容として有事の際、基本団員と同様に活動を行い、主に初期消火や災害時の初動を想定しておりま

す。このことから、火災予防活動警戒、訓練等の緊急性が低い活動を除いております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、限定した活動ということをお聞きしましたけれども、各市町村においても機能別消防団員の割合について調べてみましたけれども、球磨郡の市町村、どの町村も機能別消防団員を一応採用されているようであります。その中で、湯前町については、実団員数が286名中87名が機能別消防団員ということで、30.4%ということで一番多いようでありました。

先ほど伺いましたけれども、山江村消防団の実団員数に占める割合が19.2%ということで、山江村消防団においても、今後機能別消防団員の比率は多くなり、果たす役割も大きくなってくると考えるところですが、活動が限定されるということですが、最近の機能別消防団員の災害時の出動はあるのか。消防団員としての訓練について、どのような状況かをお伺いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、最近の機能別消防団員の出動状況であります。平成22年9月の車両火災時、10名出動のうち1名、それから平成23年4月の新層地区の原野火災時、このときは26名出動いたしまして、そのうち1名、平成26年7月の新層地区の建物火災時に44名出動いたしまして、そのうち2名が出動しております。団員としての訓練につきましては、経験豊富な知識と技能を有するというので、消防団の退団者を任用したり、訓練への参加等は呼びかけてはおりません。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、機能別消防団員の出動状況についてもお伺いをいたしました。役場職員の方は近くにいるということです。また現在の消防団員においては、ほとんどの方が地区外に勤めておられるという形で、今後、機能別消防団員の出動というのは増えてくるのではないかと考えております。山江村消防団出動、これは規定ですけれども、山江村消防団の災害出動に関する規定、この規定は平成28年8月4日、熊本震災後に制定された規定ですが、この中で消防団の身分としては、地方公務員法及び消防組織法に規定された市町村における非常勤の特別職地方公務員である。従って、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければならないとなっております。また、消防団の種類項目には、機能別消防団員は通常の消防活動を行う団員とし、機能別消防団員は一定の役割に限定して活動する団員とするが、有事の際には基本団員と同様の活動を行うと書いてあり、有事の際の活動については、基本団

員も機能別消防団員も何ら変わらない重要な役割を担うようになっており、今、答弁を聞きましたように、現在の活動としては訓練等が行われていないということでございますけれども、基本団員については、操法大会、夏季訓練、出初め式などの訓練、さらには機械班においては、毎月機械、器具等の点検を実施しておられますが、機能別消防団員においてはそのような訓練、活動は行わないという現状に対して、山江村消防団の一員としてですね、機能別消防団員におかれましては、役場職員の方、消防団を退団された方ということで、消防に対する熱意は十分、特に持っておられる方が入団していただいているということで、釈然としない気持ちを持つておられる方もおられるのではないかと思います。機能別消防団員には報酬、退職報償金などは支給しないということですが、年に一、二回一堂に集まってくる訓練、または消防団のポンプ、その他の装備も新しくなってくるので、機械、器具の操作方法の講習など、負担のかからない程度の活動、訓練は災害出動時の事故等を未然に防ぐ観点からも必要ではないか、また現場での連携をうまく取るためにも合同で訓練することにより、各分団の団員とのコミュニケーションも必要ではないかと考えるところですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 機能別消防団員の訓練につきましてでありますけれども、訓練につきましては、経験豊富な知識と技能を有する消防団の退団者を任用しております。一般消防団員は、年1回の訓練をしておりますが、機能別団員には参加の呼び掛けは行っておりません。経験を有している方をお願いしているということでありますけれども、できるだけ自主防災組織の防災訓練であるとか、消防団の訓練について案内をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 執行部におかれましては、山江村消防団、機能別消防団員の意向を聞かれてですね、火災は減少傾向にあると言われておりますが、台風などの異常気象や熊本震災を経験した現在、ご検討いただければと考えております。

最後に、平成29年山江村消防出初め式において団長はじめ1分団から8分団まで、分団長を中心に士気の高い出初め式を見せていただきました。女性消防隊も気合いの入ったキビキビとした通常点検を見せていただき、地域を守るという気概を感じさせていただき、大変頼もしく安心感を与えていただきました。そのような中で山江村消防団の団員数で見ますと、2分団の35名から8分団の5名、各分団の編成戸数では、平成29年2月末現在ですが、2分団の305戸から8分団の23戸と地域的に大きな差が出ており、高齢化、過疎化が進む中に分団員の確保、維持についてご苦労されていると考えております。

このような中で分団再編については、避けて通れない時期に来ているのではないかと考えておりますので、今後の方向性として、村長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。山江村消防団の再編成ということでございます。非常に難しい問題があるわけでありますが、この問題も以前から各地域の座談会等々でも出てきていたということでもあります。消防団のほうとも協議をしているということではありますが、特におっしゃっておられることは、8分団が5名、6分団が5名という状況で、平均年齢も実は6分団が35歳、8分団に至っては57歳であります。平均が34.30歳と出ておりますので、非常に高齢化、平均より上回りながら、消防団活動を地域のために頑張っておられるというような状況であります。

単純に考えますと、3分団と6分団が一緒になるのか、7分団と8分団が一緒になるのかという話に隣接しておりますので、ということでもありますけれども、なかなかその隣接する消防団のほうは、自分たちが担当する地域が増えてしまうということで、7分団に至っては、山江村の何分の一かは7分団で見なくちゃいけないというような話も聞こえてくるわけでありまして、非常にこう難しい問題だなと思っております。

ただ、議員おっしゃいますとおり、このままじゃあ未来永劫ともこの状態でいいのかとも思っていないわけでありまして、ただ、この問題を共有しながらですね、しっかり隣接の団員の皆さん方が共通理解の中で一つの方策を立てていただきたいと思っておりますし、団長にも今日出ましたその質問につきまして、しっかりお伝えしたいと思っております。最終的には、いつ、どの時点で、どうしますという答えはできませんけれども、そういう問題について、しっかり対処していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。村長にリーダーシップをもってご対応方よろしく願いたいと思います。

また、関連したことですけれども、28年度防災無線のデジタル化工事が完了するわけですが、消防団にとっても、また行政にとってもですね、災害発生時の指示、情報伝達手段として最も重要なツールと考えます。個別受信器の設置については、70%の設置率と聞いておりますので、熊本震災を経験した現在、また台風による道路の寸断という災害も発生しました。個別受信器の全戸設置は必須と考えますので、早期に100%設置に向けた取り組みを要望いたしまして、一般質問を終

わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を4時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後4時20分

再開 午後4時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで宣告いたします。本日の会議時間は、会議規則により午後5時までとなっておりますが、質問時間を確保することから、あらかじめ延長しますのでよろしくお願いたします。

次に、2番、横谷巡議員より、1、買い物弱者・交通弱者の生活交通確保対策について、2、人口減少定住促進施策について、3、村有地貸付メガソーラーについて、4、教育行政についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 2番議員の横谷でございます。本日最後の一般質問ですので、よろしくお願いたします。今、東京都の豊洲市場問題、大阪市の学校法人、森友学園への国有地払い下げ問題、アメリカ、トランプ大統領の言動による社会の分断、北朝鮮の金正男氏殺害事件、韓国の朴槿恵大統領の罷免など、国内外の出来事は常識と道理の認識を改めて新たにしているところであります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入ります。質問事項の1点目、買い物弱者・交通弱者の生活交通確保対策についてであります。買い物弱者は、食料品や生活用品の買い物に支障がある人のことで、全国で約700万人いると推定されています。しかし、買い物支援については、医療や介護のような公的整備がなされていないのが現状で、高齢化や単身世帯の増加、地元商店の衰退により、過疎地域のみならず、町中心部においても高齢者等を中心に買い物弱者が増え、社会的な課題となっております。本村におきましても、これから高齢者や障害者の移動困難者は年々増加し、買い物弱者への支援は重要な課題となっております。

そこでお尋ねをいたします。買い物弱者についての認識と実態の把握についてお

尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、買い物弱者の認識と実態把握についてお答えいたします。横谷議員申されましたとおり、高齢のために将来自動車が運転できなくなった方とか、障害をお持ちの方で公共交通機関を利用するのが難しいということで、遠くまで出掛けることが困難になっていく方が年々多くなっております。今後も高齢化は進んでいく見込みでありまして、買い物弱者の数も増えることが予想されます。

現在、健康福祉課におきましては、買い物支援の実態とニーズを把握するため、平成29年度に策定します第7期の介護保険事業計画と併せまして、買い物支援アンケート調査を実施しております。対象者は、29年1月1日時点で、要介護認定者1から5で、施設利用をされている方を除きまして、65歳以上の方1,075人を対象として行っております。項目につきましては、大項目で7項目ほど設けまして、宅配サービスや移動販売についてのアンケートを実施しております。なお、アンケートの調査期間は、29年3月31日となっておりますので、その結果を基に、買い物支援の施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、課長からですね、アンケートの説明がありました。やはり買い物弱者の予測とか、買い物困難者の可能性が高まる地域の実態把握、本当に大変なことです。私はこれはいいアンケート調査だなというふうに思っています。今後、また具体的にどういった対策をとられるかということは、今課長のほうから、宅配とか移動販売とか、いろんなことを考えてなされると思いますので、今日です、突っ込んで質問しませんが、やはりこれから先、本村におきましては、大変こういう弱者が増えてきます。先日、私はBSか何かのテレビを見ていたところが、離島、離れ島ですね、ドローンを使って買い物弱者に買い物支援、ものを運ぶプロジェクトが推進されているという番組を見ました。うち付近は山間地域だから、ちょっとどうかなと思いましたが、もうドローンを使ったそういう実践の方向にも進んでいるわけですから、本村におきましても新規に万江、山田、数少ない商店、もう1軒、2軒しかありませんよね。この商店の活用やあるいは違った民間の力を借りて、その対策に当たるなどの検討も必要ではないかなというふうに考えます。

次に、移動困難者の交通弱者対策についてであります。これは買い物弱者イコール交通弱者でもあります。障害者や高齢者の方が免許証返納などで自動車を運転し

なくなり、交通移動手段に支障を来し、日常生活が大変不自由になっている方が増えてきています。今回、村の公共交通システムを見直し、路線不定期運行から区域運行を実施され、やがてはドア・ツー・ドアで村内は送迎するとのことですが、この公共交通システムで一番の課題は、本村の住民の方は、病院、買い物など人吉市への利用者が一番多いということです。この現状の中で乗り換えしなくてはならないという難点があります。この課題の解決策について、どのようなことを考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まるおか号の運行についてですが、4月1日から区域内運行を始めるということですが、あと人吉市内には停留所を設けて、今の運行状態を維持するということでもあります。その停留所もずいぶん検討して変えておまして、できるだけ病院の近い、例えば豊永耳鼻科の近くに停めるとか、買い物のイスマ、それから中に入って人吉医療センターの中にも停まるようになりますし、ずいぶんその配慮をしながら、運行するということでもあります。

法律によって、山江村内は区域内運行ができますけれども、要するに村外については停留所法しかできないという法律によって決まっておりますので、できるだけ利用しやすい形態はとっているというようなことでもあります。ただ、実証的に9月まで運行するというようにしているわけでもあります。その実証的に運行するというのは、運行しながら何か問題があったら、そのことについては、本格運用までどんどん変えていこうじゃないかというような計画でありますので、現場がどのように動くかということも非常に心配でありますし、できるだけ利用しやすい形を今後とっていきたいと考えているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） やっぱり人吉球磨全体の公共交通システムですから、昔の関所じゃありませんけど、山江村内なら自由にできるんですけれども、人吉に行くときに限られたことがちゅうことから住民が利用しにくいということがありますから、なるべく複数の降りられるところ。それから、また障害者とか足腰の不自由な方は買い物袋下げて乗り降りすることは大変ですからですね、やっぱりそういったことも含めてこの自主運行と併せて、そういったものの対策を検討していただければというふうに思います。

次に2点目の人口減少、定住促進施策についてであります。本村は人吉市に隣接し、高速道インターなど、交通、自然条件など利便性に恵まれ、子育て、教育、生活環境にも優れ、若者を中心に定住希望者が多く、ベッドタウンとしては適地であります。しかしながら、肝心の住宅用地の確保、供給ができないのが課題でありま

す。議会で視察しました富山県舟橋村では、8年間という息の長い時間をかけて、市街化調整区域からの除外を村の重点施策として取り組み、官民共同の住宅政策で、今では人口が増加する全国の模範例となっています。

そこでお尋ねをいたします。農地転用に係る農振・農用地区域からの除外要件が幾つかあると思いますが、どういうものがあるか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。農振・農用地区域からの除外要件ということでございます。この除外要件につきましては、五つの要件があります。一つ目は、変更に係る土地を農用地と以外の用地に供することが必要で、かつ適当であって当該地以外に代わる当該地計画よりも代わる用地がほかに確保ができないことというのが一つであります。二つ目は、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。三つ目に、認定農業者等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと。四つ目には、土地改良施設、例えば農業用の用排水路といった施設に支障を及ぼす恐れがないこと。五つ目には、土地改良事業等が完了してから8年を経過していることというのが条件でありまして、以上申しました除外には五つの要件がございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 山江村は非常にいい居住環境でありながら、現状から一步脱皮できない要因として、この農振地域が広くかぶっていることが挙げられます。そこで人口減少と土地利用の在り方を一体的に捉えて、優良農用地でない農振・農用地区域を住宅用地、分譲地適地として絞り込み、3年、5年、10年、中長期的な総合的施策で、住宅用地分譲地造成事業を定住、移住促進策として明確に位置付け、農振・農用地区からの区域の見直しと、除外を村の重点施策として取り組む考えはないか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この農振地区の見直しということでございますけれども、この見直しは5年に1回行われます。5年ごとに行います。平成29年度、来年度がその見直しの年になるということでございます。人口減少、定住促進の施策としても、さまざまな取り組みが考えられますけれども、その中で、例えば分譲住宅及び公営住宅の整備もその一つの重要な施策であります。事業の計画に対しましては、計画用地とさまざまな規制がある場合があります。この規制により、事業の進捗が遅れたり、適切な箇所が確保できなかったりなど、事業の遂行に支障を来す恐れもあることが考えられます。特にその箇所が農振・農用地だったりすると、県の許認可を得まして除外しなければなりませんので、除外まで最低約半年ぐらいは

期限を要します。この箇所が農振・農用地でない場合には、農地転用という転用は必要ですけれども、あまり時間をかけずに早急に事業に着手することが可能ということでもあります。

そこで、先ほども申しましたように、農振・農用地の見直しが平成29年度、来年度でありますので、事業が計画されている箇所には、あらかじめ農振除外地として許可されますように、県とも協議をしていきたいというふうに考えております。しかし、最終的には県が許認可することですので、整備計画があってもそれがスムーズに認可されるとは限らないというところでございます。

いずれにしましても本村に対しましては、定住促進の施策としまして大変重要な事業でございますので、この事業の促進のためにも、農振除外を重点な施策として考えまして、さまざまな事業の計画と照合しながら、今後、来年度、29年度に見直しもありますので、その見直しについて十分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） うちの村はですね、非常に交通とかいろんな自然条件等で要するに優れたところがここなんですよね。ただ農振がかかっていると。やはり総合戦略まち・ひと・しごと、憂慮の余地ないところを村でやっぱり土地利用ビジョンをつくって計画つくって、それを県等に農興地域の見直しのときに、村長以下、みんな要望していく。それが実現すれば本当に山江はいろんな施策がいいですから、人口が増えてくるんじゃないかなということから、ぜひ本当に村の将来を見据えて、効果が出ることは間違いありませんから、ぜひ今課長が言ったように農振見直しについて、しっかりと対応していただければというふうに思います。

次に、村民の声からというふうにしております。何人かから意見をいただきました。これは西川内地区村営住宅建設についてであります。この住宅建設は、平成28年度当初予算の定住促進策として計画された大きな事業であります。2月14日によろやく入札があり、着工しましたが、用地造成費800万円追加の補正予算計上の際に、建設課長から、「軟弱な地盤を解決し、年度内竣工をするための補正予算である」というふうに説明がありました。遅れた要因として、地盤強度のせいではなかろうかと。「昔むた田やったけん、確か地盤が弱かとばい」と、そういう意見もありますので、地盤強度の状況について説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、地盤強度についてのご質問ですけれども、まずは今年度行いました西川内公営住宅敷地整備工事について説明いたします。東側の村道側への造成盛土とブロック積、路面排水対策による側溝整備、それから敷地内

専用道路とする道路整備、上下水道管を敷設する生活環境整備など、公営住宅団地として整備を進めてまいりました。公営住宅建設につきましては、建設の敷地部分の安定支持力、それから建築基準法に基づく地盤の長期許容支持力といった一定の地盤強度が保たれているのかの確認が必要となります。

今回、その敷地整備工事をする中で、地盤強度の確認のため建物が建設される11棟のその箇所の地質調査を行いました。調査した結果、11棟計画する箇所のうち、当初から搬入路とする村道側の2カ所、それと南側の1カ所部分につきましては、支持力を満たしていた結果ということでありまして、残りの8カ所の地盤強度が強度を満たさない地盤層というのが確認されたところでございます。従いまして、敷地整備工事を行っている敷地全体の地盤の入れ替えではなく、建物が建設される敷地部分の軟弱地盤の8カ所を平均1.4メートルほど地盤入れ替えを行っております。このことは、議員先ほど申されましたとおり、敷地整備の増額変更ということで、昨年9月の議会において工事請負予算の補正予算を計上しまして対応したところでございます。これによりまして、西川内地区公営住宅団地は、建築基準法に基づく地盤の長期許容支持力を満たしている地盤となり、建設に向けて事業を進めてまいりましたところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 本来ならですね、今の時期、もう住宅が竣工していなければなりません。もしくは、それに近い状況なはずです。これはもう建築本体の着工の遅れから繰越事業となります。入札が遅れた本当の原因と経緯について、説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。まずは全体的な建設に係るこれまでの経緯について説明いたします。もともと地元からの要望によりまして、農用地を選定いたしまして候補地として進めてまいりました。平成27年5月と9月に農振除外を申請するに対しまして、農業委員会の承認が得られず、よって圃場整備地でない農地を新たな候補地として選定をし、農業委員会からの農振除外及び農用地転用の承認という意見を付しまして、平成27年10月に県へ申請を行ったものです。その後、5カ月間もの間、県からの追加資料を求められまして、その都度対応を行ってきたところでございます。それからようやく平成28年2月下旬に、県からの農振除外の回答を得まして広告縦覧に入り、さらに3月の農業委員会の結果を得て農地転用進達、併せて土地所有者との売買契約を締結し、事業を進めてまいりました。その後、4月中旬に農振除外の法定同意、さらに4月末農地転用の許可が得られましたので、農地法の規制の解除となり登記を進めてまいりまし

た。5月上旬に移転登記を完了しまして、約1年間という期間を要しております。本格的に公営住宅建設に向けた敷地整備を平成28年6月に着工し、11月に完成したところでございます。その間に年度内完成に向け、建築設計業務を8月に委託契約をしまして、履行期間を11月30日までということで業務を進めてまいりました。

ご質問の入札が遅れた経緯ですけれども、この委託業務機関をもって設計図書が完成したわけですけれども、その完成品を確認しましたところ、1戸当たりの標準建設費などの公営住宅建設事業基準、これは国基準でありますけれども、これを大きく上回っていたため見直しが必要となり、再度間取りの変更、それから設計積算の計算を早急に仕上げるように委託先へ指示をしたところでございます。

その見直しとなった原因としましては、委託業務契約時の発注の際の仕様書に、建設費の設計条件で予算以上となる国基準の工事費の限度額超えを明記したためでございます。また、その業務を進める上での発注者、受注者の協議や打ち合わせ事項など、確認不十分によるもので、公営住宅建設費など基本である国基準を上回った設計図書となったのが理由でございます。その変更を指示した設計積算の見積りは、期間をまた要するというものでありまして、さらに2カ月以上の期間が延長となり、見直しをした設計図書は今年、平成29年1月末の納品となったところでございます。その後、建設に向け準備を進めまして、2月中旬に5棟の入札をし、現在に至っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 災害発生などですね、特別な事由がない限り、やはり当初予算に計上されたこの大きな事業は年度内竣工が原則です、これ、大きな補助事業実施の際には、仕事の分担量が増えて、担当も大変苦勞するということは重々承知ですが、やはり行政でのプロですから、事業に対する基本認識の徹底とさらなる事務の研鑽を望むところです。

本年度は戸数の減ということですよ。そういうことで全体計画に支障はないのか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 全体計画ということですが、この事業につきましては、平成28年度当初において6棟建設ということで進めてまいりました。議員が申されたように、先ほどの建築設計の見直しの中で、1戸当たりの公営住宅建設費内での木造平屋建の面積基準の仕様で進めてまいりました。その際、設計積算の中で県からも指導がありましたのが、耐震構造設計も取り入れたらということでの指導をいただいております。その関連から、当初計画した戸数から減った理由としま

して、それらの耐震に伴う構造的な材料の追加、それからさらに工賃、人夫賃、工事費等の歩掛等の高騰、また現場管理費、一般管理費などの諸経費の上昇により建築費が増額となったものでございます。当初予定しておりました6棟建設の予算額を上回り、今回発注した新築工事は5棟となったものでございます。

発注しました建築の設計書、それから建築構造等は、県の住宅課の設計審査も終わっておりまして、設計基準の性能評価審査でも認可を得ております。建築面積、建築費も国の基準内で施工しております。全体計画につきましても、平成29年度の住宅建設事業の県のヒアリングも終わっております。28年度予定であった1棟分を次年度へ充てて6棟にする計画も承認されておりますので、最終的には当初計画をしておりました11棟の建設となる見込みでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） これはちょっと村長に伺います。28年度当初予算に計上し、ここで施政方針で、定住促進を図る重点施策であるということを明言されました。今までの流れで、一つ地質調査不足による軟弱土、土入れ替え等の追加補正予算、設計協議不足による建築本体の入札の遅れ、それから予算に不足を生じた戸数の減、そして事業の繰り越しは2月ですから、必至ですよ。3カ月かかりますから、多分5月中か6月にかかるとは思います。この一連の顛末は重きものと私は解釈します。この点について、村長はどのように捉えておられるか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。公営住宅が遅れた理由ということで、結局は本年度中につくるものが繰り越してしまうということでもあります。諸々の最終的な決済は私がしておりますので、私にも最終的な責任があるということも認識しております。ただ、現場としてそういう動きで、その場その場で最善を尽くしてきたということをご理解願いたいと思うわけでもありますけれども、ただ、ずっとですね、経過を見てもみますと、実は27年の5月に当時西川内から出てきた、ここが最適地ですよ出てきたのが、農業委員会で不可になっているということで、その後、10月にまた農業委にかけておりますので、6、7、8、9、10、ここで5カ月遅れてきたということでありまして、その後、農振委員会に県に進達したのが27年の11月。それから農振委員会の公告縦覧、縦覧、異議申立期間、法定協議、法定同意等々が終わりましたのが4月15日でありました。従いまして、それに伴いまして再度農業委員会に農地転用の協議をし、これも4月下旬に転用許可が出ているというようなことでありまして、また用地の取得は、売買契約等々は早めに進めておりましたけれども、その転用許可ができないと登記もできないわけですから、その登記が済んだのが5月いっぱいでありまして、それを受けて造成

工事を梅雨明けの6月下旬、7月にしたということでありました。ただ、どんどんこの事業が押してきたということでもありますから、なかなか一旦こういうつまずいた事業は順調にいけばなということも思っておりましたけれども、ご案内のとおり、軟弱地盤ということが発覚し、その地盤の入れ替えが必要であったということも含めて、12月に入札予定しておりましたけれども、その設計協議の中での仕様書の設計とうちの指示の相互の理解の違いがあったというようなことで、再度設計をやり直さなくちゃいけなくなったというようなことで、どんどん次から次へと問題が起きてきてこのようなことになったということでございます。

いずれにしても、現場での、移住、定住の大きな柱とおっしゃいましたが、まさにそのように捉えておまして、この事業をやめたということではなくて、遅れるということではありますが、精一杯その現場の実情に合わせて、努力をしているところでございますので、その付近のところはよろしくご理解をお願いしたいということでございます。特にこの建設事業につきましては、早め早めにその対策を練って、早め早めに入札をしていかないと、ちょっとつまずいたらこういうことになるという良き戒めということでもありますので、しっかりと職員にもですね、その付近のところにつきましては、しっかりと指導していきたいと思っております。と同時に、森田議員からも話がありましたが、しっかりとチェックする私もなかなか責任は、決裁権は私にありますので責任は感じておりますけれども、しっかりと総合的な政策を決裁する副村長の存在も必要なのかなということも含めて、先般答弁をさせてもらったということでもありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） やっぱり最初に事業がつまずけば、こういうふうになってくつですよね。今後の対応をお願いします。今、人口減少、定住化促進策について質問してまいりましたが、一番大切なことは、今、山江村に住んでおられる住民の満足度を高めるための内的要因の方策、そして村が持つ立地条件から、住宅用地確保のための分譲地造成など、新たな施策、外的要因、これを絡ませることによって、古くから言われています「近き者喜び、遠き者来る」という、これは孔子の言葉です。この孔子の言葉のように、山江村の移住、定住化促進策が目を見てくるのではないかというふうに思います。

次に、3点目の村有地貸付メガソーラーについて伺います。使われていない村有地の有効利用、原発の低減に代わる再生可能エネルギーの推進には賛同するものがありますが、合戦ノ峰本城地区の村有地貸付メガソーラー設置については、いささか不安な要素がありますのでお尋ねをいたします。

当初、業者からの計画説明では、雨水は自然浸透式でなるべく自然の傾斜地の形状を生かしてパネル板設置をし、排水には万全を期するとの説明であったような気がします。しかし現実には、傾斜地の自然形状は姿を消し、法面の削りや埋め立てで約2.7ヘクタールのソーラーサイトは裸むき出しの保水力の落ちた造成地となりました。梅雨時の集中豪雨、異常気象のゲリラ豪雨によって、下方の団地、民家へ土砂流出の恐れはないのか。また、集積された土砂が下流の農地や用水路、河川、何か球磨川漁協もちょっと影響があると聞きましたけれども、このようなところへ影響を与える心配はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 村有地を貸し付けましたメガソーラーの建設につきましては、現在借り受けたオーナー会社の発注で工事が行われております。現地調査で見ていただきましたとおり工事中でございまして、竹が生えておりました。それを抜根いたしておりますので、土を削ったようにやっぱり見受けられます。なるべく既存の傾斜を使って、なるべく削らないようにということで、こちらのほうも申し入れをいたしております。現在は、道路側溝や敷地内の排水路の整備を行っているようでございまして、土砂を扱って抜根したばかりでございまして、安定していない法面などから、降雨時に土砂が流れ出しております。実際、付近の住宅地や水路などを経て河川へ流れ出しましたので、業者へ対策を指示いたしております。その対策として、水路の増設、土留め用の木柵の設置、沈砂池の新設、法面への張芝工事の前倒し施工などでございます。今後も降雨時などには見回りを徹底して、周囲に迷惑がかからないよう、また、そういった場合には迅速に対応するように指示をいたしております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 災害は本当に絶対起きてはなりません。しかし、今の異常気象、集中豪雨等によって、現状を見たときにだいぶ土砂が流れるかなと、新しい新緑の芽が出るまで、今年の梅雨まで間に合わんかなという思いもありますので、万一ですよ、その災害が発生したときの緊急マニュアルと責任の所在について、説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 災害発生時の対応でございまして。まず、マニュアル化して迅速な対応ができるよう申し入れております。具体的には、日常の施設点検箇所や点検の頻度、それから維持管理方法をまとめたもの、豪雨時の見回りや危険を察知した場合の緊急連絡網により迅速な対応を行うことや、万が一災害が発生するような場合には、住民の方々への避難誘導など対応について提出を求めています。

す。この結果、現在まで緊急連絡網、それから維持管理に関する方法、地元住民への対応などをまとめたものが提出されております。しかし災害が発生してからでは遅すぎますので、降雨時は見回りを徹底すること、それから監視カメラの設置、監視カメラを設置することによって、常時遠隔でも監視ができるような体制を整えるようにしております。

また、責任の所在でございますけれども、地元、オーナー会社、維持管理会社、村におきまして協定書を交わしております。その中で安全対策、報告義務、災害時の対応、賠償責任等について明記をいたしております、本施設を起因として周辺住民や財産に損害を与えた場合には、オーナー会社及び工事を施工し管理を行う会社が一切の賠償責任を負うということで協定書を結んでおりまして、また、その被害が及んだ場合には迅速に復旧をするということで協定を結んでおります。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 他の民間の用地を買収とか借られてメガソーラーを設置をして、災害が起きた箇所は何カ所もあります。ただ、うちの場合には村有地ということで村の持ち物ですから、議会からも申し入れをしておりましたように、やはりこの作業に関する環境協定が非常に効いていると思います。これはよそにないような協定だというふうに思います。万が一起きたときにはちゃんとした環境協定がありますから、他のメガソーラーの設置とすると、ちょっとうちのほうは有利な条件ですけども、やはり災害が起きてからはもうどうにもなりません。住民の方も当初と違って、今通られて、やっぱりちょっと不安を覚えられているような方がたくさんおられるようでございますので、ぜひ竣工する前とか竣工してからでも、行政のほうから事業者へ指導していただいて、安心安全が一番ですから、住民の方へ説明していただくように事業者のほうに要望していってください。

次に、4点目の教育行政についてであります。国は、教育の無償化の第一歩として、2018年度、新年度からですね、大学生らが返済不要で利用できる給付型奨学金をスタートさせます。住民税非課税世帯の1学年2万人が対象で、月額2万円から4万円の給付で、最終的な予算規模は、約210億円を見込んでいるとのことです。全国県下の市町村でも奨学金制度の充実や拡充によって、貸付返済金の減額や給付型奨学金の創設を見るようになりました。このことは、中竹議員からも貸付奨学金の減額、山江に居住した場合には何か対策をできないかというようなお尋ねもありましたけれども、本村はICT教育の先駆的な取り組みの学習成果で、有能で優秀な子どもたちの輩出を確信しています。人物優秀で学力が高く、進学したいという強い意欲があっても、経済的、家庭的な事情で断念せざるを得ない子どもたちの進学を支援するための方策として、この給付型奨学金の創設をできな

いか、1人でも2人でもできないかという提案であります。将来を担う優れた人材、村の活性化へ寄与する人材の育成を図ることを目的として、返済不要な給付型奨学金制度の創設をする考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。国は低所得者層の大学進学者等を対象とした返還不要の給付型奨学金制度について、先ほど議員申されましたとおり、平成30年度から本格的に導入し、対象者2万人規模、月額が平均の3万円ぐらいを基準に、私立大学の下宿生などには上乘せをして、経済的に特に厳しい学生については、平成29年度から先行的に実施するという方針のようでございます。

この給付型奨学金制度につきましては、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度であるかと思えます。最大のメリットは、返済の必要がないことではないかと考えております。向上心さえあれば、大学まで進学しようという意識が高まり、所得に関わらず大学へ進学することができるようになることで、優秀な人材の発掘にもつながるといふふうに考えております。その一方で、デメリットといたしましては、安易に奨学金をもらおうとする人が増える可能性があることではないかと考えております。

本村の奨学金制度を見直しする場合の検討するに当たりまして、まず、該当するような経済的な理由等によりまして、大学進学を断念せざるを得ない該当者がどの程度おられるのか。それから運営するに当たり、どのような課題があるのかなど、現状を調査し把握する必要があるといふふうに思っております。現時点の本村の奨学金制度の運営面とか、また基金等財政面などを考慮いたしますと、先ほども申しましたが、返済における猶予期間の延長とか、返済期間の延長などを考えているところでございます。給付型奨学金制度の導入につきましては、現時点では今後の検討課題だと思っております。まずは、この国の給付型奨学金制度が導入された場合、村内でも対象者がおられましたら、この国の制度を利用していただければといふふうに思っております。

奨学金制度につきましては、地域社会に貢献する有能な人材の育成を目的とした制度でございますので、今後は、本日の議員を含めまして、いろいろな方々のご意見や国・県の動きなどを参考にしながら、本村の現状に応じた奨学金制度の見直しについて、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） なぜかという、山江村は非常にICTが全国的に先駆者です。子育て支援策が大学までつながればすばらしい制度だなと。例えば月2万円し

ても24万円しか要らんとですよ。それを全体じゃなくて1名から2名でもいいんですよ。そういうことを取り組むことによって、やはり将来山江に返してくれるような人材ができればなどと思います。ただ、無料ちゅうことはいけませんから、やはり1学年1回は夏休みとかに帰ってきて、ボランティア活動とか授業の手伝いをするとか、ふるさとのために役立つ意識の醸成を図る活動をしてもらうとか、そういったものを規則の中で決めてするならば、私は山江の子育て支援策がもう一步光るかなという思いで、これも提案です。

次に、英語教育の早期化を打ち出した次期学習指導要領が2020年度から小学校、2021年度から中学校で全面実施されます。県内でも九つの市、町にて2018年度から先行実施するという新聞報道がありました。

そこで、2020年度から小学校3年からの英語教育の全面実施に伴い、山江村の準備等の課題はどうかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。現在行われております学習指導要領でございますけれども、これにおきましては、小学校の五、六年生で言語や文化についての体験的な理解を深める、それから積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、それから外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるといふことで、コミュニケーション能力の素地を養うといふことで、週1時間の年間35時間の外国語活動という授業が行われております。

先月2月14日に文部科学省より2020年から全面実施されます新学習指導要領の改定案が発表されました。今回の改定によりまして、小学校五、六年生では、従来の外国語活動から英語科といふことで教科化がなされます。従来の聞く、話すといふ内容に加えまして、読む、書くといふ従来の英語教育そのものが行われるわけでございます。従来五、六年生で行っていましたが外国語活動といふのは、3年生、4年生へ移行されまして、三、四年生で行われるといふような状況でございます。

これに伴いまして、3年生から6年生までの各学年で、授業時間が週当たり1時間増えることとなります。そこで、教育委員会といたしましては、この増えた時数を含めた教育課程をどうするのかといふことで、検討を今始めたところでございますけれども、これにつきましては全国的な課題だと私は捉えております。

そこで、まずは教育委員会としましては、まず校長、それから教務主任あたりの会議を開きまして、より良い教育課程の実施に向けた検討を来年度から行うといふことで予定しております。例えば15分を3セットで45分にするとか。それから土曜授業を行うとかですね。そういうふうにして授業時数を確保していく必要がある

かなというふうに考えているところでございます。

それから、英語の授業を行う小学校の教員に対する英語力の向上ですね。これも一つ取り組んでいかなければいけないかなと思っております。県教委も研修を行うと思えますけれども、山江村といたしましては、ALTが1名配置されておりますし、それと専門的知識を持った中学校の英語の教員ですね、これを小学校のほうに小学校の先生向けに英語の研修の機会を設けるといような方向も考えているところでございます。

それから、今、生きた英語を学ぶという視点でALTを1名採用しておりますけれども、それを各学校に派遣してコミュニケーション能力の育成を図っているところでございますけれども、現在、中学校に週2回、それから小学校2校に週1回ずつ、それから保育園3園に月1回ずつ指導に行っております。2020年から新学習指導要領が始まりますけれども、換算しますと、英語の時数が週4時間増えることとなりますので、より質の高い英語教育を行うためには、現在のALT1名の対応ではちょっと厳しい状況になってくるかなとは思っております。だからそういう考えを持ちまして、より充実した英語教育を行うという観点で、グローバル人材を育成するためには、ALTの増員等も含めて検討していく必要があるのかなということも考えておるところでございます。

今後、国とかそれから県ですね、動向を見ながら、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今日の新聞でしたかね、県の教育委員会が来年度の公立学校教員採用試験で英語能力の高い受験者に加点、点数を加えると、こういう制度を導入するとの記事がありました。これは英語の教科化を見据えて人材を広く集めるための手段ではなかろうかなというふうに思います。

それから山江村には、先ほどから一般質問等でも情報化、ICT、いっぱい出ましたけれども、このICTを使って、英語教育を山江村の教育の特徴にすることはできないか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。今、申されましたように、山江村のICT教育も今年度で10年構想の6年目を迎えておりまして、一層充実が図られております。その成果といたしまして、昨年10月には日本教育校学会がより、全国学校情報化先進地域ということで、全国5地域の中の1地域として認定をされました。それから先月2月には、全国116自治体が参加します全国ICT教

育首长協議会におきまして、山江村が全国ICT教育協議会長賞を受賞して、本当に山江村のICT教育が全国区になったなということを思っているわけでございます。

そこで、2020年から始まります英語教育にICTの効果的な活用を図りたいということを考えているところでございますけれども、その一つとしまして、現在ICT支援員とALTと協働ですね、小学校五、六年生用のコンテンツを今作成をしております。このコンテンツは英単語が中心でございまして、ドリルコンテンツでございます。タブレットにダウンロードしまして、家庭に持ち帰りまして、復習、予習をして、そして授業に望むということで、単語の発音、それから使い方ですね、こういうのが充実してくるかなということも思っております。

それから、二つ目でございますけれども、ウェブ会議システムも今導入しておりますけれども、村内の小中学校をテレビ会議システムでつなぎまして、中学校の教員とALTが協働して、小学生に英語の授業を行うということが可能でございますので、それをちょっとやっていきたいなということも考えております。やはり専門的知識を持った中学校の教員が授業を行うということで、子どもたちが楽しく英語を学んで、中学校における英語教育へスムーズにつながるかなということも思っております。

それから、最後三つ目でございますけれども、このウェブ会議システムを活用して、世界との交流ができないかなということは今模索中でございます。このテレビ会議を通しまして楽しく会話して、それから子どもたち同士の交流を深めるということで、他国文化の理解も含めまして、現在そういうことができる相手国を探しております。検討中でございます。決まり次第、交流を行ってみたいということで考えているところでございます。生の英語を学ぶという観点から、そういうICTを使った方策を考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） どうぞ英語教育は必ず入ってきますから、せつかくあるICTを活用した子どもの教育を推進していただくようお願いをいたします。これからの国際交流社会の進展の中でICT、情報化と英語力は重要な知識の要件となります。ICT教育と並んで英語教育を本村の教育の特徴にすることで、次代を担う人材育成の基礎が図られ、また、現在の奨学金制度の拡充策として給付型奨学金を創設することで、子育て支援策が専門学校、大学までとつながり、山江村の子育て支援が開けてくるのではないのでしょうか。前向きな取り組みをお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君）　これで通告がありました一般質問は、全て終了いたしました。
本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会　午後5時26分

第 3 号

3 月 1 7 日 (金)

平成29年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成29年3月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 発委第 1号 | 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について |
| 日程第 2 | 議案第 6号 | 山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7号 | 山江村債権管理条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 8号 | 山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 村道路線の廃止について |
| 日程第13 | 議案第17号 | 村道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第18号 | 平成29年度山江村一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第19号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 |
| 日程第16 | 議案第20号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算 |
| 日程第17 | 議案第21号 | 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算 |

- 日程第18 議案第22号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算
 日程第19 議案第23号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
 日程第20 議案第24号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
 日程第21 議員派遣の件
 日程第22 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	豊永 知満 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	北田 愛介 君	産業振興課長	平山 辰也 君
健康福祉課長	一二三 信幸 君	建設課長	白川 俊博 君
教育課長	蕨野 昭憲 君	会計管理者	中山 久男 君
農業委員会 事務局長	迫田 教文 君	代表監査委員	木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10本会議で、質疑、討論、表決となっております。それでは、議事日程順に質疑、討論、表決を行います。

発言については、会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質問の回数は3回）の規定と、同規則第55条（発言制限時間60分）の規定をお守りいただきますようお願い申し上げます。

また、3回を超える場合は、第54条但し書きを適用いたします。

また、3月8日の議会初日、議案の説明を提案者へ求めるところで、「議案第18号、平成29年度山江村一般会計予算」を「平成29年山江村一般会計補正予算」と申しました。正しくは平成29年度山江村一般会計予算ですので、訂正いたします。

-----○-----

日程第1 発委第1号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、発委第1号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、発委第1号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定します。

-----○-----

日程第2 議案第6号 山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定
について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、議案第6号、山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、議案第6号、山江村専門委員の設置に関する条例等を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 山江村債権管理条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、議案第7号、山江村債権管理条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） おはようございます。議案第7号、山江村債権管理条例の制定について、質疑をいたします。ページは4ページになりますが、債権の放棄、第14条、債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各項の1に該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができるとして、6項、「私債権の時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意見を示さないとき」とありますが、どういう場合を想定されているのか。

2点目が、「また、非強制徴収債権に限って、第14条の1号から6号に該当する場合は、この条項によって債権を放棄することができる」となっておりますが、非強制徴収債権以外の債権を放棄する場合の事務処理についてはどのようなものか、以上2点お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。まず1点目の14条第6項の「時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効援用するかどうかの意見を

示さないとき」ということですが、この非強制徴収債権につきましては、時効が決められた場合、その時効が過ぎますと、その後当村としてはそこで時効が切れるんですけども、その相手の方、債務者ですね、債務者の方から「この件に関しては時効ですよ」ということの発言がないと、この件が時効期間を満了したということになりませんので、この場合が時効の援用ということで解釈となっております。

それと1号から6号までの件の、それ以外、強制徴収債権につきましては滞納処分がありまして、執行停止ということが出来ますので、そちらで対応ができるということでございます。

○村長（内山慶治君） 非強制徴収債権は私債権のこと。

○税務課長（山口 明君） いえ、非強制徴収公債権と私債権を非強制徴収債権とする。

○村長（内山慶治君） 私債権を放棄することができる・・・。

○税務課長（山口 明君） 強制徴収公債権につきましても、執行停止をもって時効が成立するということですね。

○村長（内山慶治君） 強制徴収債権というのは公債権のことだよな。

○税務課長（山口 明君） はい。

○村長（内山慶治君） 非っていうのは私債権のこと。

○税務課長（山口 明君） いや、非強制徴収公債権のことです。

○村長（内山慶治君） ただ強制徴収が及ばない債権だから私債権のことなのか・・・。

○税務課長（山口 明君） 私債権と非強制徴収公債権、はい。強制徴収公債権は先ほど言いましたように、執行停止がありまして、時効期間経過により消滅するということでございます。ただ非強制徴収公債権、私債権につきましては、債権放棄により消滅はするんですけども、債務免除といたしまして時効の援用が必要になってくるということになります。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 私は債務者が時効を援用するかどうかの意見を示さないときというのは行方不明とか、債務者が分からない場合かなというふうに考えていたわけですけども、また債権の非強制徴収債権以外の債権の放棄ということは、時効が来れば消滅しますが、放棄をする場合は議会の議決を必要とするというような案件に該当するのではないかと思って質疑をしたわけですけども、山江村債権管理条例の制定については、債権管理の適正化、効率化を図る上で大いに賛成するところですが、今回提案されております山江村債権管理条例では、第14条、債権

の放棄で債権管理者は1号から6号までの号に該当する非強制徴収債権については、債権を放棄することができる」と条例に特別な定めがあり、地方自治法第96条で定められているように、この条項により、非強制徴収債権については議会の議決を経ないで債権を放棄できることとなります。債権を放棄するということは、この条例の目的もありますように、公正かつ公平な村民負担の確保ということからも、最も重要な案件だと考えております。二元代表制の観点からも最低限議会への報告は必要であると考えますが、提案されているこの山江村の債権管理条例には、この条項が入っていないということで、どのような考えで、私はこの条例に最低でも議会への報告を条項へ入れてほしいと考えておりますので、これに入れてないその考え、どのような考えで議会への報告は必要ではないというようなことで抜いてあるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。ただいま債権放棄の件でございますが、債権放棄につきましては、条例ではなく山江村債権管理に関する事務取扱要項ということで、債権整理をした場合は報告、通知するものとするということとを条文をうたう予定ではございます。

以上でございます。

○1番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第7号、山江村債権管理条例の制定について、2点質疑をしたいと思います。まず第1点目ですが、この強制徴収公債権と非強制徴収公債権ということで公債権が分けてあるわけですが、これによる資料と審議のときもらった資料とでちょっと違いがある、その辺について確認したいと思います。例えば強制徴収権については、自治法が自動的に発行してできる公債権ですね。ところが非強制というのは、いわゆる裁判所を通じて裁判所の命令がなければ強制執行できないというような非強制徴収公債権に分けられるわけです。例えば生活保護の返還金、これは強制徴収権には入らないわけですね。これ裁判所の命令に基づいて返還金についてはするということになっておるんですが、この辺の違いがどうもあるなと思います。特に道路専用料にしてもそうです。その辺が1点。

それからもう1点は、これは今回提案されたのはそれなりの理由があるわけですが、なぜ今の時期なのか、球磨郡でもそのような流れになっているのか、その2点だけお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。まず1点目の生活保護費の

例えば返還金でございますが、先ほど議員がおっしゃられた分につきましては、63条の件だと思います。生活保護費返還金につきましては、二つ条項がありまして63条と78条。まず78条でございますが、生活保護費の返還金の78条におきましては、虚偽の申請、虚偽の受給をされた場合に、こちらから徴収をするという形になっております。徴収につきましては、恐らく加算金も付けたところでの徴収がうたってあると思います。徴収につきましては、生活保護法の中で強制執行ができるということになっております。あと63条につきましては、申請受給をされたにもかかわらず、後で本人が知らなかった場合に財産が見つかったというときには返還という言葉を使ってあるかと思われます。それにつきましては、非強制徴収公債権という形になっているかと思ひます。悪質がどうかということで条文が変わってくるかと思ひます。

もう1点の質問なんですが、以前一般質問の中で条例の見直しということでご指摘がありました。その中で条例、例規集等を読み返しながら、この件に関しては職員の仕事処理にも支障をきたすということで判断をいたしまして、今回提案したところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 管内もそのような流れで、こういう改正されているんですか。球磨郡管内は。まねする必要はないんですが、状況を。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。昨年なんですが、人吉球磨地区の税務協議会というものがあるんですが、その中でも、話で五木村さんのほうからどうされますかということで話がありました。今回の議会で提案されたかどうかまでは確かではないんですが、それらの関係でうちは提案をしますということで報告はしてたんですけども、ほかの町村が今回の議会で出されたかというのはちょっとわかりません。

以上でございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第7号、山江村債権管理条例について質疑をいたします。

まず、この債権管理条例の2条に定義ということが書いてありまして、村の債権とは何か、村税とは何か、公債権とは何か、強制徴収公債権とは何か、非強制徴収公債権とは何か、私債権とは何か、非強制徴収債権とは何か、債権管理者は村長を

というようなことが定義があります。まずここで、村の債権に係るものをなぜこのように公債権と私債権、それからまた強制徴収公債権、そして非強制徴収公債権と分けられたのか、その根拠と申しますか、どのような根拠によってこのように分類してあるか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。まず債権という言葉なんですけれども、職員にとってみましても、なかなか聞き慣れない言葉かと思うんですが、これにつきましては、地方自治法におきまして自治体の保有する財産は公有財産、それから物品、基金、それからこの債権という四つに区分されているところがございます。つまり山江村の財産として公有財産、物品、債権、基金、この四つが自治体の権利とされているところから債権という言葉が出てきているかと思われます。その債権につきましては、自治体が保有する債権につきましては公法上の原因に基づいて発生します公債権と、司法上の原因に基づいて発生する私債権に区分されております。さらに公債権につきましては、自治体が裁判手続きを経ないで、自力で執行権を行使して直接強制徴収ができる強制徴収公債権と、自力執行権がなく、裁判所の命令がなければ強制執行できない非強制徴収公債権に区分されるということでございます。

まず、強制徴収公債権につきましては、その債権に関わる直接の上位法に強制徴収ができるという文面がある分については強制徴収公債権、それからその上位法がない場合は、地方自治法が上位法になった場合が非強制徴収公債権、それから先ほど言いましたように、司法上の原因の債権につきましては、上位法が民法という形になっております。その区分で区分されているものと考えております。

以上でございます。

○村長（内山慶治君） 強制徴収公債権というのは税法・・・。

○税務課長（山口 明君） そうです。強制徴収公債権につきましては、税でいいますと地方税法、あと介護保険法とかですね。そのようなものでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 民法とかの適用があれば私債権と言われましたが、それは本当に私債権ですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。強制徴収公債権につきましては、上位法が地方税法なり介護保険法なりいろんな上位法がありますので、その条文に従って執行できるわけなんですけれども、非強制徴収公債権と私債権の区分

につきましては、区分自体がかなり複雑になっておりまして、区分の考え方で違いがあるかとは思いますが、まず私債権につきましては、まず上位法が民法に絡むものであったり、以前は非強制徴収公債権であったものにもかかわらず、これまでの間に最高裁の判例で判決があったり、判例等によりまして私債権と認められた分につきましては、私債権のほうで区分をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいまの税務課長申されました最高裁の判例についてもいろいろ出ているところであります。しかし私も全部は見ませんでした、主に最高裁の判例は消滅時効についての判決であったように思っております。ですから、そのほかについては時効以外のこと、例えば滞納処分はどうか、延滞金徴収はどうか、そのようなことについてはもう少し私たちも研究する必要があるのではないかと思います。今、質疑が相次いでおりますが、質疑が一段落したら議長におかれては継続審議とするかどうかを議会に諮られてはと思います。

質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） それでは、お諮りいたします。ただいまの議題になっております議案第7号については、総務文教常任委員会へ審査付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第7号、山江村債権管理条例の制定については、総務文教常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

お諮りいたします。ここで委員会での検討のため暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩をしたいと思えます。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、ただいま総務文教常任委員長より、審査付託された議案第7号、山江村債権管理条例の制定については、会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、議案第8号、山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第8号について、質疑をいたします。

この淡島ゲストハウス、当初は空き家を改修して村営住宅にするということから、今回、移住希望者を対象にした一時的に体験するゲストハウスとして利用する施設の管理条例という議案であります。2点伺います。

1点目は地域、場所、家屋の状況からシニア向き、若者向きと山江村に来られる方を考えた場合に、どちらかというとなシニア向きのゲストハウスかなという思いがありますが、特に若者を中心にした移住希望者にとって、仕事、子育てはもちろんですが、保育園、学校、買い物、病院、それから銀行、そういった山江村の魅力を引き出すことと、アクセス、ネットワークの構築といいますか、これどのように発信というか、啓発、理解いただいて移住定住に結び付けるかしないと、ちょっとどうかなちゅう思いがあります。ですので、そういう点について、どのようなことを考えていらっしゃるか質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 山江村移住定住促進施設淡島ゲストハウスの件でございます。第1点目の所在地でございます。山江村大字万江乙30番地というところで、淡島の中心部から人吉側へ150メートルほど下ったところでございます。ここはやはり自然豊かな万江川の近くということで、私どものほうも非常に都会から来られる方、今シニア向きということでございましたけれども、やはり昨年からはモニターツアーをやっておりまして、その方々へはこういった立地条件というものを

示しながら募集いたしております。その結果、福岡とか熊本、鹿児島のほうから、遠くは九州以外からも応募があったわけでございます。その方々へいろいろと座談会という形で意見を聞いております。やはり都会におられる方は、非常に交通アクセス、病院、買い物、非常に便利なところに住んではおられますけれども、やはり自然の中で子どもを育てたいというふうな意向が多ございます。やはり将来的にはこういった自然環境の中で子どもを育てたい、ICT教育の進んだ山江村で教育を受けさせたい、やはり自分たちが都会に住んで一番足りないものは何かというものを求めてこられております。そういった私どもが田舎において考える考え方と、都会の方が求めるというものは少し違うようでございます。そのあたりのニーズ調査をした上で、自然豊かなところということではしておりますけれども、ここで山江村を体験していただきながら、自分たちのライフスタイルに合ったところの村内を選んでいただくというふうなことで位置付けておりますので、ここにずっと住み続けていただくというわけではございませんので、ここに短期的に滞在をしていただきながら、山江の魅力をいろいろ探していただいて、山田地区、万江地区、それぞれ自分の住みたいところへ住んでいただきたいというふうに考えておまして、山江村をよく知っていただいて、よく住民の方々の暮らしを見ていただきたいと。やはり地区によっては、都会にないような労働の奉仕であるとか、作業とかそういうものがございます。そういったものも十分理解していただきながら移住定住の決意をしていただきたいというふうなことで、淡島地区を選定いたしましたわけでございます。審議の中でも山田地区のほうにもこういったものがアクセスのいいところがあれば、そっちのほうもいいんじゃないかということをご意見をいただいておりますので、これからもいろいろと検討してまいりたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 本村は移住定住、私は球磨郡市の町村の中で一番条件に恵まれていますから、山田の顔と万江の顔は少し歴史伝統的にも違いますし、自然条件も違いますし、二つの顔を持っていますから、本当にすばらしい地域だとは思っています。今回淡島地域にゲストハウスができました。ただ山江村に来る人は、どちらかというところから将来を担う人材育成のために、子育て、特に若者の人が来る様相が高いと思います。例えばやっぱり保育園とか学校とか買い物とか銀行とか、そういったものの条件がゲストハウスで一時的に体験して、これでOKというふうになるゲストハウス、今回執行部のほうでも堂園地区に分譲地3戸計画されていますが、その中の1分画でも山田地区にゲストハウスとして山江の自然の木材を使った規模的に小さいものでもいいですけど、されるならば、一発で山田の子どもたちの暮らしの姿、利便性がわかるのではないかなとは思っています。

2点目です。この条例の第4条に5項目、それぞれ使用者の条件というのがありますし、第6条では使用料がうたっています。この第5号の「その他村長が特に認める者」という中で、例えば夏休み等万江川の自然に直接触れる場所ですから、家族連れとか違った意味で、移住定住とか全然関係ない人が例えば申し込んだときに、特別なことでどのような対策ちゅうか、やっぱ移住定住希望の目的ですから、そういうことも希望があるかもしれません。そういったことについて説明をお願いします。質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ただいま第4条の中で使用ができる者ということで5項目挙げてございます。やはり移住定住を目的としてきていただかないと、旅行の感覚で来ていただくということは非常に困ります。規則のほうで一応申請書を準備いたしておりますけれども、その中でやはり移住の希望の時期であるとか、家族の構成であるとか、そういったものを書いていただいて、こちらが審査して許可をするというふうを考えております。第5号で、その他村長が特に認める者ということで考えておりますけれども、このあたりにつきましては、移住定住等を推進するために私どもが必要と認める研究者であるとか、そういった協力者であるとか、そしてモニターツアーとかというのを今やっておりますので、都会の方々のニーズを調査する、そういった意味で、こちらが企画したもの等については認めるということで考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今、課長が説明したとおりであります。要するに1から4だけでは、議員もおっしゃいましたように、夏休み中であってもそういう移住定住を、「山江よかとかばい」「万江川綺麗なとかばい」今後は移ってこうかなというように人もおられようかもしれません。というのが1から4には当てはまらない場合も出てくるかもしれないということもあり、そういうことを救うという意味で、第5項の村長が認める者ということでもあります。いずれにしても、第1条の趣旨にあった形での運用を図っていきたいということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第8号について、1点だけ質疑をしたいと思います。

使用期間は一応7日以内とか14日以内となっておりますが、多元的にされるわ

けですけれども、地区の方は、そのことについてはどのような感覚で受け入れられておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 今年の2月にモニターツアーをやっておりますけれども、地域の移住者の方々も招いて意見交換等を行っております。その中でやはり地区の方々には、いろいろと体験者の方と色々な話をさせていただきながら、よく理解をしていただきたいというふうに思っております。それでこの淡島地域の方には、まだ全体的な説明はしておりませんが、今後そういったところで地元のほうへも声を掛けたいと思っておりますし、こちらへ移住されてきて近くにおられる方については、そういった意見交換会等、座談会等で一緒になってお話をさせていただいておりますので、その点ではどんどん移住を勧める上で重要な施設だということ認識されているようでございました。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 地元の方の移住してこようという方たちについては、頼りになるというふうに思いますので、ぜひその辺の調整方をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第8号、山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第9号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第9号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第10号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第10号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第11号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第11号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第11号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第12号、山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第12号、山江村個人情報保護条例及び山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第13号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第13号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第13号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第14号 山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第14号、山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第14号、山江村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第15号 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第15号、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第15号につきまして、質疑をしたいと思います。

今回、条例の改正が提案されておりますが、この住宅条例につきましては、督促はできるけれども延滞金の徴収はできないと、延滞金の部分については削るというような内容の改正案であります。地方自治法施行令の171条でその規定はあるわけですね。確認したいと思います。家賃の滞納があった場合、まずこの住宅使

用料、家賃については私債権として見ていいわけですかね。まず第1点お尋ねします。債権の分け方とすれば公債権なのか私債権、これでいえば私債権だろうというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。議員申されましたように、公営住宅の使用料につきましては私債権ということで、規定しておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 督促はする必要があるわけですね、この171条の施行令でいけばですね。督促をして今までは延滞金も付いたわけですが、実際は取られたことはないんでしょうけども、今回は延滞金は付きませんが、相当の期間督促をして相当の期間置いたら強制執行に入るということになるわけですが、その相当の期間とは、大体どれくらいの期間見ているわけですか。半年ですか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。確かに相当な期間ということで期間を設けておりません。実際係、担当ということで、督促の延滞金については期間を設けてないということでした承しております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 期間を設けていないということですが、通常今までの業務の中で規則というか、そういうのがありましたか。何か月間滞納したら取り立てをするとか、それは何かありましたか、規則が。内々の取り決めというか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。規則でも内規という形でも実際は規定はしておりません。しかしながら、3カ月以上ということでは督促ということで催告をやりまして、毎月納めてない方につきましては、督促という形で通知をあげております。3カ月以上滞納した場合は、面会という形で徴収ということでは今やっているところでございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） ただいま議案となっております、議案第15号について質疑をいたしたいと思っております。

先に委員会付託になりましたけれども、議案の第7号の附則の第4条で、山江村

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例を廃止するというふうなことで書いてございますけれども、この附則の第4条との関係で、今回提案されております議案第15号においての条例を改定されるのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。議員が申されましたように、今回提案しました議案第7号におかれまして審議いただいて継続審議となりました案件に関連するものでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 関連するというようなことでございましたら、先ほどの議案第7号につきましては委員会に付託するというようなことで決議をされております。この議案15号においても、私たちが調査、研究する必要があるんじゃないかと私は思います。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ただいま、議員からも質疑があったように、議案第7号との関連があるようですので、議案第15号については産業厚生常任委員会へ審査を付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第15号、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、産業厚生常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ここで委員会の検討のため、暫時休憩をしたいと思いますと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、ただいま産業厚生常任委員長より、審査を付託された議案第15号、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第16号 村道路線の廃止について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、議案第16号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第16号、村道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第17号 村道路線の認定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第17号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第17号、村道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第18号 平成29年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、議案第18号、平成29年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） それでは、ただいま議題となっております議案18号、平成29年度山江村一般会計予算書においてですけど、4点ほど質疑いたします。

まず1点目は、ページが74ページ、商工費の中で温泉センターの管理運営費ですけど、昨年より570万円ほど増額ということで、節の11番、需用費から次の18番、備品購入費までの内容の説明と、あと75ページの9番、丸岡公園整備費の中で委託料、これは昨年と同じような振り分けで委託されるのか、その2点についてまず質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） それでは74ページ、温泉センターの管理運営費でございます。まず修繕料につきましては、経年劣化によりまして施設がいろいろと修繕が必要な箇所がございます。こういったところを一応想定しておりまして、また温泉のほうから修繕箇所を申し出てきておりますので、そういったところを想定いたしております。

管理運営委託料につきましては、温泉と物産館、加工施設、これは指定管理者でございましてこの3カ所、1カ所あたり120万円の3カ所で360万円を計上いたしております。昨年と同様になっております。

それから、温泉施設のメンテナンスでございますけれども、これは温泉設備管理委託ということで、温泉の機械等を含めたところの管理でございまして、これは1年365日、また24時間体制で管理をしていただくということでございます。これはコンピューターの保守料と同じようなものでございまして、軽微なトラブルについては、この委託料の中で対応していただくということになっております。

それから、工事請負費につきましては、高圧受電設備が26年を経過いたしております。これにつきましては、受電設備のキュービクルの手前の商用電源の引き込みのところ、この施設のほうでトラブルがあった場合に、周囲の停電を引き起こす恐れがありますので、こここのところで電源を入れたり切ったりする自動の受電設備でございますけれども、これが前期の保安の検査のときに指摘を受けておりますので今回工事を行うものでございます。それと南側の浴場のエアコンが故障してお

りますので、こちらのほうも取替工事を計画いたしております。

それから原材料費でございます。これはスケール抑制剤、温泉と物産館のボイラーの清缶剤ということで、温泉の成分が酸素に触れたとき、空気に触れたとき、化学変化を起こしまして温泉の配管等へ詰まりを起こすということで、これを除去するための原材料費等でございます。これにつきましても村のほうで施設の維持管理ということで原材料費を負担しております。

それから、18の備品購入費でございますけれども、これにつきましては夏用のギフトを今開発しております。熊本市内の大手のデパートのほうと取り引きが決定いたしまして、水羊羹を開発しております。この水羊羹を衛生上やはりしっかりしたカップに入れる必要があるということで、先方のデパートのほうからも要望がありまして、カップシーラーというものを購入するものでございます。

それから、丸岡公園整備費の丸岡公園管理委託料でございますけれども、これにつきましても、昨年から村内の2業者ございますけれども、そちらの造園業者様のほうに見積りをお願いいたしまして、1年間を通した管理をお願いいたしております。一応今の時点では、また村内の方から見積りを取りまして、契約をしたいというふうに思っております。これにつきましては、もう1年間を通しまして、草刈、剪定、それから清掃ということでお願いいたしております。昨年の4月から取り掛かったものでございますけれども、現在はツツジの剪定、間引き等も行われまして、適切な管理をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 続きまして78ページ、土木費の道路維持費の13、委託料、道路除草委託料についてと、4番の社会資本整備事業、15番の工事請負費の内容について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の委託料、道路維持費の委託料の道路除草委託料についてでございますけれども、これにつきましては、毎年行っております村道の除草作業の委託でございます。これは昨年より増えている分につきましては、主に昨年までは年に2回路線を除草作業しておりました。29年度につきましては2回、主に交通量が多いところを2回から3回にということで、回数を上げております。それから延長等も若干増えております。総回数にして昨年より8回増えておりますし、総延長が6キロと増えているということで、今回委託料が昨年より増額したということでございます。

それから、社会資本整備事業費の工事請負費につきましては、今回5件、5カ所

の工事請負費を計画しております。橋梁架け替えが1件、それから歩道新設が2件、舗装補修が2件の5件の工事を計画しているところでございます。

以上でございます。

○5番（立道 徹君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） ただいま議題になっております議案第18号、平成29年度山江村一般会計予算書について、2、3点質問をしたいと思っております。

ページが36ページになります。公共交通政策費の中の負担金補助及び交付金の中で、まるおか号の運行補助金が700万円というようなことでございますけれども、これは昨年度の予算と比べてみますと、200万円増額されておりますが、その増額の根拠とどのようなことが改正されたのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。運行形態を区域運行にすることで、利用者の方が自宅近くで乗降できるようになることで、利用者の増が見込まれることから200万円を増額としております。主な改正点ということでありましてけれども、停留所での乗降が今回の形態変更で村内においては自宅近くで乗降できるということになること、それから、人吉市内の停留所を見直しております。新たに人吉医療センターや外山胃腸病院、九日町通り、竹田眼科や豊永耳鼻科等、要望が多かった場所に停留所を設けております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 市内のほうまで直行で行ける便もあるというようなことでございます。話に聞けば途中で乗り換えというような話も聞いておりましたけれども、直行便があったらその利用が多いかなと思いますけれども、これはずっと続けられるわけですかね、その市内までの便については。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 市内までの直行便でありますけれども、人吉球磨の地域公共交通再編計画にすり合わせをするということになりますので、その結果により変わってくるかと思っております。市内を循環する路線によって変わるということで、この巡回するバスのバス停が不便であるということであれば、村の地域公共交通会議に諮って承認をしてもらい、直行便を続ける、継続していくことになると思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） ドア・ツー・ドアといたしますか、家の玄関から玄関先という

ようなことをございますけれども、運行時間の設定とか、また利用料についての比較ですね、前にあったまるおか便の利用料との比較はどうなっておりますか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 料金体系でありますけれども、万江地区3区域、それから山田地区を4区域に分けて設定しております。料金は人吉市内からの距離で算出しております。料金は各区域同じか、100円から200円程度安くしております。前回に比較して、同じか100円から200円ほど安く設定をしております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） もう1問いいですか。運行時間帯ですね。今までは何時発でそう決めてあったんですが、それはどうなりますか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 運行時間ですけれども、山田線、万江線2便ずつ増やしております。座談会とアンケートを実施しておりますので、それを基に時間を調整をしております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口議員。

○6番（谷口予志之君） 一応まるおか号は終わりました、次に、同じくこのページでございますけれども、一番下のほうに自動車運転免許証自主返納者特典事業というように79万5,000円計上されております。これは対象者の年齢とか、どのような特典事業を設定されておるのかを答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 自動車の点、免許証の自主返納の特典の事業ということでありますけれども、まるおか号を利用する場合の特典ということで、対象者は65歳以上の高齢者で、山江村の住民基本台帳に記載されているということで、運転免許証を自主返納された方を対象にしております。利用料金の額を半額にするということです。

○議長（秋丸安弘君） 谷口議員。

○6番（谷口予志之君） まるおか号の利用料の半額というようなことで特典を設けられているということをございますけれども、この免許証返納者、4月からこの制度発足するわけですけれども、以前に返納された方とか、そういうのは対象にならないのですか。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 今、要項案を作っているところでありますけれども、免許証を返納して5年間の間は公安委員会からの免許証を返納したという証明書が発行できるようになっておりますので、平成29年4月1日から前5年間については、

この特典事業に該当するというので考えております。

○6番（谷口予志之君） あと1点ですけれども。

○議長（秋丸安弘君） 谷口議員、もう質問回数がオーバーしてます。できれば一度に質問して。

○6番（谷口予志之君） 1点だけいいですか、すみません、ありがとうございます。

次に、70ページの林業振興費の中の節の13で委託料で、林地台帳整備委託料で180万円計上されておりますけれども、これはどこにどういうことを委託されるのか、1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林業振興費の中の委託料の林地台帳整備委託料184万6,000円を計上しています。これは今、林地台帳の整備GISデータというのがありますけれども、そこに入ってるデータが、例えばその山林に何が植林されている、誰が所有されている、林齢が何年ということ、そのデータが古いためにいろいろ補助事業で林業を整備するためには森林経営計画というのを作成しなくてはなりませんので、その森林計画の作成をスムーズにするために、今回新しく今現在の最新の情報に整備するという委託料であります。ちなみに委託先は、今のところ県森連を考えております。ちなみにこれは交付税対象ということでございます。

以上でございます。

○6番（谷口予志之君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議長、質疑の前に、先ほど谷口議員に注意がありましたけれども、これは分厚い議案です。1項目について3回なのか、全体について3回なのか、どのようにすればいいかお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 会議規則54条の但し書きによりまして、特に発言を許す場合はあります。

松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは、1項目ずつ質疑したがよいとは思いますが、3点だけ質疑をいたします。

まず、総務費の1項、総務管理費、23目、まち・ひと・しごと創生対策費が計上してあります。36ページですね。このまち・ひと・しごと創生対策費は、まず27年度からの繰り越しで28年度を運営してきたと思います。その進捗状況、ほぼ終わったのか、といいますのも、もう3月で終わりですから、あるいは一部はできなかったのか。そしてまた3月8日の日に補正（第6号）として可決しており

ますが、その中に拠点整備事業等もあります。それと加えて、今年このまち・ひと・しごと創生対策費では、今のところ23万8,000円ですけど、今後これが増える見込みであるのか、どのような事業を展開されているのか、このまち・ひと・しごと創生対策費について、27年からの繰越の状況、28年度の事業の状況、そしてこの29年度の状況についての答弁を求めたいと思います。

2点目です。2点目は住宅管理についてお聞きしたいと思います。まず住宅では、12ページに土木使用料として家賃収入4,116万円が計上してありますし、また20ページには不動産売払収入として、主に永シ切の土地や村有地の売払収入等の計上もあっております。そして79ページには、今年の住宅管理費といえますか、それが1,700万円ほど計上してあります。この住宅管理費の全体の中のこの不動産売払収入については、どのような見込みであるのか、そして来年、再来年もこの不動産売払の予定があるのか、村営住宅関連についての答弁を求めます。

3点目は、山江村の財政運営について、山江村の金庫番である会計管理者にお尋ねしますが、103ページに地方債の見込みに関する調書があります。それから、山江村には基金も二十数億あります。今後、山江村の財政運営について注意すべき状態があればお答えいただきたいと思います。順次お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） まず、地方創生に関する予算等でございます。平成27年度におきましては、繰り越しとして現在取り組んでおります。これにつきましては、繰越費用でございますので、次年度への繰り越しはできませんので、3月いっぱい完了するというところで進めております。これにつきましては、昨年早い時期に補正予算を決定いただきましたので、4月から早速事業に取り掛かっております。これにつきましては、フットパス等のコースの開発であるとか、東大との共同研究とか、そういったものも含めております。28年度、先日ご決定いただきました補正予算につきましては、今年度繰り越しを予定いたしております。これにつきましては、日本遺産絡めたところの合戦ノ峰の物産販売所等でございます。これにつきましては繰り越しをさせていただきたいということで考えております。29年度事業につきましては、今のところ、まち・ひと・しごと創生の中では、水準版の予算になっております。これにつきましても28年度の追加予算が予定されておまして、拠点整備事業の2次募集が今行われております。こちらのほうで2次募集に手を挙げたいということで準備を進めております。こちらにつきましては、28年度の国の補正予算ではございますけれども、地方の予算としては29年度の当初予算か、6月までの補正予算に組み込めば採択がなされるというところでございま

すので、そういったところで29年度は事業を計画いたしております。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問につきましてお答えいたします。まず土木使用料の住宅使用料についてということですが、今回増額になった分につきましては、西川内団地地区の増額分5棟分を計上したところで、150万円ほど増額しております。

それから、ページが20ページになりますけれども、不動産売払収入についてですけれども、これにつきましては、北永シ切団地の28年度までに分棟工事が終わっております。その分棟工事が終わりました、29年度から譲渡処分に入ることによって、今回アンケートを取りまして、約50%の方が希望されているということで、その土地売払収入の2,000万円、それから建物売払収入の1,000万円ということで、この求めた根拠となったものにつきましては、平成21年度にそれぞれ評価をしております。それから持ってきた資料ということで、根拠ということでこの金額を入れているところでございます。

それから、ページでいきますと79ページ、住宅管理費でございますけれども、昨年より440万円増額しております。内容につきましては先ほども申しましたけれども、北永シ切団地の譲渡処分に係るのが主でございます。役務費につきまして登記手数料についても、先ほど言いましたアンケートで、50%以上の方の登記手数料を今回役務費として組んでいるところでございます。

それから委託料につきましては、これは直近の土地評価、鑑定評価をするということで委託料160万円も計上しております。

それに工事請負費につきましては、同じく北永シ切団地内の集落内の道路等を整備するというので、環境整備280万円を計上しております。

それから、主なもので償還金及び利子割引料、これにつきましてはこれも北永シ切団地ですが、払い下げに向けて進めております。団地内の側溝整備を平成21年度から3カ年に分けて国の補助を受けて整備をしております。今回譲渡に向けて県と話をしておりますけれども、国の予算を使っているということで、払い下げになると整備した分の国庫補助金の返還というものがあるということで、今回410万円ほどを計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中山会計管理者。

○会計管理者（中山久男君） それでは、松本議員の質疑につきまして、回答にならないかもしれませんが、答弁させていただきたいと思っております。恐らく最後の議会ということで立てということの意味があつたのご質問だと思っておりますので、簡

単に説明させていただきたいと思います。

まず103ページ、地方債等々につきましては事業等をする際には、起債を起こすというか、認められれば交付の対象になるということでの、山江村のほうは起債による事業に積極的に取り組んでおります。残高につきましては、28年度末現在高合計では34億5,800万円ほどになっております。これも年次計画で償還が今後続くということになるかと思えます。こちらにつきましては、財政等々の部局で取り組んでおりますので、当方会計室のほうでは今後どうなるかという見通しはちょっと付いておりませんので、申し訳ございませんけど答弁にならないかと思えます。

会計室のほうにおきましては、基金につきましてはの運用をある程度積極的にさせていただいているところでございます。ただ昨年1月、日本銀行のマイナス金利政策の導入によりまして、国債等々で説明させていただきますと、10年国債につきましては金利がマイナス、金利が付かない、逆に手数料を払う形の政策でございまして、主にこれは信託銀行等々が対象でございました。その後、一昨年よりも国債の金利につきましては5分の1以下になりまして、超長期の20年国債におきましても0.2%、30年ものでも0.3%のほうは夏ぐらいまで続きました。昨年の夏ぐらいからは大きく影響しましたのが、アメリカ合衆国の大統領選挙でございまして、当初の段階では、秋ぐらいまでは女性のほうということが有力だったんですけど、実際的にはこの債権資料等におきましては、トランプ効果という言葉が使われまして、アメリカ合衆国の経済が伸びるという見込みと、実際政策におきまして、雇用者の増大が図られるということで、昨年12月20日の20年の新しく発行されます利付き国庫債券と言っておりますけど国債が、0.6%の金利で出されました。そのとき当時といたしますか、当然新発債の0.6%というのは魅力があって、当方でもずっと調査をしてたんですけど、今年に入りまして0.6%の金利のものが1月19日から利離れが0.61%ということで、通常100円の単価で買うようになるんですけど、こちらのほうが100円を下回ってきました。これにつきましては、国庫債券のほうを売る、日銀のほうもそんなに購入しない方向で進んだものですから、これは株式等々のほうの上昇、これも一つはアメリカ合衆国の経済見込みによりましてところの状況で、それ以後は利回りということで、0.6に対しまして0.61%、最高では2月6日に0.715ということで、このときの単価が98円を切って97.999円になっております。

このように債権の金利上昇といたしますか、利回りの上昇があったものですから、一時期2月ぐらいには、ちょっと20年の超長期国債のほうもどうかと思ってたんですけど、ただその後は、今度は逆にまた単価のほうが98円のもの約100

円、99円台にまた戻ったりなんかして、ちょっと変動が激しかったもんですから、こちらのほうにはちょっと手は入れませんでした。

運用につきましては、ちょっとうちのほうでは管轄してませんので、資金運用についてのことで説明させていただいております。3月20日来週になりますけど、実際的には3月21日、3月20日が春分の日なので3月1日になりますけど、こちらの20年超長期国債につきましては0.7%、現段階のところでは単価のほうで昨日では101.064ということで0.64、実際の金利よりも利回りのほうが下がっております。こちらのほうは高いということで当分手は出さないことでございます。

このようなことを基金の運用でそれぞれ考えさせていただいてるんですけど、少しでも利回りがいいものを取得することによりまして、財政の運用のほうに努めさせていただいたところといたしますか、今後もしろいろ検討しなきゃいけないかと思っております。全般的な財政につきましては、年度年度でそれぞれ事業等々がありますので、このような基金のほうも、少しでも利活用しながら貯めていきますといえますか、貯蓄のほうで検討していきたいと、今後引き継ぎ等でさせていただきたいと思っております。

すみません、答弁になりませんが、会計室のほうではこのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。103ページの起債の調書から基金の状況及び今の財政状況をどう考えるかというようなご質問だったわけでありまして。会計管理者、もちろん財政に伴う基金の国債の運用等々を変わらずやっております。一時期は1億円近い運用益が出た、27年度も4,000万円を超える運用益が出たということでありまして。ただ非常に厳しいという中においては、国のマイナス金利とそれからトランプ大統領の就任によって、今後どういうふうに動くか予想付かないというような状況でありますから、基金の運用について、いわゆる国債の購入については、慎重に状況を見ていくというところでありまして。

103ページであります。要するに起債の残高34億5,800万円ほどございます。でありますけれども、いわゆる基準財政需要額に打ち込める分が、要するに交付税で基準財政需要額に計上すると、その分は交付税で返ってきますので、いわゆる実質的には国が負担するという額になるわけですが、平成27年度の山江監査委員から出ました資料の中から計算しますと、平成27年度決算審査の資料で31億4,351万円のうち、交付税の措置分が20億円あります。村負担が10

億円、この構造は基本的に変わっていないということでもありますから、大体34億円のうち二十数億円は国の交付税で返ってくる起債の借り方をしている。実質的な山江村が負担をする金額については、10億円ちょっとになるというような見方をぜひしていただければと思います。そういう有利な起債を借りながら、財政の運営をしているということでもあります。

その一方、その基金の状況でありますけれども、今年度は1億6,300万円の基金を取り崩したというようなことでございますけれども、あと財調基金に繰り越して1億円程度特別交付税も含めて積み立てる予定であります。従いまして、それと定住化基金に1,900万円、太陽光で36万円でありますから、残りが1億1,900万円は積み立てたいという計画でありまして、実質上は22億7,800万円になる予定でございます、29年度。従いまして、基金自体としては4,300万円ほど29年度予算として運用させていただくというようなことになっているところでございます。これを良い悪いということは一概に言えないわけですが、しっかりとした財政についても目配りしながら、将来に負担がいかないような会計、財政の取り扱いをやっていきたいと思っております。

ただこのところ、昨日も申し上げましたけれども、地方創生の取り組みが5年間ですね。この間にしっかり国が支援しますと言っておりますから、この間にしっかり基礎をつくっておかないと、その後本当に見放すというようなこともありますから、そこまでの間にできるものは活用しながら、補助金等々活用しながら、課題がある環境について整備していきたいというような予算を立てているということでもあります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 最初にお聞きしましたまち・ひと・しごと創生対策費、その中で拠点整備事業にも触れていただきました。そしてまた3月8日に可決した拠点整備事業では、合戦ノ峰の駐車場事業を認めたところです。

ところで、その駐車場に関してもう1点、このような考えはございませんでしょうか。人吉から来ますと、あそこに旧道と新道の交差点があります。そこに三角の緑地帯があります。ここは恐らく人吉市ではありますし、県道敷地か人吉市に移管されているかわかりませんが、そのようなところを占有願いといいますか、借地願いをして、緑地帯を例えばマイクロバス程度の駐車場に利用するような考えはないのか。多分、道路の法律で交差点は直角となっておりますから、その部分は緑地帯にしてあるのではないかと想像しております。そのような考えはないか、今後そういう考えがないかちゅうことが1点目です。

それから2点目は、住宅管理についても答弁していただきました。住宅使用料も

4,000万円ほど入ってきております。ところで山江村営住宅条例の第14条には、収入の申告等という項目がありまして、「入居者は、毎年度村長に対し収入を申告しなければならない」というのがございます。これは誰でも住宅に入るときは、収入の申告が必要かと思いますが、これは毎年申告しなければならないのか、その2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 地方創生の拠点整備事業を使いまして、合戦ノ峰地区に駐車場と休憩所、接待所というのを一応計画いたしております。ここは土地が限られておりますので、やはり乗用車しか駐車できないということで、マイクロバス等は駐車ができないわけがございます。現在は一旦お客様を降ろしていただいて、もうちょっと山田寄りのほうに右側にちょっと広いところがあります。そこに待機していただいて迎えに行ってくださいと。あそこに路側がありますけれども、そこに駐車していた場合には、警察のほうから指導を受けたということを聞いておりますので、やはりあの付近に駐車をするというのは適当じゃないかなというふうに思っております。先ほど提案のありました場所につきましては、人吉市地内でございますので、所有者を調べまして、それから交差点でございますので、交差点にやっぱり駐車というのは恐らく難しいんじゃないかなということは感じておりますけれども、できることは調査をするべきと思っておりますので、その点を今後調査をさせていただきますと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。毎年申告ということですが、公営住宅に入居される方は、所得に応じて住宅使用料が変わってきます。その申告に応じた額に対しての使用料ということで、毎年それが申告ということになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 住宅関連の質疑です。所得に応じた毎年の申告ということでございますが、今現在マイナンバー制度も運用中であります。その中には、役場内でそのようなものを使えるようにはなってはいないのでしょうか。最初入るときは必要だと思えますけど、2年目、3年目、4年目で所得を把握するのに、そのような役場内での方式はないのか、この答弁を求めます。

またもう1点は、例えば107ページあたりに職員1人当たりの給与等が書いてあります。この中でそれぞれ主事、主査、係長、主幹、課長とありますが、山江村には現在のところ、例えば係長昇任試験とか、課長昇任試験とか、そういうものは

ないようですが、そのようなものを取り入れられる考えはありませんか。2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） それでは、暫時休憩の申し出がありましたので、暫時休憩をしたいと思います。ちょっとお待ちください。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午前11時57分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） ここに山江村行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例というのがありまして、この中で、ここで使うことができる事務というのが出ておりますけれども、ここに最初が災害給付金の支給に関する云々ということがありまして、そして9番目に、山江村ひとり親家庭医療助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務ということで、事務を規定してあります。この中には住宅の部分が入っておりませんで、現在のところは使えないということになっております。この中に事務が認められるということであれば、可能かとは思いますが、今後の上位法の改正によるものだと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 2点目についてお答えいたします。要するに係長試験をしながら、その係長として任用するというようなことの考えはないかというようなことであります。以前にも昭和50年代の初めは、実は主事試験があっていたように思います。私もその主事試験を受けたように思いますけれども、その後は昇格の試験、制度は運用されていないという気がいたします。

公務員自体の能力をどのように考えるかということではありますが、もちろん公務をしっかりとしながら事務をやるという能力もいますし、前、森田議員から指摘されました村民の方々との接遇をしっかりとやるという能力もありますし、また、いろんな将来にわたってのこの山江村のあり方を描くという、この企画をするというような要素もありますし、また外に出て行って、村民の方々といろんな話しながら、渉外をしてくるというようなこともあります。そういうことを考えますと、一概に筆記試験という法務上の問題、一般常識的な問題だけでその職員の能力について判断すべきかどうかという課題もちょっと残るということでもあります。ただ指摘いただいて、その資質の向上を含めて、やる必要があるような課題があるということで

あれば、当然そういう試験制度も試験による任用制度も考えて、検討していく必要があるのかなと思ったところであります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 私は筆記試験をしてくださいと言ったんじゃないんです。質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 議案第8号、平成29年度山江村一般会計予算書について、2点質疑いたします。ページは、31ページの企画総務費、そして82ページの防災行政無線維持管理費についてであります。

まず、31ページの企画総務費のところです。区分の8、報償費、同じく12、役務費、同じく13、委託料、そして26、積立金、これいずれもふるさと応援寄付業務のところですが、このふるさと応援寄付業務については、今後かなり上向き設定のようでありまして、予算のほうも前年度より1.5倍から2倍ほど上げてあります。そういうことで、その上向きその見込みのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ふるさと応援寄付金につきましては、平成27年度が八十数万円でした。28年につきましては、専門サイトのほうへ掲載をいたしまして募集をかけておりました。そのところ本年度1月現在で、1,080万円を見ております。これは昨年の7月から専用サイトのほうに上げて、この数カ月で1,000万円を超える寄付金が集まったということでございます。平成29年度につきましては1,560万円を見込んでおります。これにつきましては4月から募集を開始いたしますので、月130万円を見込んでおまして、12カ月分ということで計上いたしております。これにかかります経費でございまして、寄付に対します謝礼でございまして、手数料、配送費等ございまして、その分が平成29年度につきましては、大幅にアップしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） この見込みについては、質疑終わります。

次に、先ほどの83ページ、防災行政無線維持管理費についてであります。この中で13の委託料、129万6,000円上げてあります。定期点検料についてありますが、この点検料についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） この点検料につきましては、年1回行う点検料ということになります。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） これは年1回行う点検料ということでありました。今回デジタル化の工事は終わりました、一応デジタル化の防災行政無線、これが本来の性能が出ているかということで、これも点検が必要じゃないかなと思ったところでもあります。一応定期点検ということでもありますけれども、しかし終わったばかりで、まだまだその本来のデジタルの性能が出ていないのではということでもあります。非常にまだ聞き苦しいところがあるわけです。この点について、今後の計画をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） 個別受信機についてでありますけれども、工事の期間といったしましては、本日までということになっておりまして、業者のほうに取り付けを行っております。取り付けを行いまして不具合、聞き取りにくいとか苦情があっておりますので、それにつきましては、個別にまた再調査してもらって、ちゃんと受信できるように業者のほうをお願いしているところでもあります。今後もそういう場合が出てきた場合は、その業者のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） この質疑について、3点目をお願いします。今、山江の世帯数が山江広報の3月号によりますと1,221世帯ということでもあります。この個別デジタル化について、個別受信機が付きました世帯数、大体これは何パーセントぐらいになっているかということと、防災行政無線の役割として、本来100%が必要じゃないかと思うわけです。そういうことで、防災行政無線の役割、これが非常に重要であるということが昨日の熊日新聞にもあったところでもあります。そういうことで、この世帯数の割合について、今後そのような100%に向けるというお考えはないかをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。戸数ということで、1,200世帯ぐらいということで計画をしております、その申請件数ですけれども、ただいま901件で75%ということになっております。あと公共施設が54カ所ありますので、全体としましては、955件個別受信機を設置しているということでございます。100%に向けてということでもありますけれども、機能として、その地域ごとに放送ができるということになりますので、行政区ごとに放送が

できるということですので、100%に向けて、区長さんあたりに推進してもらえばというふうに考えております。

○4番（西 孝恒君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ページは96ページ、文化財保護費であります。山江村の大切な文化財を守るために、それぞれ各項目に予算計上がしてあります。昨年度臨時議会に合戦ノ峰観音の周辺整備で予算計上なされました。私も質疑させていただいて、そのとき地域的なバランスを考えて、村長の答弁は補助金交付要綱等をつくりたいということで答弁いただいております。今回、地方創生の拠点づくりとして、この周辺整備、土地購入からトイレ、物産販売等の総額はやっぱり5,000万円を超えるんじゃないかというふうに思いますけれども、日本遺産は城山観音もありますし、未指定、村指定、いろいろ堂とか祠とか神社があります。そういった中で、どのような補助金交付要綱を作るかという、単なる村内の文化財保護委員会の中での会議で対応できるのか。これはやはり文化財という専門的な見識を有する方を入れて、今後の山江村の文化財保護のあり方を地方創生の一環としてしないと、せっかく先人が築いてきた歴史の足跡がだんだんと廃れていくということも考えられます。

そういったことで、予算的にはこの文化財保護委員の報酬と報償費しか上げてありませんけれども、私はこれは大変今後のことを考えると、重要な補助金交付要綱になってきますので、そういった点を委員会としてどのように考えてらっしゃるか、プロセスも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。文化財保護費についてのご質問でございます。昨日の一般質問等でも出ておりましたとおり、村内には大変多くの文化財が点在しております。その中で指定しておりますのは66ということで、それ以外の文化財については未指定文化財、または未指定でない文化財とたくさんございます。そのような中で条例を制定しておるところでございますけれども、やはり以前からの文化財がかなり古くなってきておるところもございます。条例だけでは対応できないところもございますので、今回要綱の検討をしておるところでございます。

文化財保護委員につきましては、村内の文化財をそれぞれの委員の方、担当を決めて、毎月巡回していただいて、状況を報告してもらっておるところでございますけれども、やはり仏像調査も先般行いましたが、文化財が古くなってきておるとい

うことで、やはり要綱を定めて、その支援、所有者とか管理者がおられますので、その支援をしていかなければならないなということで考えておるところでございます。

内容については、有形文化財、それから無形文化財、史跡、名勝、天然記念物の保存に向けた支援ということで、それぞれの修理とか防災面の管理とか、さまざまな事業の内容を設けて支援していきたいということで考えております。それに伴いまして、専門的な視野でどの文化財が早急に修理とかしなければいけないとか、その辺のこともございますので、資料館長の任用等も含めまして、文化財を専門的な知識を持った方を入れて、さらに村内の文化財が保存、活用ができますように、今後さらに強化をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（横谷 巡君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 1点だけ質疑をいたします。ページは79ページになりますが、款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費、節の19負担金補助及び交付金になりますが、住宅建築物耐震改修補助金として80万円計上されておりますが、どのような補助金なのか質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。これにつきましては、計画に則ってしておるわけですが、建物につきましては民間の建物でございます。昭和56年5月31以前の民間建物への補助金ということで、これは県が進めている計画の中の負担金であります。これについては、歳入のほうも計上しておりまして、要綱に則った見合う建物があった場合、その耐震設計に20万円、それから耐震改修のほうに60万円ということで支出を考えております。これについては県の審査後にそれぞれが申請を受けて認可を受ければ、設計が20万円、それから改修が60万円ということで、限度額をそれぞれ上げているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 村民の方への周知は、どのように考えられているのか質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 現在、耐震改修の改定を28年度進めております。その改定が策定が終わり次第、村のホームページ、それから内容詳細については広報紙、それから回覧等ということで検討をしておるところでございます。

○1番（赤坂 修君） 以上、質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第18号につきまして、4点ほど質疑をしたいと思います。まず第1点目、ページは67ページ、果樹振興費関係ですが、報酬のところ、栗技術指導員の分が8万3,000円上がっております。合わせて栗の苗木の助成が91万5,000円上がっております。これは両方ひっくるめてお尋ねをしたいと思います。簡潔にお答えいただきたいと思いますが、栗の技術指導員、これは恐らく剪定員のことだろうと思うんですが、いろいろ聞きますと、栗の剪定のしようにさまざまやり方があって、切り過ぎたりとか、剪定がうまくできていないとかさまざまな声も聞きます。この辺の統一がどうにかされる必要があるのではないかと思います。バラバラに指導しますと、それだけ収穫が減ったり増えたりさまざまですので、その辺の技術指導がどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

それからもう1点が、苗木の助成が91万5,000円、話では2,500本程度ということですが、これを次年度また同じように繰り返して行って、目標数量の300トン確保できるのか、その辺の見通しをお尋ねしたいと思います。

それからもう1点は、今から観光地としてフットパスも含めてですけども、いろんな人が入ってくると思います。グリーンツーリズムもされると思いますし、それから、時代の駅も将来村内における一つの観光の目玉にもなると思います。今回助成金も、グリーンツーリズムが3万円、それから時代の駅むらやくばについても60万円程度の助成しか、これは委託料ですけども、なされてないんですが、将来もこの時代の駅につきましても、非常に苦勞をされておるようであります。特に忙しくなって、よく見ると土曜も、時には日曜もお仕事されておるようですので、この辺の配慮がもう少しあるんじゃないか、将来に当たってですね。グリーンツーリズムにしてもしかりだと思います。グリーンツーリズムにおいては、たったの3万円ですから、いけば助成金としてのあまり役に立ってないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 1点目の栗技術指導員の指導ということの質疑だと思いますけれども、栗の剪定を申請される方、この方はほとんどがやっぱり体が不自由な方もいらっしゃいますけれども、高齢の方がほとんどであります。その方の栗園の剪定に対しまして、あまり思い切って切ったら3年後、4年後は確かにいいと思うんですけれども、やっぱり高齢の方は毎年の収入がないと生きがいもないといえますか、その点も考えております。それでやっぱり議員おっしゃられるとおり、

昨年はそういう切り過ぎじゃないかなというふうな声も村民の方から聞こえてきております。去年に剪定員の方を留任されている方もいらっしゃいますけども、10名に増やしました。剪定員の方の会議の中では、その所有者とどういうふうに所有者が思ってもらえるか、そしてどこを切ってもらいたいかというのをお互いに話し合いながらしてくれというふうな指導をしておりますので、今年はまだ終わっておりますけれども、苦情は全く出ておりません。確かにその申請に対しまして申請者が少なかった年もあります。でも昨年はその申請者が18名でしたけれども、今年度は22名と増えておりますので、またその辺もやっぱり栗の増産、そして栗の生産向上の推進を図るためにも、指導員の方と協力しながら、所有者の生きがいも兼ねて一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それから、栗の苗木の助成ということでございます。91万5,000円を計上しておりますけれども、これは2,500本を想定しております。2,500本を毎年したら目標の10年後の300トンになるかということでございますけれども、毎年2,000本近くは、新植で植えられておるという状況ではあります。これが収穫ができるまで三、四年かかりますので、その間はじゃあどうするかなということでございます。いろいろな補助事業もありますけども、今は国の補助事業を活用しまして、JAが事業主体でしてありますが、栗の改植、そして新植に対するその未収穫期間の補助金も出るということであります。例えば改植の場合には、その未収穫期間の保障も含めて約40万円ほど出るという事業を生産者の方に推進をしているところであります。また、昨年配置しました栗技術指導員によりまして、栗生産向上推進委員を配置しましたが、その委員さんが1軒1軒山江の栗園を回られております。そして、ここの栗園はどういうことをしないと増産、品質向上にならないということがわかっておりますので、それを今度、来年度その委員さんと一緒に現地調査しまして、その所有者、耕作者にもいろいろ助言とかしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 時代の駆むらやくば施設管理維持費の件でございます。ここは指定管理者制度を用いまして、NPO法人のほうに指定管理をお願いしておるわけでございます。その指定管理委託料として、年間60万円をお願いしております。これにつきましては一時期減りまして、電気代も賄えないような状況ということで、非常に苦勞されておりました。ここは村内の方よりも村外の方のほうが多く利用されておまして、自主活動もいろいろとされております。やっぱり山江の顔ということで、一応もう定着してきているんじゃないかなと考えておりま

す。毎年決算状況などを出していただきながら、この委託料等も検討いたしておりますけれども、事業拡大等によりまして、いろいろな経費が必要になってくれば、一応その決算状況を見ながら、やはり協議をしていくべきではないかなと思っております。

やはり一時期は日当もないような状況で頑張っておられました。そのことは十分私どもも承知いたしておりますので、やはりそういった頑張られるところは支援をしていきたいと思っております。黒字ということでございます。それでやっぱり事業の内容を拡大していただいて、私どものほうは思っておりますフットパスであるとか、そういったものと協働しながら事業拡大していただければ、もっとレストランだけでなく、いろんな取り組みができるんじゃないかなろうかと思っております。

それからグリーンツーリズム、こちらのほうにつきましても、非常に自主的にグリーンツーリズム取り組んでおられました。いろいろな体験プログラムをつくられてきて、豆腐づくりやこんにゃくづくりであるとか、川を使った体験、いろいろ取り組んでおられましたけれども、やはりそのうちにだんだん活動のほうは縮小になってきておるように感じております。村のほうといたしましても、職員を張り付けてまして人的支援ということで、金額は少のうございますけれども、1名張り付けて活動するときにはいつも支援をいたしております。このあたりにつきましても、先ほど申しましたフットパスと絡めて、もう一度グリーンツーリズム事業を考え直していくべき、組み立て直すべきだろうというふうに思っております。そういったところから事業の拡大も考えておりまして、そういったところで今後とも人的支援、またいろいろな事業拡大に伴います経費の支援ということではしていくべきではないかなと感じております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからグリーンツーリズムにつきましても補足をさせていただきます。今までのグリーンツーリズムは、どちらかというと体験プログラムの中でいろんな農家の体験をしようということだったんですけれども、ここにきてインバウンドを含めて、農泊によるビジネス化が問われ始めてます。農泊によるビジネス化がですね。従いまして、その農泊をどういうふうに進めていくのかということについての課題が、今までのやり方から球磨郡のグリーンツーリズム研究会もそうですけれども、そっちのほうに軸足を移そうとしている状況あります。

従いまして、その農泊というと、山江村の宝物、美しい自然であったり川であったりするわけでありましてけれども、その究極は、本当に昔から培われてきた技術と

か味とかというものは、各家庭の中に宝が埋まっているということでありまして、そういう各家庭の宝を大事にしながら交流をしていくという形をとれないか、それと今までは安価に泊めていた、要するに安い値段で非常に苦勞されて泊めておられたということでありましてけれども、その価値があるということであれば、やっぱり旅館並みの料金は取っていくべきでじゃなからうかというようなことも考えて、私もビジネス化としての支援をしなくちゃいけないなというところを、方向を考えているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今、お尋ねしましたとおり、グリーンツーリズムにしても、それから、時代の駅むらやくばにしても、いわば唯一の観光資源だと思しますので、将来もずっと価値が出てくるというふうに思いますので、その辺配慮をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 1点だけお聞きいたします。商工費のほうで72ページですけども、商工会にプレミアム商品券補助金が、去年は500万円ばかり出ておりましたけれども、今年は480万円と20万円の減になっております理由と、あと用途ですね、商品券を使って山江で使用する用途などを変更することはありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） まず、去年の500万円が480万円になったということでございます。これにつきましては、商工会のほうといろいろと協議をいたしまして、額を決定いたしております。やはり商工会のほうも手数料とか、販売するところの手数料なんかも必要だろうということで申し出があつておまして、そういったところも勘案しながらやっておりますけれども、480万円というふうな結果になっております。

それから、用途のほうにつきましては、最近会計検査員が入っております。全国で200カ所以上の地点を調査しております。その中で換金性の高いものとか、上限を決めなくて非常に高額の買い物をしていると。ある企業によっては社員が個別に買って、それを合わせてレジヤートを買ったとか、そういった事例が報告されております。これにつきましては総務省のほうから、今後、使用の範囲につきましては、また指導がなされるんじゃないかなと思っております。これもともとプレミアム商品券が地方創生の生活支援等の消費喚起ということで、法律として

交付金として交付されました目的が、やはり地域の消費を喚起するというところでございますので、そういったものの規定に沿った使い方をすべきではないかというふうに考えてはおりますけれども、やはり使われる方の身になって、やっぱり使いやすい商品券でなければならないと思っておりますので、いろいろアンケート等で意見が寄せられておりますので、そのあたりは今後も勘案しながら、法に触れない範囲内で進めていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） これの補助金も山江の村の単独の補助金だろうというふうに考えておりますので、山江の人はそんな悪い人はいないと思っておりますので、幅広い使用をできるようにお願いしたいというふうに考えます。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第18号、平成29年度山江村一般会計予算は、原案とおりの可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時34分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第15 議案第19号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第19号、平成29年度山江村特別会

計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 議案第19号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書の質問します。ページは8ページでございます。8ページに高額医療費共同事業組合負担金とございます。私も三、四年前に息子が腸ねん転しまして、これ支払いはどうするかと思いました。そのときやっぱり100万円以上かかっておりました。僕は医療機関から高額医療があるということを知りまして、2カ月、月をまたぎますので2カ月分ですね、14万円ほど払った記憶がございます。

ところでこれは村民は知ってるのかなと、私はそれまで知りませんでしたので、村民は知っているのかなと思ひまして、それと所得に応じて支払いと思ひますので、幾らずつ支払うのかそれをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。まず1点目の住民の方がご存じであるかということですが、一応高額療養費制度につきましては、医療にかかった方が申請をするような制度でございます。今のところは広報等で高額医療についての周知と、こちらのほうからレセプトが受診の2カ月後に来るということで、そちらで高額該当者とかが該当されるという方がありましたら、こちらから該当してますよというような感じでお知らせを今やっているとあります。

それから2点目の限度額につきましては、平成27年の1月から負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の方の所得を細分化されております。全部で5区分に分かれておまして、まず、住民税非課税者の世帯につきましては3万5,400円、それから年収が370万円以下の方につきましては5万7,600円、年収が約370万円から約770万円の方は8万100円と、かかった医療費から26万7,000円を引いた額に1%を掛けたものがプラスされます。おおよそ8万1,000円ということで考えていただければいいかと思ひます。年収770万から1,160万円の方につきましては、16万7,400円不足医療費から55万8,000円を引いたものに1%を掛けたものが限度額になります。最後、年収1,160万以上の方につきましては、25万2,600円不足医療費から84万2,000円を引いた額に1%を掛けたものが限度額となります。

また70から75歳の方につきましては、4区分に分かれておまして、低所得者の方で年金収入のみの場合、年金受給額が80万円以下などの方につきましては1カ月の負担の上限が1万5,000円、それから1以外の方の低所得者につきましては2万4,600円、一般の方につきましては4万4,400円、それから現役

並み所得がある方につきましては、8万100円に総医療費から26万7,000円を引いたものに1%を掛けたものが限度額になります。

以上でございます。

○7番（秋丸光明君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議第19号につきまして1点だけお尋ねをしたいと思います
が、私も以前この仕事をやっておったわけですが、素朴な質問なんです
が15ページに葬祭費がありますね。保険給付の中で葬祭費を支払うという
ことで、これは10名分だろうと思うんですが、何名分ですかね。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。葬祭費につ
きましては、3万円×10人分ということで計上させていただいてお
ります。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 出産一時金ですね、出産時の育児一時金。こ
ういうのは社会保険も同じ同等の扱いだと思うんですが、社会保険の
場合は葬祭費ってなかったんですが、葬祭費っていうのは、これは
何か義務付けられとった給付費ですかね。どきやんですか、この
辺は。

○議長（秋丸安弘君） それでは、暫時休憩をしたいと思います。少
々お待ちください。

-----○-----

休憩 午後1時37分

再開 午後1時42分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

一二三健康福祉課長。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、葬祭費について、先ほど
の質問にお答えいたします。国民健康保険法の第58条第1項の死亡に
関する給付はということで、ここの条項に書いてありまして、これ
につきましては条例規則で定めた額を給付するということになって
おります。山江村の国民健康保険条例の中で第5条に、「被保険者が
死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万
円支給する」ということで、これに基づいて給付をしております。

以上です。

○8番（中竹耕一郎君） わかりました。健康保険法に定められて、これ条例課せれば
払っていいというような解釈でいいんですね。

○健康福祉課長（一二三信幸君） はい。

○8番（中竹耕一郎君） ありがとうございます。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第19号、平成29年度山
江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

-----○-----

日程第16 議案第20号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第20号、平成29年度山江村特別会
計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第20号、平成29年度山
江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしまし
た。

-----○-----

日程第17 議案第21号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第21号、平成29年度山江村特別会
計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第21号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第22号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、議案第22号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 特別会計介護保険事業予算書について質疑いたします。ページは11ページからの地域支援事業費についてであります。本年度から介護保険事業は新しい総合事業により、予算書の款項目の目の部分もだいぶ変わって新しくなっているようであります。金額的な質疑ではありませんが、この包括的支援事業及び任意事業費の新しくなったその大まかなところをお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。平成29年4月から地域総合支援事業のほうを地域支援事業のほうに移行します。地域支援事業につきましては、今まで全国一律の基準で実施されておりました介護予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域事業に位置付けられ、市町村独自の基準で実施する訪問型サービスと通所型サービスに移行することになっております。これにつきましては、民間企業やボランティア、地域住民等の多様な担い手が多様なサービスを提供することが可能となるということで、今まで要支援認定者だけでなく、基本チェックリストの実施による基準該当者もサービスの利用が可能になるということでもあります。今までありました一次予防、二次予防事業が新しく地域支援事業のほうに充実された形で移行されております。それにつきまして、今まで一次予防、二次予防で予算編成をしておりましたところを、今度新たに地域支援事業ということで予算のほうを組み直させていただいております。28年度予算の4、1、1の介護予防二次予防事業費の元気が出る学校、それから入浴食事サービスにつきまして廃目としております。もともと4、1、2の介護予防一

次予防事業費のコツコツ健康クラブ、出前福祉、介護予防サポーター養成講座、元気が出る大学、栄養教室が一次予防事業でありました。これを新しい款項目節ということで、介護予防支援サービス事業につきましては、今までの一次事業サービスを充実させた形で予算を組んでおります。4、3、2の介護予防ケアマネジメント事業につきましては、この基本チェックリストを行った後に、該当する方につきましてはケアマネの計画をつくる必要がありますので、ケアマネの計画をつくるケアマネージャーの賃金等を上げさせていただいております。款4、項4、目1の一般介護予防事業につきましては、介護予防サポーター養成講座、それからコツコツ健康クラブと出前福祉、栄養教室のほうを上げさせていただいております。款4、項5、目1の包括的支援事業につきましては、主に地域包括支援センターの運営費ということで、事務職の非常勤職員の賃金、それからシステムの管理費用等を上げさせていただいております。同じく款4、項5、目2の総合相談事業費につきましては、夜間・休日の相談事業の委託費ということで上げさせていただいております。それから、款4、項5、目3につきましては権利擁護事業費ということで、高齢者虐待関係の専門員の委託の経費を計上させていただいております。それから、款4、項5、目3の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、地域経営会議の経費を上げさせていただいております。目の5につきましては、任意事業ということで、家族介護継続支援費、それから認知症対策型共同生活家賃助成のほうを組み替えさせていただいております。目6の在宅医療介護連携推進事業費につきましては、今後、在宅医療介護連携のほうが必要になってくるということですので、そちらの対策に向けた経費を上げさせていただいております。目7につきましては、生活支援体制整備事業費ということで、生活支援コーディネーターの賃金を上げさせていただいております。8目の認知症総合支援事業費につきましては、認知症の予防対策ということで、講演会の実施、それから初期集中支援チームの経費を上げさせていただいております。款4、項6、目1につきましては、審査支払手数料ということで、介護給付金に係ります審査支払いの手数料を上げております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、ご説明のありました各項目の説明のところに、それぞれ非常勤職員の予算も上げてありますけれども、一応職種とか業務とか、大体大まかなところをお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。今、地域包括支援センタ

一のほうで事務補助として1名分の事務補助の賃金、それから看護師を2名、うち1名を生活支援コーディネーターということで位置付けまして、2名を看護師のほうを雇う予定です。それから、先ほど申しましたケアマネージャーを新たに非常勤で募集をかけて雇いたいと思っております。

以上です。

○4番（西 孝恒君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第22号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第19 議案第23号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、議案第23号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第19、議案第23号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第20 議案第24号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、議案第24号、平成29年度山江村特別会

計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第24号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書について質疑をいたします。1ページの説明を見ますと、今年度の予算は、歳入歳出ともに6,800万円であります。増えたものの大部分は定期的な機械更新ということでありましたが、その機械更新はどのようなことに使われるのかという点が1点です。

もう1点は、8ページにケーブルセンター施設管理費として備品購入費が上がっております。72万円計上してあります。これはどのようなものを買われるのかということと、その備品の中で、例えば撮影用のカメラとか編集機とか、そのようなものは性能や台数ともに十分であるのか、この答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 今回のケーブルテレビ事業の総額がかなり増額をされております。これにつきましては、開局以来、機器の更新を迎えたものを順次必要なものから更新をいたしております。まず今回、施設設備機器整備委託料として計上いたしておりますのは、自主放送装置、それから文字放送装置の更新及び光通信システムを使いました監視システムでございます。この更新が主なものでございます。それから、センター用の設備、備品でございます。これはカメラが1台と、それからカメラクレーンでございます。これは高い位置から撮影するのにやはりカメラのクレーンが要るだろうということで、今回計上させていただいております。やはり通常の人の目の高さでは捉えきれないところもございますので、こちらのほうを今回購入させていただいております。

備品等につきましては、なるべくスタッフで賄えるような台数を備えてはおります。しかし、カメラ編集機器も年々年々映像がきれいになっていくといいますが、そういったところで、編集機の容量等も5年をたたないうちに編集に無理がくるというような状況でございます。今後、4Kとか8Kとかと言われておりますので、こういったことになった場合には、もう今のセンター設備では追い付かないような状況になるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 例規集の中の山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の第1条に、設置として目的を書いておりますが、それによりますと、「村内の情報格差を是正し、産業経済及び教育文化の向上を目指すとともに、村民の福祉の増進を図るため、住民と行政が一体となった新しい時代の地域コミュニテ

ィをつくり上げることを目的として、放送法に基づき山江村ケーブルテレビ施設を設置する」とあります。非常に産業経済及び教育文化の向上を目指す、福祉の増進を図る、住民と行政が一体となった新しい時代の地域コミュニティをつくり上げるというすばらしい目的ですが、例えばカメラや編集機があれば、手軽なものでも職員の方も気軽に自分で撮影して、自分で編集して、完全パッケージというんですかね、3分なら3分の番組をつくって流せば村民にもわかる、いわゆる情報の共有が伝わるというようなこともあるのではなかろうかと考えております。

今回、一般会計予算のほうで地域づくり研究所にもカメラと編集機が入るとか聞いておりますけれども、そういうものを含めて、ケーブルセンターのみならず職員、そして村民の希望される方というのか、がどンドンケーブルテレビの一部を、何分かわからんですけど、使えるように持っていくような考えはございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 光情報インフラはですね、私、電気や水道や下水設備等々と同様に、今や大事な生活インフラの一つというふうになってきているというふうに思います。従いまして、震災でよく言われているコミュニティの醸成が一番基本だと言われますけれども、その情報を共有することによって、いろんな経済的要素だったり、福祉的要素だったり、地域づくり的要素だったりに寄与するインフラというふうになり得るということを考えております。

あとはどのように活用するかということでありまして、一つは放送としてのケーブルテレビをどういうふうに村民向けに発信していくのか。それと外向けには、もう一つ通信というSNS、Facebook、それからYouTube等々でも流せますし、そういう通信の部分のウェブ上で使うというようなことでの発信の仕方があろうかと思っております。

その使い方を広くこう村民の方、また職員が使いこなせるようにというような質問だったというふうに感じますが、ICT支援員を29年度は各地域に配置させてもらいながら、各地域でそれぞれそういうSNSだったりFacebookだったり、スマホを上手に使う人おられますので、そういう方々中心に、地域の情報だったり、また災害が起きたときのその災害の写真だったりを即座に送っていただくというような仕組みをつくっていきたいと思っております。ICT機器をカメラもそうですけれども、どう使いこなすかということにつきましては、それぞれ研修会を行っておりますので、そういうことを通じながら、いろいろと皆さん方が上手に使えるような仕組みをつくっていかれたらと思っております。

ICT研究所、地域づくり研究所は、実は最近フラッと行きましたら、あそこにスマホの使い方がちょっとわからないから教えてくれという方々が来られるそうで

あります。そういう方々に使い方を教えてやったり、まさに目からうろこで喜んで帰られるというようなこともありますけれども、そういう役割も果たしていくんだらうということでもあります。山江村、松本議員もそうですけれども、住民ディレクターとして、押せばいろんな映像が映るというようなことでもありますし、それをどのような見せ方をしてどのように編集をして発信していくかというようなことは、一つの職員というか、人材育成の手法にもなるかとも思っておりますので、そういう手法も広げていけたらと思っておりますので、ぜひぜひ先人のリーダーとしてですね、またいろんな形でご指導願いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、この議会は生放送中です。今夜は録画放送もあると思います。なるべく上手に話そうとしておりますけれども、生放送ではなかなか、私はずいぶん、下手くそで山江弁が出たりしますが、今のうちの議会以外の放送では生放送はほとんどないように思います。それで少しの時間でもですね、特に告知なんかは来週の何は何かがありますよとか、そういう時間をつくって、役場職員の担当の方なり、あるいは住民団体の方なり村民の方たちが気軽に、間違えてというといけませんけど、間違いを恐れなくて気軽にこう話せるようなコーナーなどは考えておられませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 基本的にその電波といいますか、その通信機器を開放するということについては、何ら問題ないと思っております。従いまして、現在スマホでつくった映像とか、いろんな情報があったらお寄せください、それを流しますというようなこともやっていることでもありますし、また、やっぱり発信したい人が伝えたいことをしっかり出していくということは、大事なことだと思っております。加えて、昔マロンテレビという情報発信のグループがいましたけれども、今活動はやっておりませんが、ああいうですね、村民の方々にその情報を扱いながら、番組がほしいんだというようなこともですね、やっていかなければいけないんだらうということを思っております。マロンテレビと言わずに、マロンチャンネルですので、住民クリエイターなんていう言葉も私思いつかべておりますけれども、そういうことにつきましても、村民の方々と、今100人委員会でも情報グループがありますので、そういう方々との意見交換会の中でもそういう話をさせてもらえればと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） もちろん村民の方にもそういう人はいると思いますが、特に私は職員の方たちはバツと出てから、私はこんな仕事をしてますちゅうのをアピ

ールする必要があるんじゃないかなと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ズームイン朝ならず公務員朝というような構想も実は持っていた時期もありました。ただ職員の中でも、既にそういうことをやっている職員もおりますし、どうしても不得手だ、どうしても気が乗らないという職員もおりますので、強制的にやらせるわけにはいかないんですけども、積極的にそういう機器を使えるような環境もつくっていかればと思っています。

○10番（松本佳久君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第20、議案第24号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りいたします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

○議長（秋丸安弘君） 日程第 2 2、閉会中の継続調査申出書を議題とします。議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出があります。

よって、委員長の申し出のとおり、継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。会議規則第 4 4 条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本日の日程を終了しました。本定例会の会議に付されました事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。平成 2 9 年第 1 回山江村議会定例会をこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後 2 時 1 0 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員